

令和 8 年第 2 回定例会

草津町議会定例会会議録

自 令和 8 年 3 月 9 日
至 令和 8 年 3 月 17 日

草 津 町 議 会

令和八年第二回〔三月〕定例会

草津町議会議録

令和八年第二回〔三月〕定例会

草津町議会議録

令和八年第二回〔三月〕定例会

草津町議会議録

令和 8 年第 2 回草津町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
-------	---

第 1 号（3月9日）

○議事日程	3
○会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○説明のため出席した者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員指名	5
○会期決定	5
○町長行政報告	5
○議長議会報告	9
○令和 8 年度施政方針説明	10
○議案第 1 号～議案第 29 号の一括上程、説明	13
○総括質問	38
○議案第 28 号及び議案第 29 号の質疑、討論、採決	45
○議案第 1 号～議案第 27 号の委員会付託	50
○請願及び陳情書の上程、委員会付託	50
○議事予定の決定	54
○散会の宣告	54

第 2 号（3月17日）

○議事日程	55
○会議に付した事件	56
○出席議員	56

○欠席議員	5 6
○説明のため出席した者	5 6
○事務局職員出席者	5 7
○開議の宣告	5 8
○議事日程の報告	5 8
○付託議案にかかる委員長報告	5 8
○議案第 1 号の質疑、討論、採決	7 5
○議案第 2 号及び議案第 3 号の一括質疑、討論、採決	7 8
○議案第 4 号～議案第 7 号の一括質疑、討論、採決	7 8
○議案第 8 号及び議案第 9 号の一括質疑、討論、採決	8 0
○議案第 1 0 号の質疑、討論、採決	8 1
○議案第 1 1 号の質疑、討論、採決	8 1
○議案第 1 2 号の質疑、討論、採決	8 2
○議案第 1 3 号～議案第 1 5 号の一括質疑、討論、採決	1 0 8
○議案第 1 6 号及び議案第 1 7 号の一括質疑、討論、採決	1 0 9
○議案第 1 8 号及び議案第 1 9 号の一括質疑、討論、採決	1 1 0
○議案第 2 0 号の質疑、討論、採決	1 1 4
○議案第 2 1 号及び議案第 2 2 号の一括質疑、討論、採決	1 1 6
○議案第 2 3 号及び議案第 2 4 号の一括質疑、討論、採決	1 1 6
○議案第 2 5 号～議案第 2 7 号の一括質疑、討論、採決	1 1 7
○請願・陳情書にかかる委員長報告	1 1 8
○動議の提出	1 2 3
○請願 2 の委員長報告についての補足	1 2 4
○動議の提出	1 2 4
○請願書の内容についての確認	1 2 5
○議案第 3 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 8
○議員派遣の件	1 2 9
○付託議案外にかかる委員長報告	1 2 9
○一般質問	1 3 1
3 番 有 坂 太 宏 君	1 3 1

2 番 安 齋 努 君.....	1 3 8
○閉議及び閉会の宣告.....	1 4 3
○署名議員.....	1 4 9

草津町告示第7号

第2回草津町議会定例会を次のとおり招集する。

令和8年3月3日

草津町長 宮 崎 公 雄

記

1、日 時 令和8年3月9日 午前10時

2、場 所 草津町役場

3、議 題

議案第 1号 草津町災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について

議案第 2号 草津町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第 3号 草津町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第 4号 草津町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 5号 草津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 6号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 7号 草津町旅費支給条例の全部を改正する条例について

議案第 8号 草津町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 草津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第10号 草津町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

議案第11号 町営スキー場等の管理及び利用料金条例の一部を改正する条例について

- 議案第 12 号 令和 8 年度草津町一般会計予算
- 議案第 13 号 令和 8 年度草津町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 14 号 令和 8 年度草津町介護保険特別会計予算
- 議案第 15 号 令和 8 年度草津町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 16 号 令和 8 年度草津町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 17 号 令和 8 年度草津町水道事業会計予算
- 議案第 18 号 令和 8 年度草津町温泉温水供給事業会計予算
- 議案第 19 号 令和 8 年度草津町千客万来事業会計予算
- 議案第 20 号 令和 7 年度草津町一般会計補正予算（第 12 次）
- 議案第 21 号 令和 7 年度草津町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 次）
- 議案第 22 号 令和 7 年度草津町水道事業会計補正予算（第 1 次）
- 議案第 23 号 令和 7 年度草津町温泉温水供給事業会計補正予算（第 2 次）
- 議案第 24 号 令和 7 年度草津町千客万来事業会計補正予算（第 4 次）
- 議案第 25 号 指定管理者の指定について
- 議案第 26 号 指定管理者の指定について
- 議案第 27 号 指定管理者の指定について
- 議案第 28 号 草津町副町長の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 29 号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

令和 8 年 3 月 9 日（月曜日）

（ 第 1 号 ）

令和8年第2回草津町議会定例会

議 事 日 程（第1号）

令和8年3月9日（月曜日）午前10時開会

- 第 1 開 議
- 第 2 議事日程の報告
- 第 3 会議録署名議員指名
- 第 4 会期決定
- 第 5 町長行政報告
- 第 6 議長議会報告
- 第 7 令和8年度施政方針説明
- 第 8 議案上程
議案第1号から議案第29号
- 第 9 総括質問（当初予算審議にかかる）
- 第10 議案第28号 質疑・討論・採決
- 第11 議案第29号 質疑・討論・採決
- 第12 議案第1号から議案第27号 委員会付託（別紙付託案）
- 第13 請願・陳情書上程 委員会付託（別紙請願及び陳情等文書表）
- 第14 議事予定の決定（別紙案）
- 第15 閉 議（散会）

会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	直井新吾君	2番	安齋努君
3番	有坂太宏君	4番	市川祥史君
5番	安井尚弘君	6番	小林純一君
7番	金丸勝利君	8番	上坂国由君

9 番 湯 本 晃 久 君
1 1 番 宮 崎 謹 一 君

1 0 番 黒 岩 卓 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長 宮 崎 公 雄 君
教 育 長 富 澤 勝 一 君
企画創造課長 田 中 浩 君
住 民 課 長 熊 川 一 記 君
健康推進課長 萩 原 健 司 君
土 木 課 長 佐 藤 俊 之 君
会 計 管 理 者 一 場 礼 子 君
こどもみらい
課 長 高 井 洋 一 君
教 育 委 員 会 長
教 事 務 局 長 白 鳥 正 和 君
温 泉 課 長 関 亘 君
社会福祉協議
会 事 務 局 長 上 坂 尚 己 君

副 町 長 福 田 隆 次 君
愛 町 部 長 川 島 和 武 君
総 務 課 長 石 坂 恒 久 君
税 務 課 長 堀 田 高 史 君
観 光 課 長 宮 崎 健 司 君
福 祉 課 長 越前谷 学 君
生活環境課長 宮 崎 雄 一 君
上下水道課長 岡 田 薫 君
ベルツこども
園 長 橋 爪 保 君
総 務 課 主 査 今 平 一 真 君

事務局職員出席者

議会事務局長 和 田 修

議 会 書 記 新 田 美 幸

開会 午前10時03分

◎開会及び開議の宣告

○議長（宮崎謹一君） 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまから令和8年第2回草津町議会定例会を開会いたします。

座らせていただきます。

ただいまの出席の議員は11名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宮崎謹一君） 本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

◎会議録署名議員指名

○議長（宮崎謹一君） 続いて、会議録署名議員を指名いたします。

5番、安井尚弘議員、6番、小林純一議員の両議員を指名いたします。

◎会期決定

○議長（宮崎謹一君） 会期についてお諮りします。会期につきましては、2月25日に開催された議会運営委員会に協議した結果、本日から18日までの10日間とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、会期につきましては、本日より18日までの10日間と決定いたしました。

◎町長行政報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、町長から行政報告をお願いします。

町長。

〔町長 宮崎公雄君 登壇〕

○町長（宮崎公雄君） それでは、ただいまは議長、50年間にわたる表彰、誠におめでとうございます。今後ともよろしく願い申し上げるとともに、町を代表しましてお喜びを申し上げ

げる次第でございます。

それでは、行政報告を申し上げます。

町長に就任して初めての定例議会ということでございますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、前回、令和7年12月1日開催の定例議会から本日開催の定例議会までの行政報告をさせていただきます。

なお、前町長の就任中の報告も含まれますので、あらかじめご了承ください。

12月9日、草津温泉スキー場において、今シーズンにおける安全祈願式典が挙行されました。

12月11日、ベルツこども園の発表会が音楽の森コンサートホールにおいて行われました。

同日、令和7年度草津湯の町みかじめ料等縁切り同盟定期総会が草津町商工会において開催されました。

12月12日、草津町遭難救助隊の総会が役場を会場に開催され、冬期シーズンに合わせたスキー場におけるパトロール方法の確認など、関係機関との連携が図られました。

12月13日、群馬県主催による湯けむりフォーラムが音楽の森コンサートホールにおいて開催されました。

12月16日、前橋財務事務所から所長及び専門官のほか4名が来庁され、草津町の財務状況調査の結果説明があり、本町は良好な状態であるとの評価をいただきました。

12月17日、中之条土木事務所所長及び県土整備部道路管理課次長が来庁され、上信自動車道渋川西バイパスの工事状況や開通後の道路状況について説明がありました。

12月18日、J3ガスパ群馬から社長兼ゼネラルマネージャーである細貝萌氏が来庁をされました。

同日、草津町区長会の定期会議が役場会議室で開催されました。

12月22日、日本銀行前橋支店長が来庁され、経済動向についての会談がありました。

12月26日、吾妻郡消防協会との共催で、草津町消防団の歳末夜警に伴う激励を行いました。消防団には、町民及び訪れるお客様の安全と安心のため日夜努力をいただいております。

1月5日、令和8年草津町賀詞交歓会を役場大会議室において開催し、約70名の関係者に参加をしていただきました。また、賀詞交歓会の席上において、草津町自治功労者表彰式が執り行われ、ご出席いただいた受賞者の方々に表彰状と記念品が贈呈されました。

同日、栗生楽泉園において園内放送形式による入所者の皆様に向けて新年の挨拶がなされ

ました。

1月6日、令和8年群馬県議会新春交流会が群馬県庁の県民ホールにおいて開催され、副町長が出席をいたしました。

同日、上毛新聞社主催の新年交歓会がグリーンドーム前橋で開催され、副町長が出席をいたしました。

同日、吾妻郡町村会・議長会の令和7年賀詞交換会が中之条町バイテック文化ホールにおいて開催され、副町長が出席をいたしました。

1月9日、草津町消防団出初式が草津町総合体育館において開催され、多くの関係者の方々に参加をいただきました。

1月14日、観光経済新聞社主催の第39回につぼんの温泉100選において、草津温泉が23年連続1位に輝き、認定証の授与がされました。

1月22日から1月24日までの3日間、第57回葉山町親善スキー学校が行われ、総勢70名の葉山町民が来草されました。

1月23日、草津・本白根山噴火災害8年追悼式が天狗山ゲレンデにおいて挙行され、副町長が出席をいたしました。当日は観光公社やスキーパトロール隊のほか、陸上自衛隊相馬原駐屯地第12ヘリコプター隊から本部付隊長等の参加がありました。

1月23日、令和8年の長野原警察署初点検が長野原町役場において開催され、総務課長が出席をいたしました。

続きまして、2月2日、町長就任に当たっての挨拶回りとしまして、吾妻郡内の町村や渋川市をはじめ長野原警察署や中之条土木事務所のほか吾妻森林管理署を訪問してまいりました。

2月6日、草津町食生活改善推進協議会の新年会として、草津町保健センターにおいて昼食会が開催され、出席し、挨拶をしてまいりました。

2月12日、町長就任に当たっての挨拶回りとしまして群馬県庁へ出向き、山本知事をはじめ両副知事、教育長、部長級の幹部らを訪問し、併せて、群馬県警察本部長、群馬県議会事務局長を訪問してまいりました。

2月13日、J R高崎支社へ出向き、渋川・吾妻在来線活性化協議会による令和7年度の要望活動をしてまいりました。当日は、渋川市及び吾妻郡内の各首長とともに渋川駅から高崎駅まで電車を利用してJ R高崎支社へ赴き、支社長らに要望書を提出してまいりました。

令和5年12月定例会において可決された訴訟の提起に係る案件について2月16日、前橋地

方裁判所において判決がなされました。

本件は、草津町が原告となり、大字草津地内の町有地、地籍合計92.25平方メートルとなる土地上の建物について、土地所有者の使用収益を妨げる権限のない者たちが無断譲渡し、本件土地を所有しているという不法行為に対し、建物収去と土地の明け渡しを請求し、併せて、損害賠償請求権により借地相当額として、連帯として年額17万6,640円の金員の支払いを求めた訴訟であります。

今回の前橋地方裁判所の判決は、被告に対して指定された範囲の建物を収去し、土地の明け渡しを命じ、年額15万770円の支払いを命じました。原告となる草津町の請求が大筋認められた判決であったことを報告をいたします。

2月17日、星野リゾートが本町で開発をしている宿泊施設、界草津の総支配人のほか2名が表敬訪問のため来庁され、町長室において意見交換を行いました。

同日、楽天トラベルの辻ヴァイス・ゼネラルマネージャーが表敬訪問のため来庁され、町長室において意見交換を行いました。

2月19日、陸上自衛隊第12旅団大隊長が来庁され、町長室において会談を行いました。

2月20日、群馬県町村会の定例会が前橋で開催され、出席し、構成町村の首長と挨拶を交わしてまいりました。

同日、吾妻郡町村会の定例会、吾妻広域町村圏振興整備組合理事会及び第1回定例会が中之条町役場において開催され、議案審議を行いました。その後、吾妻環境施設組合議会が、第1回定例会が開催され出席をしてまいりました。

2月25日、ＪＲバス関東から長野原支店長が来庁され、町長室において表敬訪問を受けました。

2月26日、国土交通省関東地方整備局品木ダム水質管理所長が表敬訪問され、来庁され、町長室において防災などの意見交換を行いました。

同日、ＪＲ東日本から渋川駅長及び長野原駅長が来庁され、町長室において表敬訪問を受けました。

同日、教育委員会による総合教育会議が役場第一委員会室において開催され、出席をいたしました。当議会は首長と教育委員会が地域の教育の方向性を話し合う公式な会議であり、教育長と教育委員の皆様と町長施策の方向性について意見交換をさせていただきました。

同日、町内の老舗旅館15軒により構成される和風村から田村代表ほか3名が来庁し、町長室において表敬訪問を受けました。

同日、令和7年度上信越国立公園中部地域協議会が長野県の山ノ内町役場において開催され、副町長に代理出席させてまいりました。

2月27日、100歳を迎えられた土屋トヨエさんを慶祝訪問し、お祝いのご挨拶をしてまいりました。

同日、J3ザスパ群馬から細貝社長ほか3名が来庁され、町長室において表敬訪問を受けました。

3月2日、草津町遭難救助隊と草津町消防団との合同雪上訓練が草津スキー場で開かれ、開会式に出席し、挨拶をしてまいりました。

3月5日、ザスパ草津チャレンジャーズの必勝祈願祭が白根神社において挙行され、出席をしてまいりました。

以上、本定例議会に当たりましての行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 以上で町長の行政報告を終わります。

◎議長議会報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、私から議会関係の報告をいたします。

12月9日、草津温泉スキー場安全祈願式典が天狗山レストハウスで開催され、副議長、黒岩総務観光常任委員長、上坂民教土木委員長と出席をしてまいりました。

12月11日、令和7年度草津湯の町みかじめ料等縁切り同盟定期総会が天狗山レストハウスで開催され、副議長、黒岩総務観光常任委員長、上坂民教土木常任委員長とともに出席をしてまいりました。

12月13日、14日の2日間にわたり、群馬県主催の湯けむりフォーラムが草津音楽の森国際コンサートホール及びホテルヴィレッジにおいて開催され、議員各位が出席をいたしました。

12月22日、社会福祉法人にしあがつま福祉会評議委員会が長野原町役場において開催され、金丸副議長、上坂民教土木常任委員長が出席をいたしました。

1月5日、令和8年草津町賀詞交歓会が役場大会議室で開催され、各議員とともに出席をし、挨拶をさせていただきました。

1月6日、群馬県議会新春交流会が群馬県庁にて、また、上毛新聞社主催の新春の集いが前橋市のグリーンドーム前橋にて行われ、また、さらにその後、吾妻郡町村会町村議会賀詞交換会が中之条町バイテック文化ホールにおいて開催され、それぞれ町長とともに出席をし

てまいりました。

1月9日、草津町消防団出初式が草津町総合体育館において開催され、議員各位とともに出席をし、挨拶をさせていただきました。日頃から草津町の消防活動に尽力されている団員の姿を拝見し、心強く感じました。

1月23日、令和8年度長野原警察署初点検が長野原町住民総合センターで開催され、出席をしてまいりました。長野原署員の規律正しい姿勢と高い士気を拝見し、大変、当町をはじめ吾妻の安全に寄与されているというふうに強く感じました。

1月23日、草津町議会スキー場視察を草津温泉スキー場において行い、議員各位が出席し、スキー場の状況を視察してまいりました。

同日、葉山町親善スキー学校歓迎レセプションが天狗山レストハウスにおいて開催され、議員各位と出席をして挨拶をしてまいりました。

2月13日、群馬県町村議会議長会定期総会が前橋市町村会館において開催され、出席をし、先ほどご案内されましたように、私が全国町村議会議長会表彰一般表彰、議会議長50年以上在籍者として表彰を受けてまいりました。

2月18日、吾妻郡町村議会研修会が中之条町ツインプラザにおいて開催され、議員各位とともに出席をして研修を受けてまいりました。

2月18日、同日、吾妻郡議会臨時会及び情報交換会が中之条町ツインプラザにおいて開催され、出席をしてまいりました。

2月20日、吾妻広域町村圏振興整備組合議会定例会が中之条町役場において開催され、副議長とともに出席をし、令和8年度当初予算（案）、令和7年度補正予算（案）などの議案審議を行ってまいりました。また、定例会終了後、吾妻環境施設組合定例会が開催され、出席し、当初予算並びに補正予算などの審議を行ってまいりました。

3月2日、草津町遭難救助隊・草津町消防団合同雪上訓練が草津温泉スキー場で行われ、黒岩総務観光常任委員長とともに出席をし、挨拶をしてまいりました。

以上、私からの議会関係の報告を終わります。

◎令和8年度施政方針説明

○議長（宮崎謹一君） 続いて、町長から令和8年度施政方針説明をお願いします。

町長。

〔町長 宮崎公雄君 登壇〕

○町長（宮崎公雄君） それでは、令和８年第２回草津町定例議会定例会の開催に当たり、令和８年度の町政における施政方針の一端をご説明申し上げるとともに、町議会議員の皆様をはじめ町民の皆様の行政運営への理解とご協力をお願いを申し上げます。

私は、令和８年１月30日より、多くの町民の皆様の信託をいただき、第45代草津町長としての町政の重責を担うこととなりました。就任以来、県内そして郡内の関係町村や各機関を回り、町内事業者や各機関の方々とともに可能な限り対話をできるよう努めてまいりました。また、共に働く全職員との面談を行うことができました。就任後、間もない期間であります。改めてこの町の歴史の重みと、そこに暮らす人々の温かさ、そして町政に対する期待を肌で感じているところであります。

そうした中、２月17日に開催された第１回草津町議会臨時会において、町長としての初めての所信表明をさせていただきました。その際、私は、町民との対話を軸に「共に創る町づくり」を基本理念に挙げ、町民の声に広く耳を傾け、町民を主役とした行政を実行すると述べさせていただきました。

就任から約１か月間が経過し、本日、私にとって初めての定例議会に臨むに当たり、令和８年度の予算案並びに施政の基本方針を提示できることは、大きな喜びであるとともに、その重責に改めて身の引き締まる思いであります。

今回の予算編成は、これまで進めてこられた草津町の政策を踏襲するとともに、私が挙げる政策や理念を今後具体的な施策として芽吹かせていくための、いわば未来の第一歩であります。議会各位並びに町民の皆様、各関係機関の皆様の深いご理解とご協力をお願いを申し上げます。上げる次第でございます。

現在、我が国は物価高騰や人口減少といった構造的な課題に直面する一方で、観光再生による地方創生の大きな転換期を迎えています。群馬県が推進する温泉文化のユネスコ無形文化遺産登録に向けた動きも加速しており、本県の観光の中核である草津町への期待は大きなものとなっています。この機会を確実に捉え、私は、先人たちが守り抜いてきた草津温泉の誇りを次世代へつなぎ、さらに飛躍を目指してまいります。

これから推進していく私の町政運営は、町民の皆様とともに描く「みらい共創ビジョン」を立てていくことから始めたいと思います。そのため、令和８年度の予算編成につきましては、１つの柱と４つの枝を中心に編成をいたしました。

初めに、柱となるのは、草津町の未来を創るための基本計画の策定であります。

改訂時期を迎える草津町行政指針・まちづくり８ヶ年計画について、その前身となる草津

町総合計画のような当町の最高上位計画に位置させることを目標に、次世代へ確実に、そして誇りを持ってつないでいくことができるよう、草津町第6次総合計画～（仮称）くさつ未来共創ビジョン～の策定に着手します。そのための枝となる主要な施策について、今後、検討部会などを立ち上げながら進めていきたいと考えております。

まず、一つ目に、子育て、教育支援を充実させ、子育て世代の将来への不安に具体的な施策で応えていき、子育て現役世代に選ばれる町を目指します。

そのため、これまでの学校建設検討部会の検討内容を踏まえつつ、次世代の学びにふさわしい教育環境を構築するために、今後の新しい学校建設の検討を具体化していくための検討会議を設置いたします。併せて、室内を含む公園の再整備、また、新しい教育センターの設置の検討など、町の宝である次世代への投資を強化していくための取組を重点化してまいります。

子育て世代への伴走支援、草津町こども家庭センター・なないろを令和7年12月に保健センター内に設置したことから、令和8年度からは子育て世帯のよりどころとしての機能を充実させるための予算を重点化しました。さらに、家計への直接支援として、新規に乳幼児等のおむつ購入助成事業を展開します。子育て世帯への経済的、精神的なフォローをし、社会全体で育児を支える仕組みを具現化します。

2つ目に、高齢者福祉の施策を強化をします。住み慣れた町で安心して暮らせる町づくりに努めます。特に、高齢者の見守り体制を強化するために、行政と地域とが連携した上での事業を進めます。

そのため、従来の高齢者福祉施策をまとめ、高齢者見守りネットワーク構築事業として展開し、あんしん電話の利用促進や地域ささえあい活動事業を強化をしてまいります。また、高齢者の外出支援や社会参加を支える仕組みについても、関係者の意見を聞くなどしながら、高齢者の健康寿命の延伸のために検討を進めてまいります。

3つ目に、活力ある町をつくるための移住定住・空き家対策について進めていきます。

そのため、令和8年度は定住移住、さらにDX化を進めるために、群馬県職員1名を人事交流で配置する予定であります。

移住者の感性と地域を守る方々の思い、双方の声に耳を傾けつつ、現行の草津町人口ビジョンなどで示す人口課題について、担当課を中心に取り組んでいきます。また、戦略的に移住定住促進を図るため、空き家実態調査などを進めた後に、空き家バンクを創設し、新しい活力を生むための住まいの環境整備を計画してまいりたいと思っております。

4つ目に、町経済を充実させ、町民の生活向上につなげるため、草津町の豊かな自然と観光資源を最大限に生かした観光施策を実施し、持続可能な観光地を目指します。

そのために、重要な財源となるふるさと納税事業の適切な維持と電子クーポンの普及促進に努め、町内事業の活性化を図ります。また、草津町が保有する貴重な資源となる温泉源を活用した新エネルギー分野にも力を入れていきたいと思います。特に、温泉供給事業会計を中心に温泉熱発電設備設置事業を進めていきます。

これらの施策、事業を進めていく上において、草津町が抱える課題としては、現在進めている下水処理場の再構築事業や、これから本格的な着手となる吾妻広域で行う新ごみ処理施設事業など、巨額を要する大型インフラ整備が控えていることであります。

そのため、歳入と歳出のバランスを常に注視し、安定した財政運営を目指しながら町政を進め、新たな事業については、財政状況を慎重に見極め、町民皆様の声を反映させながら進めてまいります。

以上、令和8年第2回草津町議会定例会開催に当たっての施政方針とさせていただきます。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） 町長の施政方針説明が終わりました。

◎議案第1号～議案第29号の一括上程、説明

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案の上程をいたします。

お諮りします。議案第1号から議案第29号までについて一括上程することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第29号までについて一括上程することに決定をいたしました。

続いて、議案に係る説明を願います。

議案第1号から順次願います。

議案第1号、総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第1号について朗読と説明を申し上げます。

議案第1号 草津町災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について。

草津町災害弔慰金の支給等に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年3月9日提出、草津町長、宮崎公雄。

おめくりいただきまして、1ページの今回制定しようとする条例の告示文案をご覧いただきたいと思います。

初めに、この1ページの条例案第1条をもって制定する条例の目的の要点について申し上げます。

この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律等の規定に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した遺族に対する災害弔慰金の支給を行うこと、また、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とした条例の制定でございます。

さらに、おめくりいただきまして、6ページの提案理由にて補足の説明をさせていただきます。

提案理由及び要旨を申し上げます。

群馬県市町村総合事務組合で共同処理を行ってきた災害弔慰金等の支給に関する事務について、当該組合による共同処理を終了し、各自治体による直接執行へと移行することから、新たに条例を制定したいとするものでございます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第2号、こどもみらい課長。

〔こどもみらい課長 高井洋一君 登壇〕

○こどもみらい課長（高井洋一君） それでは、議案第2号につきまして朗読と説明をさせていただきます。

議案第2号 草津町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

草津町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

令和8年3月9日提出、草津町長、宮崎公雄。

1枚おめくりいただきますと、1ページから13ページまで制定条文の写しとなっております。

続いて、14ページをご覧ください。

制定理由及び要旨にて説明をいたします。

制定理由及び要旨。

児童福祉法の改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるとともに、これに関し必要な事項を定めるため条例を制定しようとするものであります。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第3号、こどもみらい課長、説明願います。

〔こどもみらい課長 高井洋一君 登壇〕

○こどもみらい課長（高井洋一君） それでは、議案第3号につきまして朗読と説明をさせていただきます。

議案第3号 草津町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

草津町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

令和8年3月9日提出、草津町長、宮崎公雄。

1枚おめくりいただきますと、1ページから14ページまで制定条文の写しとなっております。

15ページをご覧ください。

制定理由及び要旨にてご説明をいたします。

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものです。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第4号、総務課長、説明願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第4号について朗読と説明を申し上げます。

議案第4号 草津町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

草津町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年3月9日提出、草津町長、宮崎公雄。

おめくりいただきますと、1ページに一部改正をしようとする告示文案をつけさせていただいております。

もう1枚おめくりいただきまして2ページ、提案理由及び要旨にて説明を申し上げます。

会計年度任用職員の年次有給休暇等について、総務省からの通知を踏まえ、非常勤職員がより働きやすくなるよう、休暇を取るための諸条件や日数を規則で定め、その内容に基づい

て付与する仕組みに変更したいとするものでございます。

3 ページは新旧対照表となっております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第5号、総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） 続きまして、議案第5号について説明を申し上げます。

議案第5号 草津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

草津町職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年3月9日提出、草津町長、宮崎公雄。

おめくりいただきますと、1 ページには一部改正をしようとする条例の告示文をつけさせていただいております。

このページで少し説明を申し上げます。

主には第10条関連で、通勤手当の改正、第18条及び19条においては期末勤勉手当の率の改正を行うものでございます。

さらに、もう1枚おめくりいただきまして2 ページの提案理由及び要旨にて補足の説明を申し上げます。

令和7年8月の人事院勧告に基づき、令和8年4月1日以降における職員の手当の見直しを行うため、所要の改正をしようとするものでございます。

3 ページ以降は新旧対照表となっております。

説明については以上です。ご審議のほどお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 引き続き、議案第6号、総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） 引き続き、議案第6号について説明を申し上げます。

議案第6号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年3月9日提出、草津町長、宮崎公雄。

おめくりいただきますと、改正しようとする条例の告示文案となっております。

もう1枚おめくりをいただきまして2 ページの提案理由及び要旨にて説明を申し上げます。

職員の健康管理に関する専門的業務を継続的かつ安定的に実施し、業務内容に見合った適

正な報酬体系を整備する必要があるため、健康管理を担う医師を町医から産業医へ位置づけ直し、併せて報酬額を見直すため所要の条例改正を行いたいとするものでございます。

3 ページは新旧対照表となっております。

説明については以上です。ご審議のほどお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 引き続いて、議案第7号、総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） 引き続き、議案第7号について説明を申し上げます。

議案第7号 草津町旅費支給条例の全部を改正する条例について。

草津町旅費支給条例の全部を別紙のとおり改正する。

令和8年3月9日提出、草津町長、宮崎公雄。

おめくりいただきますと、1 ページから15 ページまで、全部改正をしようとする告示文案をつけさせていただいております。

16 ページをお開きいただきたいと思います。

16 ページ、提案理由及び要旨にて説明を申し上げます。

令和6年度に一部改正された国家公務員等の旅費に関する法律を踏まえ、当町の旅費制度について所要の措置が必要となることから、草津町旅費支給条例の全部を改正しようとするものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第8号、福祉課長、説明願います。

〔福祉課長 越前谷 学君 登壇〕

○福祉課長（越前谷 学君） それでは、議案第8号について朗読と説明を申し上げます。

草津町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について。

草津町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例（令和7年草津町条例第22号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年3月9日提出、草津町長、宮崎公雄。

1 枚おめくりいただきますと、改正しようとする条文を記載してございます。

もう1 枚おめくりいただきまして2 ページをご覧ください。

改正理由及び要旨がございます。こちらにてご説明をさせていただきます。

改正理由及び要旨。

不連続が生じていた項番号の繰上げ及び条文中の誤字を適正な文言に改正するものでござ

います。

続く 3 ページは新旧対照表を記載してございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第 9 号、住民課長、説明願います。

〔住民課長 熊川一記君 登壇〕

○住民課長（熊川一記君） 続きまして、議案第 9 号について朗読し、ご説明いたします。

議案第 9 号 草津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

草津町国民健康保険税条例（平成18年草津町条例第30号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 3 月 9 日提出、草津町長、宮崎公雄。

1 枚おめくりいただきますと、改正条例の改め文がございます。さらに 2 枚おめくりいただきますと 3 ページに改正理由がございますので、こちらを朗読いたします。

改正理由。

国において、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本町国民健康保険税条例においても所要の改正を要するものとなります。具体的には、令和 8 年度から国民健康保険税の一部として徴収が開始される子ども・子育て支援納付金課税額の規定を追加するものとなっております。

次ページ以降には、本改正に係る新旧対照表を添付しております。

慎重審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第10号、観光課長、説明願います。

〔観光課長 宮崎健司登壇〕

○観光課長（宮崎健司君） それでは、議案第10号について朗読し、説明をさせていただきます。

議案第10号 草津町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について。

草津町小口資金融資促進条例（平成 8 年草津町条例第 2 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 3 月 9 日提出、草津町長、宮崎公雄。

1 枚おめくりいただきますと、今回改正しようとする告示文の案となっております。

もう 1 枚おめくりいただきますと 2 ページの改正理由及び要旨にて説明を申し上げます。

小口資金については、群馬県と草津町との協調により実施している制度融資であります、県からの要請に基づき条例改正を行おうとするものであります。

1として、借換融資期間延長の特例の継続であります。

群馬県が小口資金の返済負担の軽減策として、小口資金融資の借換制度及び借換条件の緩和措置並びに融資期間を最長3年延長可能とする措置を、令和8年度においても1年間延長し継続実施することから、当町においても中小企業支援等の一環として同様の改正を行おうとするものであります。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第11号、企画創造課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） 議案第11号について朗読と説明を申し上げます。

町営スキー場等の管理及び利用料金条例の一部を改正する条例について。

草津スキー場等の管理及び利用料金条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年3月9日提出、草津町長、宮崎公雄。

1枚おめくりいただきまして、1ページをご覧ください。

今回改正する条例の告示案となります。

さらにおめくりいただきまして、4ページをご覧ください。

改正理由と要旨について述べさせていただきます。

改正理由及び要旨。

草津温泉スキー場では、条例第3条（経営の基本）に規定されるスノーリゾートから通年型山岳リゾートへの変換を図るため、令和5年から天狗山レストハウスの建て替えを進めているが、令和8年3月末に事業が完了することから、町営スキー場等の施設から建て替えにより解体をした施設を削除し、新天狗山レストハウスを追加するものとなっております。また、通年型山岳リゾートとしての基幹施設となる天狗山レストハウスを通年使用するに当たり、スキー場営業外における有効活用に資することを目的とした草津町天狗山レストハウス等使用条例を廃止し、所要の規定を本文条例に統合しようとするものとなっております。

改正に伴いまして、平成30年1月23日に発生した本白根噴火により縮小したコースの一部について、国有林野使用許可地の返地が完了することから、当該コースを合わせて廃止するものとなっております。

5ページから11ページにかけては新旧対照表となります。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 引き続き、議案第12号、総務課長、説明願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第12号について朗読と説明をさせていただきます。

議案書の表紙をおめくりいただきたいと思います。

議案第12号 令和8年度草津町一般会計予算。

令和8年度草津町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ58億9,114万2,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定める。

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年3月9日提出、草津町長、宮崎公雄。

おめくりいただきまして、1ページ、第1表、歳入歳出予算の一覧表にて説明を申し上げます。

まず、歳入として、1款町税18億3,427万5,000円。

2款地方譲与税2,304万1,000円。

3款利子割交付金47万8,000円。

4款配当割交付金548万6,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金533万5,000円。

6款法人事業税交付金2,551万7,000円。

7款地方消費税交付金1億8,189万7,000円。

8款ゴルフ場利用税交付金717万9,000円。

9款環境性能割交付金293万4,000円。

10款地方特例交付金59万2,000円。

右側に移りまして、2ページ。

11款地方交付税9億円。

12款交通安全対策特別交付金55万円。

13款分担金及び負担金1,036万7,000円。

14款使用料及び手数料7,281万6,000円。

15款国庫支出金 4 億3,546万6,000円。

16款県支出金 1 億8,640万1,000円。

17款財産収入1,547万9,000円。

18款寄附金 6 億275万2,000円。

19款繰入金11億9,634万9,000円。

3 ページをお願いいたします。

20款繰越金3,000万円。

21款諸収入 1 億2,542万8,000円。

22款町債 2 億2,880万円。

続いて、右側の 4 ページ、歳出について申し上げます。

1 款議会費7,916万3,000円。

2 款総務費12億9,993万5,000円。

3 款民生費11億2,100万3,000円。

4 款衛生費 7 億224万2,000円。

5 款労働費8,000円。

6 款農林水産業費2,419万3,000円。

7 款商工費 7 億4,634万3,000円。

5 ページをお願いいたします。

8 款土木費 9 億2,330万円。

9 款消防費 2 億6,525万7,000円。

10款教育費 4 億2,626万1,000円。

11款公債費 2 億7,419万5,000円。

12款予備費2,924万2,000円。

以上、歳入歳出のそれぞれの合計を58億9,114万2,000円にしようとするものでございます。

続いて、右側の 6 ページ、地方債の説明を申し上げます。

第 2 表地方債、起債の目的、限度額の順に申し上げた後に起債方法の説明を申し上げます。

地方債、5 本の設定でございます。

社会資本整備総合交付金事業3,960万円、地域未来交付金事業、地域未来推進型インフラ整備事業8,440万円、同じく地域未来交付金事業、地域未来推進型拠点整備事業8,930万円、Ｊアラート新型受信機更新工事250万円、防災行政無線システム及びＪアラートシステム改修工事1,300万円。

いずれも起債の方法は、証書借入または証券発行。

利率につきましては年５％以内、ただし利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

償還の方法につきましては、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還、もしくは低利に借換えすることができるとするものでございます。

７ページ以降は事項別明細書の説明資料となっております。

以上、慎重審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君）　ここで10分ほど休憩いたします。再開を11時5分といたします。よろしくお願いいたします。

休憩　午前10時54分

再開　午前11時05分

○議長（宮崎謹一君）　それでは、休憩を解いて再開いたします。

引き続き、議案第13号、住民課長、説明願います。

〔住民課長　熊川一記君　登壇〕

○住民課長（熊川一記君）　それでは、議案第13号について朗読し、ご説明いたします。

議案第13号　令和８年度草津町国民健康保険特別会計予算。

令和８年度草津町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ７億1,099万2,000円と定める。

２、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表歳入歳出予算による。

第２条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円とする。

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年3月9日提出、草津町長、宮崎公雄。

1枚おめくりいただきまして、第1表歳入歳出予算にて款ごとに予算額を申し上げます。なお、款ごとの予算額のうち1,000円のみの部分につきましては、存目計上となりますのでご了承願います。

まず、1ページ、歳入では、1款国民健康保険税1億5,339万6,000円。

4款県支出金5億62万円。

7款繰入金5,487万6,000円。

9款諸収入209万5,000円。

続いて、2ページ、歳出では、1款総務費1,136万円。

2款保険給付費4億8,563万1,000円。

3款国民健康保険事業納付金1億9,546万1,000円。

5款保健事業費1,397万6,000円。

8款諸支出金256万1,000円。

1枚おめくりいただきまして、3ページをご覧願います。

9款予備費200万円。

以上、歳入歳出それぞれ7億1,099万2,000円を計上するものとなります。

次ページ以降には予算に関する説明書を付しております。

慎重審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第14号、福祉課長、説明願います。

〔福祉課長 越前谷 学君 登壇〕

○福祉課長（越前谷 学君） それでは、議案第14号について朗読と説明を申し上げます。

令和8年度草津町介護保険特別会計予算。

令和8年度草津町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億3,926万2,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、

1,000万円と定める。

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した保険給付費並びに給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年3月9日提出、草津町長、宮崎公雄。

1枚おめくりいただきまして、第1表歳入歳出予算にて説明をさせていただきます。

初めに、歳入です。

1款保険料9,619万6,000円。

2款使用料及び手数料1,000円。

3款国庫支出金1億2,150万2,000円。

4款支払基金交付金1億5,053万6,000円。

5款県支出金8,521万7,000円。

6款財産収入1,000円。

7款繰入金1億5,550万2,000円。

8款繰越金3,030万円。

9款諸収入7,000円。

続いて、2ページ、歳出です。

1款総務費1,735万1,000円。

2款保険給付費5億2,281万3,000円。

3款財政安定化基金拠出金1,000円。

4款地域支援事業費6,684万4,000円。

5款市町村特別給付費90万円。

6款基金積立金5万1,000円。

7款諸支出金3,030万2,000円。

1枚おめくりいただきまして、3ページをお願いいたします。

8款予備費100万円。

歳入歳出予算額を6億3,926万2,000円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第15号、住民課長、説明願います。

〔住民課長 熊川一記君 登壇〕

○住民課長（熊川一記君） それでは、続きまして、紫色の表紙の特別会計に移りたいと思います。

表紙をおめくりいただきまして、議案第15号について朗読し、ご説明いたします。

議案第15号 令和8年度草津町後期高齢者医療特別会計予算。

令和8年度草津町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,595万1,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

令和8年3月9日提出、草津町長、宮崎公雄。

1枚おめくりいただきまして、第1表歳入歳出予算にて款ごとに予算額を申し上げます。

なお、款ごとの予算額のうち1,000円のみの方につきましては、存目計上となりますので、ご了承願います。

まず、1ページ、歳入では、1款後期高齢者医療保険料1億2,927万4,000円。

3款後期高齢者医療広域連合支出金60万円。

4款繰入金4,029万8,000円。

6款諸収入577万7,000円。

続いて、2ページ、歳出では、1款総務費255万5,000円。

2款保健事業費589万9,000円。

3款後期高齢者医療広域連合納付金1億6,649万6,000円。

4款諸支出金50万1,000円。

5款予備費50万円。

以上、歳入歳出それぞれ1億7,595万1,000円を計上するものとなります。

次ページ以降には、予算に関する説明書を付しております。

慎重審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第16号、上下水道課長、説明願います。

〔上下水道課長 岡田 薫君 登壇〕

○上下水道課長（岡田 薫君） 議案第16号について朗読と説明をさせていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、議案第16号 令和8年度草津町公共下水道事業特別会計予算。

第1条 令和8年度草津町公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。内容は記載のとおりです。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入で、第1款公共下水道事業収益3億6,297万6,000円。

支出で、第1款公共下水道事業費用3億5,427万6,000円。

収益から費用を差引きで870万円を見込んでおります。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,247万5,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,499万4,000円及び特別会計からの引継金748万1,000円で補填するものとする。

収入で、第1款公共下水道事業資本的収入12億1,677万6,000円。

1枚おめくりいただきまして、支出で、第1款公共下水道事業資本的支出12億7,925万1,000円。

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、下水道事業債、限度額5億7,270万円を予定しております。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、それぞれ表のとおりです。

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費1,949万4,000円。

令和8年3月9日提出、草津町長、宮崎公雄。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第17号、上下水道課長。

〔上下水道課長 岡田 薫君 登壇〕

○上下水道課長（岡田 薫君） 議案第17号について朗読と説明をさせていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、議案第17号 令和8年度草津町水道事業会計予算。

第1条 令和8年度草津町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。内容は記載のとおりです。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入で、第1款水道事業収益2億7,154万4,000円。

支出で、第1款水道事業費用2億4,139万2,000円。

収益から費用の差引きは3,015万2,000円を見込んでおります。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,090万9,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額703万4,000円、当年度分損益勘定留保資金4,764万1,000円、建設改良積立金2,579万4,000円及び減債積立金44万円で補填するものとする。

1枚おめくりいただきまして、収入で、第1款資本的収入50万1,000円。

支出で、第1款資本的支出8,141万円。

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をそれ以外の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費5,446万2,000円。

2、交際費5万円。

第7条 たな卸資産の購入限度額は、1,566万円と定める。

令和8年3月9日提出、草津町長、宮崎公雄。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第18号、温泉課長、説明願います。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第18号について朗読、説明を申し上げます。

表紙を1枚おめくりください。

議案第18号 令和8年度草津町温泉温水供給事業会計予算。

第1条 令和8年度草津町温泉温水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。以下、（1）から（4）の記載のとおりと

なります。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款温泉温水供給事業収益5億3,418万3,000円。

支出、第1款温泉温水供給事業費用4億8,149万3,000円。

次のページをご覧ください。

第4条 資本的収入及び予算の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億4,780万8,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,858万6,000円、当年度分損益勘定留保資金1億1,927万8,000円、建設改良積立金2億8,994万4,000円で補填するものとする。

収入、第1款資本的収入3億1,033万1,000円。

支出、第1款資本的支出7億5,813万9,000円。

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費6,205万5,000円。

2、交際費5万円。

第7条 たな卸資産の購入限度額は、5,306万6,000円と定める。

令和8年3月9日提出、草津町長、宮崎公雄。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第19号、企画創造課長、説明願います。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） 議案第19号のご説明を申し上げます。

表紙をおめくりいただきまして、議案第19号について朗読と説明を申し上げます。

令和8年度草津町千客万来事業会計予算。

第1条 令和8年度草津町千客万来事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1、使用料収益 4 億3,184万9,000円。

2、主な建設改良事業、索道施設改良工事事業費6,454万8,000円、営業施設改良工事事業費 1 億8,260万円。

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第 1 款千客万来事業収益 7 億9,985万6,000円。

支出。第 1 款千客万来事業費用 6 億6,025万6,000円。

ページ移りまして、次のページをご覧ください。

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出に対し不足する額 2 億3,648万5,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,246万9,000円及び過年度分損益勘定留保資金 2 億1,401万6,000円で補填するものとする。

収入で、第 1 款資本的収入8,630万5,000円。

支出。第 1 款資本的支出 3 億2,279万円。

第 5 条 一時借入金の限度額は、3 億円と定める。

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、消費税及び地方消費税の不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費1,522万2,000円。

2、交際費 5 万円。

令和 8 年 3 月 9 日提出、草津町長、宮崎公雄。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第20号、総務課長、説明願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第20号について朗読と説明をさせていただきます。

議案第20号 令和 7 年度草津町一般会計補正予算（第12次）。

令和 7 年度草津町の一般会計補正予算（第12次）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ748万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億743万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

第3条 地方債の変更は、第3表地方債補正による。

令和8年3月9日提出、草津町長、宮崎公雄。

1 ページをご覧くださいと思います。

第1表歳入歳出予算補正にて説明を申し上げます。

まず、歳入として、1款町税12万9,000円の減額。

2款地方譲与税103万9,000円の減額。

3款利子割交付金102万7,000円の増額。

14款使用料及び手数料399万円の増額。

15款国庫支出金2,243万8,000円の減額。

16款県支出金613万4,000円の減額。

17款財産収入542万3,000円の増額。

18款寄附金10万円の増額。

21款諸収入771万5,000円の増額。

2 ページをお願いいたします。

22款町債400万円の増額。

3 ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

2款総務費4,021万3,000円の増額。

3款民生費2,100万4,000円の減額。

4款衛生費220万4,000円の増額。

7款商工費198万2,000円の減額。

8款土木費1,988万4,000円の減額。

10款教育費767万4,000円の減額。

11款公債費80万2,000円の増額。

12款予備費16万円の減額。

以上、歳入歳出それぞれ748万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれの補正後の総額を70億743万円にしようとするものでございます。

おめくりいただきまして、5ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費の補正について申し上げます。

追加する繰越明許事業は2点でございます。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、事業名は戸籍総合システム管理事業で184万8,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、第9回草津町くらし応援商品券事業について2,750万5,000円を、それぞれ年度をまたぐ事業となるため繰越明許の設定をするものでございます。

続いて、その下、第3表の地方債補正について説明をいたします。

起債の目的等については、社会資本整備総合交付金事業であります。この地方債補正として限度額1,260万円を1,660万円に変更するものでございます。続いて、その下、群馬県防災情報通信ネットワークシステム衛星回線整備事業では、限度額1,540万円を1,550万円に変更するものでございます。いずれも事業費増額に伴う地方債借入額の確定がなされたことから限度額の補正をするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法については、変更がございません。

6ページ以降は事項別明細書となっております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 引き続いて、議案第21号、上下水道課長、説明願います。

〔上下水道課長 岡田 薫君 登壇〕

○上下水道課長（岡田 薫君） 議案第21号について朗読と説明をさせていただきます。

議案第21号 令和7年度草津町公共下水道事業特別会計補正予算（第1次）。

第1条 令和7年度草津町公共下水道事業特別会計の補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度草津町公共下水道事業特別会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入で、第1款公共下水道事業収益は、492万3,000円を減額し総額を3億6,176万3,000円に、支出で、第1款公共下水道事業費用は、357万2,000円を増額し総額を3億4,287万8,000円にしようとするものです。

第3条 予算第4条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,672万円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,876万9,000円及び特別会計からの引継金2,795万1,000円で補填するものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入で、第1款公共下水道事業資本的収入は、2億1,543万3,000円を減額し総額を11億5,851万3,000円に、支出で、第1款公共下水道事業資本的支出は、2億1,487万6,000円を減額し総額を12億4,523万3,000円にしようとするものです。

1枚おめくりいただきまして、第4条 予算第6条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

1、職員給与費22万9,000円を増額し1,960万8,000円にしようとするものです。

令和8年3月9日提出、草津町長、宮崎公雄。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第22号、上下水道課長。

〔上下水道課長 岡田 薫君 登壇〕

○上下水道課長（岡田 薫君） 議案第22号について朗読と説明をさせていただきます。

議案第22号 令和7年度草津町水道事業会計補正予算（第1次）。

第1条 令和7年度草津町水道事業会計の補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入で、第1款水道事業収益139万5,000円を減額し総額を2億7,214万9,000円に、支出で、第1款水道事業費用655万6,000円を増額し総額を2億2,193万円にしようとするものです。

第3条 予算第4条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,972万1,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額1,705万円及び過年度分損益勘定留保資金2,876万1,000円、当年度分損益勘定留保資金4,425万円、建設改良積立金9,922万円及び減債積立金44万円で補填するものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入で、第1款資本的収入3,645万8,000円を増額し総額を3,695万9,000円に、支出で、第1款資本的支出1,500万円を増額し総額を2億2,668万円にしようとするものです。

第4条 予算第5条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

1、職員給与費595万9,000円を増額し5,616万5,000円にしようとするものです。

1枚おめくりいただきまして、第5条 予算第7条に定めた繰越利益剰余金のうち7,000万円を9,922万円に改め、建設改良積立金の金額を次のように改める。

1、建設改良積立金2,922万円を増額し9,922万円にしようとするものです。

令和8年3月9日提出、草津町長、宮崎公雄。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第23号、温泉課長、説明願います。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第23号について朗読、説明を申し上げます。

議案第23号 令和7年度草津町温泉温水供給事業会計補正予算（第2次）。

第1条 令和7年度草津町温泉温水供給事業会計の補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入についての補正はございません。

支出、第1款温泉温水供給事業費用、補正額984万2,000円を増額し5億1,249万8,000円にしようとするものです。

第3条 予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,184万6,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,286万7,000円、当年度分損益勘定留保資金1億1,795万3,000円、建設改良積立金3,102万6,000円で補填するものとする」に改め、次のとおり補正する。

収入です。第1款資本的収入、補正額8,139万9,000円を増額し9,173万円にしようとするものです。

支出についての補正はございません。

令和8年3月9日提出、草津町長、宮崎公雄。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第24号、企画創造課長、説明願います。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） 議案第24号について朗読と説明を申し上げます。

令和7年度草津町千客万来事業会計補正予算（第4次）になります。

第1条 令和7年度草津町千客万来事業会計の補正予算（第4次）は、次に定めるところ

による。

第2条 令和7年度草津町千客万来事業予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入で、第1款千客万来事業収益818万4,000円を増額し計5億6,939万8,000円とする。

続きまして、支出ですが、第1款千客万来事業費用、補正予定額2,697万2,000円の減額、計3億1,572万2,000円とするものとなっております。

第3条 予算第4条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出に対し不足する額9億6,222万5,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億4,153万4,000円及び過年度損益勘定留保資金8億2,069万1,000円で補填するものとする」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

収入で、第1款資本的収入3,947万5,000円を減額し計6億7,029万円とする。

ページ移りまして、次のページをご覧ください。

支出で、第1款資本的支出1,366万8,000円を増額し計16億3,251万5,000円とするものとなっております。

令和8年3月9日提出、草津町長、宮崎公雄。

説明は以上となります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第25号、企画創造課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） 議案第25号について朗読と説明を申し上げます。

指定管理者の指定について。

公の施設の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月9日提出、草津町長、宮崎公雄。

1枚おめくりいただき、1ページをご覧ください。

今回承認を求める対象の公の施設と指定管理者について、団体等の記載がございます。

1、公の施設の名称、温泉門広場等施設。

2、指定管理者に指定する団体、所在地、草津町大字草津28番地、名称、株式会社草津観光公社。

3、指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

おめくりいただきまして、2ページをご覧ください。

提案理由を述べさせていただきます。

提案理由。

草津町公の施設に係る指定管理者の指定の手續に関する条例第5条第3号の規定に基づき、選定の特例措置によって、株式会社草津観光公社を指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものです。

特例理由といたしましては、株式会社草津観光公社は、近隣にある草津町総合体育館の指定管理を受託していることから施設を一体的に管理することが可能であり、経費削減や事業の効率化が見込めます。加えて、町有施設の管理運営において十分な実績を有しています。また、観光振興の高い施設としての事業の継続性を持たせるためには、草津町の施策に沿った管理運営が必要であり、同社が適切であると判断し選定するものとなっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 引き続いて、議案第26号、企画創造課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） 議案第26号について朗読と説明を申し上げます。

指定管理者の指定について。

公の施設の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月9日提出、草津町長、宮崎公雄。

1枚おめくりいただき、1ページをご覧ください。

今回承認を求める対象の公の施設と指定管理者に指定する団体等の記載がございます。

1、公の施設の名称、温泉門駐車場等施設。

2、指定管理者に指定する団体、所在地、草津町大字草津28番地、名称、株式会社草津観光公社。

3、指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとなっております。

おめくりいただきまして、2ページをご覧ください。

提案理由を述べさせていただきます。

提案理由。

草津町公の施設に関する指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第3号の規定に基づき、選定の特例措置によって、株式会社草津観光公社を指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案を求めるものであります。

特例措置の理由としましては、株式会社草津観光公社は、近隣にある草津町総合体育館の指定を受託していることから施設を一体的に管理することが可能であり、経費節減や事業の効率化が見込めます。加えて、町有施設の管理運営において十分な実績を有しております。また、観光振興の高い施設としての事業の継続性を持たせるためには、草津町の施策に沿った管理運営が必要であり、同社が適切であると判断し、選定するものとなっております。

説明は以上となります。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第27号、企画創造課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） 議案第27号について朗読と説明を申し上げます。

指定管理者の指定について。

公の施設の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月9日提出、草津町長、宮崎公雄。

1枚おめくりいただきまして、1ページをご覧ください。

今回承認を求める対象の公の施設と指定管理者に指定する団体等の記載がございます。

1、公の施設の名称。

名称、草津温泉百年石別邸、位置、吾妻郡草津町大字草津302番地の2。

名称、伝統湯地蔵、位置、吾妻郡草津町大字草津304番地。

名称、伝統湯千代、位置、吾妻郡草津町大字草津364番地。

2、指定管理者に指定する団体、所在地、草津町大字草津28番地、名称、株式会社草津観光公社。

3、指定の期間、令和8年4月1日から令和12年3月31日までとなっております。

おめくりいただき、2ページをご覧ください。

提案理由を述べさせていただきます。

提案理由。

草津町公の施設に係る指定管理者の指定の手續に係る条例第5条第3号の規定に基づき、選定の特例措置によって株式会社草津観光公社を指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものとなっております。

特例措置の理由としましては、株式会社草津観光公社は、数多くの公共施設の管理運営をしており、百年石別邸の近隣にある地蔵高台施設等、漫画図書館ギャラリー、地蔵カフェ、

地蔵高台広場の指定管理を受託していることから、施設の一体的かつ効率的な管理が可能となります。さらに、浴場施設、伝統湯地蔵、伝統湯千代の管理運営においても、健康増進センター大滝乃湯、西の河原露天風呂、御座之湯など類似した施設の管理運営の実績を十分に有しております。また、公益性の高い施設として事業の継続性を持たせるためには、草津町の施策に沿った管理運営が必要であり、同社が適切であると判断し、選定するものとなっております。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第28号、愛町部長、説明願います。

〔愛町部長 川島和武君 登壇〕

○愛町部長（川島和武君） それでは、議案第28号でございます。

草津町副町長の選任につき同意を求めることについて。

次の者を草津町副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。

令和8年3月9日提出、草津町長、宮崎公雄。

本議案は人事案件でございます。

福田隆次副町長が3月31日をもって退任されるため、その後任となる副町長の選任について議会の同意を求める議案でございます。

なお、同意を求める方の氏名等につきましては、後ほど町長より提案がございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第29号、愛町部長。

〔愛町部長 川島和武君 登壇〕

○愛町部長（川島和武君） 議案第29号でございます。

固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて。

次の者を草津町の固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年3月9日提出、草津町長、宮崎公雄。

本議案は人事案件でございます。

固定資産評価員につきましては、本町のような小規模自治体においては、副町長が選任されることが慣例となっております。この度の現副町長の退任に伴いまして次期評価員の選任が必要となりましたので、本議案によって議会の同意を求めるものでございます。

なお、同意を求める方の氏名等につきましては、後ほど町長より提案がございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 以上で議案に係る説明を終わります。

ここで13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（宮崎謹一君） それでは、再開いたします。

◎総括質問

○議長（宮崎謹一君） 午前に引き続きまして当初予算に係る総括質問を行います。

9番、湯本晃久議員。

〔9番 湯本晃久君 登壇〕

○9番（湯本晃久君） 9番、湯本晃久、令和8年度予算に係る総括質問を行います。

まずは、宮崎町長、ご就任誠におめでとうございます。先月の臨時議会における所信表明、さらに本日の施政方針説明において、町民との対話を軸に「共に創る町づくり」を基本理念に、今後の草津町を力強くリードしていかれる姿勢が明らかとなり、大変心強く感じました。4年間、いつ何ども気を抜けないご多忙な日々が続きますが、ご体調に留意されつつ町のさらなる発展に向けて邁進いただきたいと存じます。

それでは、私からの総括質問に入らせていただきます。

今回の予算編成に当たっては、1月30日の町長ご就任から議案書作成までの日程が1か月弱しかなかった上に、衆議院の解散総選挙という突発的かつ多くの職員動員を必要とする業務が発生したこともあり、町長を筆頭に町当局におかれては、より差し迫った状況下で編成、査定作業が行われたものと推察いたします。そうした日程的な側面もありましたので、今回の当初予算においては、昨年度からの継続性の高い内容となった部分が多いかと認識しておりますが、その状況下においても特に宮崎町長の政策判断、言うなれば宮崎カラーが強く反映された項目はどの部分であるかお示してください。

また、今後さらに宮崎カラーを打ち出していかれる上で大胆な予算補正等を実施されるお

考えであるか、あるとすれば、主にどの分野を想定されているかお答えください。

続いて、予算に計上されている規模の大きいハード事業について2点伺います。

まず、一般会計、8款土木費、都市計画費の社会資本整備総合交付金事業と地域未来交付金事業についてです。前者は従来より活用されてきた国土交通省の事業、後者は今回初めてとなる内閣府の事業であるようですが、特に後者は国全体で1,000億円という大きな事業で、草津町でも2億円近くが補助として計上されています。これらの事業について内容の概要をご教示ください。

恐らくこの補助事業のいずれかが湯畑から滝下通り、大滝乃湯方面、また地藏地区の路面整備事業に該当するかと推察しております。この件については、昨年秋に議会で全員協議会が開かれ、当局から方向性と3年にわたるおおまかな工事スケジュールが示されましたが、本年度以降において、その内容に大きな方針変更は予定されているでしょうか。

また、これらの地域以外でも町内の至るところで街路灯、防犯灯の整備や維持補修の財源確保に各地区・街路灯組合等が苦勞をされている現状があり、これまでの議会でも複数の議員からその指摘があったところです。昨年度までにおいても街路灯の電気代補助という形でご支援をいただけてきましたが、これらの拡充、また街路灯整備において町がさらに関与の度合いを高めるお考えはあるでしょうか。

続いて、温泉温水供給事業会計における温泉熱発電事業についてです。今回こちらについても一般会計の観光費から温泉会計の資本的収支予算に3億円を繰り出す形で設置費用等が計上されている模様ですが、発電、送電施設の設置場所や稼働開始までのスケジュール感等について概要をお示しください。

また、この事業においては、群馬県からの提案が直接的なきっかけであったとお聞きしております。初期投資や技術支援等において群馬県がどの程度関与していくことになるか、ご教示ください。

続いて、施政方針にあります新しい学校建設の検討についてお尋ねします。中学校は40年以上、小学校は50年以上、建築から経過しており、その間に耐震補強や体育館の整備など、必要な設備投資を重ねていただいておりますが、建物の劣化は至るところに見られ、新しい校舎の建設は、極めて優先順位の高い事項であると考えます。検討会議による議論が加速し、建設の方向性が示されることと思いますが、おおむね何年後をめどに新校舎の使用を始めていきたいと考えておられるか、現時点での見通しをお示しください。

また、それまでの間、学校側、保護者の方々から特に要望の多い小学校のエアコン設置な

ど、現校舎の環境改善についてどのように取り組まれていくか、お考えをお聞かせください。

続いて、ふるさと納税についてお尋ねします。施政方針には、ふるさと納税事業の適切な維持と電子クーポンの普及促進に努めとありますが、これは解釈によっては、ふるさと納税の寄附募集については維持を超える積極的な活動は行わないとも受け取れる表現になっているかと存じます。ふるさと納税が誘客、そして町内経済の活性化にもたらしてきた役割を考えますと、さらなる増強を図っていただきたいところと考えますが、観光全体を含めた町長によるトップセールスを推進していかれるご意向はありますか。

また、昨年度より本格運用となった企業版ふるさと納税制度については、例えば、本社機能を草津町以外に置きつつ町内で事業展開をされている事業者さんなどに寄附をお願いしていくといった活動を進めていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、これは予算の質問からは外れますが、宮崎町長ご自身による情報発信、広報についてお尋ねいたします。

1月の町長選挙の活動においては、宮崎町長はSNS、動画配信などによって政策を広く伝え、特に若い世代の方々が町政に高い関心を抱く有効な手だてとして活用されていた印象がございます。ホームページ内には、町民の意見を聞く、きみさんの目安箱というコーナーが設けられ、寄せられた意見に回答されるなどしておりましたが、こういった動画配信やSNSの活用、または紙媒体での発信、マスメディア各社への取材対応や連携など、宮崎町長ご自身による政策広報を今後どのように進めていかれるか、お考えをお聞かせください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 湯本議員の総括質疑に対して町長からのお答えを願います。

町長。

〔町長 宮崎公雄君 登壇〕

○町長（宮崎公雄君） それでは、湯本議員からの総括質問に対する答弁を申し上げます。

冒頭に温かいお言葉をいただき、ありがとうございます。

それでは、湯本議員の当初予算総括質問に対する答弁をさせていただきます。

初めに、予算編成に関して私の政策カラーが反映されているかとの質問であります。

冒頭触れていただいたとおり、就任日から議案書作成までの期間が1か月弱と非常に厳しい日程でありましたが、職員が年末から編成作業を着実に進めてきたこともあり、2月3日から16日までの間、全課の課長から見積書を用いて詳細な説明を受けながら、1次査定から3次査定を経て全会計の編成に至ったという経緯であります。

編成に当たっては、ご質問のとおり、昨年度からの継続性の高い事業や住民にとって必要と判断される福祉、教育の各事業については、基本的には踏襲した形での編成とさせていたできました。

そのような中、私としては、施政方針でも述べたように、令和8年度当初予算は、未来創生のためのスタート予算として、草津町総合計画の改定に合わせて、仮称ではありますが、くさつ未来共創ビジョンという形で草津町の未来をみんなで創っていくための基本計画に着手してまいりたいと考えております。

そのほかにも、子育て・教育施策の充実を図るため、新たに、こども家庭センター事業の充実を図りつつ、乳幼児等のおむつ代の購入補助事業を新規展開するほか、高齢者の福祉施策としては、従来の事業を束ねて高齢者見守りネットワーク事業として強化をしていく予算を編成をいたしました。

今後、大胆な補正予算を実行する考えがあるかとのお尋ねですが、私の政策理念である対話を重視するということを念頭に、町民の皆様の声にしっかりと耳を傾けつつ、特に教育、福祉の分野について強化を図れるよう努めていきたいと思っております。

続いて、2点目でございます。8款土木費、4項都市計画費における社会資本整備総合交付金と地域未来交付金の事業の概要、並びに本年度実施する事業についての質問ですが、草津町が行う社会資本整備総合交付金事業には幾つかの分類があり、その中でも都市計画費に充てるのは街なみ環境整備事業となっております。この事業は、住環境改善が必要な地域において道路や公園などの生活施設整備と住宅の改修、改善を一体的に支援する制度となっており、町の景観形成重点地域における町づくり整備に充てて事業を実施してきました。今年度実施する事業については、中央通りの整備と草津町街なみ環境整備事業補助金として修景整備の助成に充てる内容となっております。

次に、地域未来交付金については、地域特性を生かした産業クラスター形成やデジタル化により地域経済の活性化と強い経済の構築を目的としているものであり、名称の変遷としては、令和5年、6年度ではデジタル田園都市国家構想交付金、令和7年度では新しい地域経済・生活環境創生交付金と称され、令和8年度からは地域未来交付金として活用されることとなり、この交付金においても幾つかの分類がある中で、草津町が推進する事業については、地域未来推進型の交付金となっております。

この交付金を利用して今年度も実施しようとしている事業については、煮川の湯の建て替え、西の河原公園駐車場の整備、滝下通りの整備、泉水通りの整備を予定しております。ま

た、滝下通りの整備においては2か年に分けて、泉水通りの整備については3か年に分けて実施する計画となっております。なお、大滝乃湯から煮川駐車場方面整備については、令和9年度の整備完成予定として計画をしております。

続いて、街路灯、防犯灯の補助制度の拡充についての質問であります。

町内の自治会や街灯組合などが設置し維持している防犯灯、街路灯については、町の安全と防犯にも寄与していることを鑑みて、令和6年4月1日から草津町防犯灯・街路灯電気料補助金交付要綱に基づき、申請のあった街路灯1本につき年額2,500円の電気料を補助することで、自治会等の軽減負担を図ってまいりました。参考までに、実績値としましては、制度開始初年度となる令和6年度は11団体からの申請を受け、合計で98万2,500円を交付しており、令和7年度では、現在7団体からの申請に対し合計77万の補助金を交付しております。

また、令和8年度においても、この事業を継続するための予算を計上しております。

なお、ご質問にありました自治会等が所管している街路灯に対して町が関与の度合いを高めることについて、例えば、支援の拡充や照明柱の整備等に関しては、所有者が不明なものについては手だてなく、また、そのような街路灯が多いことから、町内全体の街路灯との均衡性の確保との観点から、今後慎重に研究してまいりたいと思っております。

3点目の質問は、温泉温水供給事業会計における温泉熱発電事業についてであります。

令和6年度に群馬県知事戦略部局から、町に対し温泉熱の発電活用計画の提案がなされ、令和7年度には県における温泉熱発電設備導入可能性調査業務が実施されました。その結果、万代鉦温泉であれば温泉熱発電による採算性が見込まれると報告されたことに基づき、令和7年12月1日には議会全員協議会が開催され、議員の皆様からは、大まかに進めてよいとの合意をいただきました。現在は発電施設の設置場所や工事スケジュールなどを検討している段階であり、当初予算をお認めいただいた折には、温泉熱発電事業を前進していく所存であります。

また、今のところ暫定的な予定ではありますが、発電設備の設置場所については中学校と保健センターの間に位置する温泉課の第一配湯所付近として、稼働開始前のスケジュール感としましては、外国製部材の納期や冬期工事の状況にもよりますが、令和8年度に着手し、令和9年度の稼働を目指してまいりたいと思っております。

なお、群馬県がどの程度関与していくかとの質問ですが、設備投資などハード面については、費用負担を含め関与がなく、これまで協力をいただいた技術的支援や調査といったソフト面については、今後進めていく中でも引き続き協力をいただけるとのことです。

4点目の質問は、新しい学校建設の検討についてであります。

本町の小中学校の築年数は、小学校53年、中学校47年を経過し、これまで耐震補強や施設改修を実施してまいりましたが、経年による劣化は避けられない状況であります。将来を担う、町の宝である子供たちにとって安全で快適な学習環境を整えることは、町の重要な責務でもあります。

施政方針の中でもお示ししました草津町第6次総合計画の策定においても、子育て・教育支援の充実を柱の一つに挙げており、その具体的施策の一環として新しい学校建設の検討を位置づけております。今後、これまでの学校施設設置検討委員会の意見等を踏まえつつ、今年度は新たに小中学校統合準備協議会を設置し、学校の規模、機能、財政計画を総合的に整理してまいります。

供用開始の時期につきましては、基本構想、設計、財源調整など、一定の期間を要することから、現時点では具体的な年次を申し上げる段階にはありませんが、計画期間の中で方向性を明確にしていきたいと考えております。

また、新校舎の完成までの間におきましても、教育環境の改善は重要であります。要望の多い小学校のエアコン設置につきましては、令和7年度に中学校へ設置した水道余剰水を利用した冷房装置と同じ仕組みのものを小学校にも設置するなど、喫緊の課題につきましては、優先順位を整理し、財源確保を図りながら計画的に対応してまいります。子供たちの未来を見据え、持続可能な町づくりの視点の下、責任ある判断を進めてまいりたいと思っております。

ふるさと納税制度につきましては、令和5年10月の募集経費に関わる5割ルールの厳格化や令和7年10月のポータルサイトによるポイント付与禁止など、適正な運用に向けたルール改定が相次いでいます。それに加え、令和8年度から令和11年度にかけて自治体側の実質的な活用可能額を段階的に引き上げる新たなルールが導入される見通しとなっています。分かりやすいように視点を変えますと、現行の50%を上限としている返礼品の調達費や事務経費などのコスト総額の段階を引き下げ、令和11年度には40%未満とする方針であります。

こうした国が示す基準を遵守し、行政として適切に運用する方針である旨を施政方針の中で、ふるさと納税事業の適正な維持と表現したものであり、議員が心配されるような積極的な活動を行えないといった後ろ向きの意図とは異なり、前向きな意図でございます。このようなご理解をいただきたいと思います。

今年度もふるさと納税に関しては、業務の直営化による徹底した経費削減や手数料が安価

で印刷費がかからない電子クーポンの普及拡大に努めるなど、返礼品の還元率低下を防ぐ工夫をしながら積極的な運営を行い、地元経済の活性化を推進してまいります。

また、観光全体を含めたトップセールスの意向についてですが、今年度も観光協会、旅館組合、商工会といった関係団体とも連携を図りながら、私自身が熱意を持ってプロモーションを行い、誘客宣伝を強力に推進していく所存であります。併せて、企業版ふるさと納税制度については、令和7年度より民間企業の支援サービスを活用し、企業に対しても効果的なプロモーションをするためのプッシュアップ活動や企業への直接営業、ウェブサイトの併用による開口を広げた営業を実施しております。

また、令和7年度税制改正大綱において企業版ふるさと納税制度は令和9年度まで延長されることが示されておりますので、引き続き寄附募集の取組と制度の周知と営業力を高めた事業に展開をして進めてまいりたいと思っています。

最後の質問は、私自身による情報発信の広報についてであります。

議員からも触れていただきましたが、さきの町長選におきまして動画やSNSを積極的に活用したことは、町政に対する私の考えを時間や場所の制約を超えて多くの町民の皆様、特に次代を担う若い世代の方々に直接お届けする上で極めて有効な手段であったと認識しております。そして、SNSを通じて寄せられた多くの激励や切実な現場の声は、私が町政を担う上で大きな原動力となっております。

質問の内容は、こうした動画やSNSの活用、紙媒体の発信、報道各社への取材対応の連携といった政策広報等について、今後、私自身がどのように進めていくのかというものであります。

まず、動画やSNSの活用については、これらのツールの強みである情報の速報性や双方向性を生かし、これまでの行政広報にありがちだった硬い表現をなくして、私自らスマートフォンの画面越しに語り掛けるようなショート動画や、投稿に対するコメント及び反応を政策立案の参考にできるSNSの発信を継続してまいりたいと思っております。すなわち、これからも、きみさんの目安箱を続けていくことで、これまでの行政の情報に触れる機会のなかった若年層や現役世代に対しても政策の要点を分かりやすく届け、そして、疑問などにも的確に答えたいと考えております。

一方で、デジタル媒体にアクセスしやすい方々にも確実に情報が届くよう、広報誌やチラシなど紙媒体による情報提供も引き続き重視してまいりたいと思います。今のところ町の広報誌であるいでゆをメインに活用したいと考えております。と言いますのも、広報誌が情報

の信頼性と一貫性に優れるとともに、町民の皆様にもなじみがあり、安心感も有しているためであります。なお、高齢者やインターネット利用が難しい世帯に対しては、情報格差を生じることのないよう丁寧な配布、周知方法を工夫してまいります。

そして、報道各社との取材対応及び連携におきましては、地域の情報を広く社会に伝える上で欠かせないものであり、私が議員時代のころから極めて自由な戦略の一つと考えておりました。SNSなどを活用した自らの発信についても、メディアの視点を通じて報じられることで、情報の客観性や社会的信頼を担保されることで、私が意識をする町政の透明性も向上するものと考えております。特に重要政策につきましては、正確な情報が広く伝わるよう努めるとともに、取材には可能な限り丁寧にお答えし、町政への理解促進につなげてまいります。

これらの取組を進めるに当たっては、発信内容の正確性や個人情報の保護、危機管理等を十分に配慮し、私自身、町長という公人の立場と責任を踏まえ、公正中立な視点から節度ある情報発信を行うとともに、町民の皆様にとって分かりやすく、アクセスしやすい広報を目指し、町政の透明性の向上、住民参加の促進を実施してまいりたいと考えております。

以上で湯本議員からの総括質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 町長の答弁は終わりました。

湯本議員、よろしいですか。

○9番（湯本晃久君） 結構です。ありがとうございました。

○議長（宮崎謹一君） 以上で当初予算に係る総括質問を終わります。

◎議案第28号及び議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。議案第28号及び議案第29号は人事案件です。議案の付託に先立ち本日審議したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号及び議案第29号については、本日審議することに決定いたしました。

議案第28号 草津町副町長の選任につき同意を求めることについて、町長から氏名について提案を願います。

町長。

〔町長 宮崎公雄君 登壇〕

○町長（宮崎公雄君） それでは、議案第28号 草津町副町長選任につき同意を求めることについて。

選任しようとする者、住所、草津町大字草津454番地73、青木重尚さんです。

よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） 町長から提案がありました。

ここで暫時休憩といたします。10分ぐらいの休憩でよろしいですか。じゃ、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時39分

○議長（宮崎謹一君） 休憩前に引き続き再開いたします。

先ほど町長のほうから氏名の提案がありましたので、質疑がありましたらお願いします。

黒岩議員。

○10番（黒岩 卓君） 10番、黒岩です。

町長に質問させていただきます。

人事案件なんですけれども、一応、副町長の人事というのは大変重要な人事であります。今までの過去の慣例からすると、ある程度事前に、我々のほうにも内示というか、告示をされていたことがあったんですけれども、今回それがなかったということは、選挙が終わった後、忙しかったというのもあると思うんですけれども、その辺の事情について、町長のほうからお答えをいただきたいと。

ちょっと待ってくださいね。そして、なぜその告示がなかったかということで、できれば、我々とすれば知らせてほしかった。で、群馬県でいえば、県の副知事のとくに、県民はよく新聞にも出ていたから県民は知っていたから、で、向こうは議会に、会派に説明して、どうのこうのという段階で、ある程度、県民が知っているぐらい知ってた。そういう中で、やはり重要な人事であるから、ぜひともそういうものは告示してほしいという希望を含めて、なぜそれができなかったのかということと、具体的に言えば、いや忙しかったからだろうと思うんですけれども、決まったのがいつだったのか、その辺のところも含めてお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 宮崎公雄君 登壇〕

○町長（宮崎公雄君） それでは、黒岩議員の質問にお答えをさせていただきます。

1月30日の日に町長に就任をさせていただきました。その後1か月弱でございましたが、非常に多忙な日を過ごしてまいりました。これが皆さんに告示をしなかった原因ではありません。一生懸命、私も副町長といろいろと話をさせていただきながら、今回この経緯に至ったことは、確かに皆さんに告知しなかったことは大変申し訳ないと思っています。しかし、この期間の中で人事を決めるということは非常に問題があり、あまりにも早急に人の話をするということは、やはり混乱をきたすということもありました。

青木重尚さんにもお話をさせていただきましたが、初めのうちはなかなか返事をしてもらえませんでした。ぎりぎりまで来まして、やっと返事をしていただいたわけでございます。もともと町長、副町長人事に関しては、本当に重要な点は、私も議会をやっております非常に分かっております。しかし、今回こういった事情がありましてできなかったこと、本当に申し訳ないと思っております。

今後はこのようなことのないように、私も皆さんに告示をしたり、または議会を開催して、このようなことを申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） 黒岩議員。

○10番（黒岩 卓君） 聞いたことに全部答えてないんで、大体具体的にいつごろまでかかったのかという日にちを教えてください。どうぞ。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 宮崎公雄君 登壇〕

○町長（宮崎公雄君） すみませんでした。

いつごろまでか、1週間ちょっと前までに決定をしました。非常に時間がなかったわけがあります。その中で副町長にも、福田副町長にもお話をし、こういう結果で行きたいという旨を話し、その結果、副町長からの辞表を受けたわけでございます。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） 黒岩議員。

○10番（黒岩 卓君） 今の町長の答弁ですね、今後についてはできる限りそういうふうなものを告知していきたいという話ですので、これで質問を終わりたいと思います。ありが

とうございます。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

3番、有坂議員。

○3番（有坂太宏君） 3番、有坂です。

この忙しい1か月の間で、今決めたというお話を伺ったんですけれども、私が1つだけ聞きたいのは、なぜ今の現の役場の職員から選ばなかったのかということと、もしでよかったらでいいんですけれども、私この青木重尚さんが前、役場に勤めてたかどうか、どういう職種をやっていたのか、答えられる範囲でも結構なので、ちょっと経歴を教えていただけたらと思うんですが、よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） 町長でよろしいですか。

町長。

〔町長 宮崎公雄君 登壇〕

○町長（宮崎公雄君） それでは、有坂議員の質問にお答えします。

初めに、経歴を申し上げます。

昭和59年4月に草津町役場に入庁をしました。その後、総務課に配属され、平成3年税務課に配置、平成14年観光商工会に配置、18年にクリーンセンターの所長補佐となりました。そして、18年7月には住民福祉課、22年住民課、23年に観光課長、28年に企画創造課長、30年に愛町部長を就任し、で、その後お辞めになったわけでございます。

また、この役場の中にいるかいなか、そういった人材をなぜ登用しなかったかという質問でございます。

私が考える中で、草津町の役場の在り方、それ、いろんなものを考えをしまして、今回は役場の職員であった。でも、しかし一旦、表へ出た中で、その中で草津町をどう考えているかということは非常に、私の中の脳裏をかすめました。そういった中を鑑みて、一旦、草津町の役場を退職した方を、その中の考え方をもう一度どんな考えであるかということを青木さんに尋ねたところ、もう少し草津町の役場はこれからもっともっとすばらしい役場になるということもお聞きしたわけで、その中を考えて、私は今回こういった人事案件をしたわけでございます。

よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○3番（有坂太宏君） ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了します。

討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第28号 草津町副町長の選任につき同意を求めることについては、ただいま町長から提案のありました青木重尚氏に同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手多数と認めます。

よって、ただいま宣告のとおり青木重尚氏に同意することに決定いたしました。

続いて、議案第29号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、町長から指名について提案を願います。

町長。

〔町長 宮崎公雄君 登壇〕

○町長（宮崎公雄君） 議案第29号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてでございます。

選任しようとする者、草津町大字草津454の73、青木重尚さんです。

よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） ただいま町長から氏名の提案がありましたので、質疑を願います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第29号 固定資産評価委員の選任につき同意を求めることについては、ただいま町長から提案のありました青木重尚氏に同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手多数と認めます。

よって、ただいま宣告のとおり青木重尚氏に同意することに決定をいたしました。

◎議案第1号～議案第27号の委員会付託

○議長（宮崎謹一君） 続いて、お諮りします。議案第1号から議案第27号までについては、お手元に配付の別紙付託案のとおり、担当委員会に付託することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり付託することに決定いたしました。

◎請願及び陳情書の上程、委員会付託

○議長（宮崎謹一君） 続いて、請願及び陳情書の上程をいたします。

別紙請願及び陳情書文書表について、受理番号、件名、陳情者名、付託委員会のみ朗読を願います。

議会事務局長。

〔議会事務局長 和田 修君 登壇〕

○議会事務局長（和田 修君） それでは、朗読させていただきます。

令和8年第2回草津町議会定例会請願及び陳情書文書表でございます。

まず、初めに新規分としまして、受理番号、陳情1、老朽した共同浴場千歳の湯をぜひとも建て替えていただきたい。草津町大字草津23の47、本町区長高原武、副区長竹渕敏、会計目澤豊。紹介議員として上坂議員となっております。付託委員会は温泉温水対策特別委員会。

下がりまして陳情1、新宿区において顕在化した事例を受けて政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態調査と再発防止を求める陳情。高崎市島野町758の2、政党機関紙の庁舎内勧誘の自粛を求める群馬県民の会上田寿江。総務観光常任委員会。

陳情2、mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業の中止の意見書の提出を求める陳情書。佐波郡玉村町五料941の6、群馬県有志の会代表武井俊樹、会員121名でございます。民教土木常任委員会。

1枚おめくりいただきまして、請願2、固定資産税課税調査特別委員会の内容について。吾妻郡草津町大字草津570の2黒岩信忠、紹介議員として黒岩議員となっております。付託委員会は総務観光常任委員会となります。

もう1枚ですが、継続分となります。

受理番号、陳情3、ネパール人の日本語を習得するための施設に関する陳情。草津町大字草津743の2、アドリーム草津221橋本健一。民教土木常任委員会となっております。

よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 朗読が終わりました。

続いて、請願1、千歳の湯建て替えに関する請願について、紹介議員から趣旨説明を願います。

上坂国由議員。

〔8番 上坂国由君 登壇〕

○8番（上坂国由君） それでは、請願についての趣旨、理由を説明させていただきます。

請願書につきましては、先ほど事務局長から報告がありました本町区長高原武さんほか本町区民一同でございます。

千歳の湯の建て替えに関する請願書といたしまして、請願の趣旨、老朽した共同浴場千歳の湯をぜひとも建て替えをお願いしたいということです。

請願の理由。

現在の千歳の湯は老朽化が進み、一部修繕では対応し切れなく、60年10月に建設されて、こちら昭和ですね、昭和60年に、10月に建設されて、建物の寿命が来ています。利用者の多様なニーズに対応するため、お年寄りの多いこの地域ではバリアフリー化が必要であり、安全で快適な施設へと刷新し、地域住民の福祉の向上を図っていただくため、建て替えを要望いたします。建て替えに合わせて、周辺の町づくりの景観と連携し地域の魅力向上に寄与したいということでございます。

一応、補足しますと、建て替えの順序等も来ているということ、また、年々修理にお金がかかっていることというのを付け加えておきます。

ぜひともよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、請願2、固定資産税課税調査特別委員会の内容等に関する請願について、紹介議員から主旨説明を願います。

黒岩卓議員、説明願います。

〔10番 黒岩 卓君 登壇〕

○10番（黒岩 卓君） それでは、請願について請願者から請願書が出されておりますので、朗読させていただきます。

請願書。

草津町議会議長、宮崎謹一様。

令和8年3月2日。

請願者、住所、草津町大字草津570の2、氏名、黒岩信忠。

紹介議員、黒岩卓。

紹介内容です。

憲法第16条請願権及び地方自治法124条の規定により請願いたします。

第1、百条委員会設置の経緯について。

①平成29年9月21日から平成29年10月13日の間において、固定資産税課税調査特別委員会（以下、百条委員会という）が設置されました。その後、定例議会及び臨時議会でも審議がなされています。

②調査内容は、A社所有不動産の建物に関わる住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例、地方税法349条の3の2の該当するか否かの調査であった。

③税は、言うまでもなく、何人たりとも税法の下、公平でなくてはならない。まして草津町議会議長が課税基準をゆがめ、強要することなどあってはならないことである。

④百条委員会の報告に、提出資料の調査において議員かつ議長の立場を忘れたA氏の強い言葉は担当吏員に強圧を与えたことは容易に判断できる。このように選挙で選ばれた特別公務員である議長としての自覚をわきまえないA氏の言動に対し、担当職員の取った威圧に負けない冷静な対応は評価に値すると報告書に書いてあります。

⑤令和7年12月20日前後、宮崎公雄町長、当時は公選法による公務員の候補者でした。は、調査対象になったA事務所を訪問し、百条委員会で行われた調査の謝罪をしたとされるものである。

両者とも認めている情報です。しかるに、町長は百条の副委員長時代、別紙議事録のとおり発言していたことも明らかです。

第2、請願の要旨。

第2に、次の1から4について議会で真実を明らかにしていただくよう請求いたします。

①宮崎公雄町長は、A社へ謝罪に訪れたのは事実ですか。

②宮崎公雄町長は、百条委員会を設置したことが間違っていたと謝罪したのですか。

③宮崎公雄町長は、百条委員会副委員長でしたが、自身の発言を謝罪したのですか。

④宮崎公雄町長は、百条委員会の調査結果が間違っていたと謝罪したのですか。

以上が請願の要旨です。

続いて、第3に、百条委員会の設置の重大性と租税の公平性について。

①当時、百条委員会を設置した議会として重大な責任を負っています。その副委員長であった宮崎公雄氏は、公選による公務員の候補者であって、公職選挙法では公務員とみなされます。その立場で、百条委員会の設置及び決定をないがしろにして、選挙支援を得るために謝罪する、利己主義で前代未聞の事件と言わざるを得ません。

②租税は非常にデリケートな問題で、当時議員であったA社代表の圧力によって課税基準が変わり、結果として税金を減額したのは事実です。私は幾度となくA社代表に税務課への圧力をやめるよう警告しましたが、全く聞く耳を持ちませんでした。また、課税に不服があるならA社の税理士と税務課で協議をしてほしい、もし町が間違っているのなら謝罪をする。また、法で認められた損害金を支払うと言いましたが、受け入れられませんでした。

これらの経緯の中で、うわさが広がり、議会内に百条委員会が設置されたのです。当時、町議であった宮崎公雄町長も経緯を全て理解していたはずですが、なお、課税ミスが明らかになった時点で町は課税の見直しをしました。A社から何の異議の申立てもありませんでした。それがなぜ選挙過程で副委員長であった同一人物が百条委員会の決定を覆し謝罪するのか、十人中十人が最も重い言葉で非難すると思います。

⑥地方自治法百条調査権は、議会のみを与えられた最強の調査権であります。草津町議会を著しく冒瀆するもので、また、調査対象になったのは町長をはじめ町職員であり、当時、委員会に呼ばれ、調べを受けた者からしてみれば、たまったものではありません。

⑦課税は聖域中の聖域であって、町長の恣意的理論などあってはならないということです。もし法令にそぐわない減額課税を行えば、町長及び税務課吏員は背任罪に問われることも否定できません。新町長の課税に関わる公平性が揺らぐことにもなるのです。

⑧挙げ句の果てに、百条委員会のメンバーはA社代表から名誉棄損罪で前橋地方検察庁へ告訴され、被疑者として取調べを受けました。私も参考人として取調べを受けましたが、前橋地方検察庁の決定は不起訴となりました。告訴することが間違っていたとすに値します。さらに、町議数人が民事で損害賠償請求の提訴を受け、金銭的及び精神的負担は大きなものであったと思います。当時の議員たち、町長、吏員にしてみれば、怒り心頭に発するものがあります。

以上、常識ある対応を求めたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。ただいま朗読した請願及び陳情書等文書表のとおり担当委員会に付託することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり担当委員会に付託することに決定いたしました。

◎議事予定の決定

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議事予定の決定を行います。

お諮りします。2月25日開催の議会運営委員会で協議された結果、別紙議事予定案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、議事予定については、ただいま宣告のとおり決定をいたしました。

◎散会の宣告

○議長（宮崎謹一君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

最終日までの間、担当委員会における議事案等の審査につきまして、よろしくお願いをいたします。新年度予算をはじめとした重要な案件が数多くございます。17日の本会議までの間、万全を期されるようよろしくお願いをいたします。

これをもちまして閉議、解散といたします。

大変ご苦労さまでした。

なお、この後14時30分から第一委員会室で議会全員協議会を開催いたします。

よろしくお願いします。

散会 午後 2時02分

令和 8 年 3 月 17 日（火曜日）

（ 第 2 号 ）

令和 8 年第 2 回草津町議会定例会

議 事 日 程（第 2 号）

令和 8 年 3 月 1 7 日（火曜日）午前 1 0 時開議

- 第 1 開 議
- 第 2 議事日程の報告
- 第 3 付託議案にかかる委員長報告
 - 総務観光常任委員長・民教土木常任委員長
 - 温泉温水対策特別委員長
- 第 4 議案第 1 号 質疑・討論・採決
- 第 5 議案第 2 号・議案第 3 号 質疑・討論・採決
- 第 6 議案第 4 号から議案第 7 号 質疑・討論・採決
- 第 7 議案第 8 号・議案第 9 号 質疑・討論・採決
- 第 8 議案第 1 0 号 質疑・討論・採決
- 第 9 議案第 1 1 号 質疑・討論・採決
- 第 1 0 議案第 1 2 号 質疑・討論・採決
- 第 1 1 議案第 1 3 号から議案第 1 5 号 質疑・討論・採決
- 第 1 2 議案第 1 6 号・議案第 1 7 号 質疑・討論・採決
- 第 1 3 議案第 1 8 号・議案第 1 9 号 質疑・討論・採決
- 第 1 4 議案第 2 0 号 質疑・討論・採決
- 第 1 5 議案第 2 1 号・議案第 2 2 号 質疑・討論・採決
- 第 1 6 議案第 2 3 号・議案第 2 4 号 質疑・討論・採決
- 第 1 7 議案第 2 5 号から議案第 2 7 号 質疑・討論・採決
- 第 1 8 請願書・陳情書に係る委員長報告
 - 温泉温水対策特別委員長
 - 総務観光常任委員長
 - 民教土木常任委員長
- 第 1 9 追加議案上程
 - 議案第 3 0 号 質疑・討論・採決

第20 議員派遣の件

第21 付託議案外にかかる委員長報告

総務観光常任委員長・民教土木常任委員長・議会運営委員長

温泉温水対策特別委員長

第22 一般質問

第23 閉 議

第24 閉 会

会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	直井新吾君	2番	安齋努君
3番	有坂太宏君	4番	市川祥史君
5番	安井尚弘君	6番	小林純一君
7番	金丸勝利君	8番	上坂国由君
9番	湯本晃久君	10番	黒岩卓君
11番	宮崎謹一君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	宮崎公雄君	副町長	福田隆次君
教 育 長	富澤勝一君	愛町部長	川島和武君
企画創造課長	田中浩君	総務課長	石坂恒久君
住民課長	熊川一記君	税務課長	堀田高史君
健康推進課長	萩原健司君	観光課長	宮崎健司君
土木課長	佐藤俊之君	福祉課長	越前谷学君
会計管理者	一場礼子君	生活環境課長	宮崎雄一君
こどもみらい課長	高井洋一君	上下水道課長	岡田薫君

教育委員会 事務局 長	白 鳥 正 和 君	温 泉 課 長	関	亘 君
社会福祉 協議会 長	上 坂 尚 己 君	ベルツこども 園 長	橋 爪	保 君
総務課 主査	今 平 一 真 君			

事務局職員出席者

議会事務局長	和 田 修	議 会 書 記	新 田 美 幸
--------	-------	---------	---------

◎開議の宣告

○議長（宮崎謹一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。よろしくお願いします。

◎議事日程の報告

○議長（宮崎謹一君） 本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

◎付託議案にかかる委員長報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて付託議案にかかる委員長報告をお願いします。

初めに、総務観光常任委員長、報告願います。

〔総務観光常任委員長 黒岩 卓君 登壇〕

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） おはようございます。

それでは、総務観光常任委員会委員長報告をいたします。

令和8年3月10日、11日に、令和8年第2回草津町議会定例会におきまして、当委員会に付託された議案につきまして、慎重審議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

議案第1号 草津町災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について。

本議案につきましては、これまで群馬県市町村総合事務組合の構成町村で共同処理を行ってきました災害弔慰金等の支給に関する事務が、令和8年3月31日をもって当該組合による共同処理が終了することになり、この事務が各自治体における事務へと移行されることに伴い、新たに町条例を制定しようとするものであります。

委員からは、草津町で想定されている災害種や補償対象の範囲等について質問がなされ、当局よりそれぞれ説明を受けました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続いて、議案第4号 草津町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

本議案につきましては、総務省からの通知を踏まえ、会計年度任用職員の良好な就業環境

をつくるため、休暇を取得する際の諸条件や日数を規則で定め、より働きやすい体制を整えるため、条例の一部改正を行うものであります。

委員からは、付与される休假日数等についての質問がなされ、当局から説明がありました。当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。議案第5号 草津町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について。

本議案につきましては、令和7年8月にあった人事院勧告等に基づき、職員の通勤手当の改正と、期末勤勉手当の率の改正を行うための一部改正であります。

委員からは、通勤手当の支給対象になる職員数等について質問がなされ、当局より説明を受けました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。議案第6号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

本議案につきましては、従来町医としての医師の確保について、労働安全衛生法に基づいた専門職となることから産業医に改め、併せて報酬額を増額するための一部改正であります。

委員からは、産業医の他町村の状況等について質問がなされ、当局からは医師会や他町村の先進例を参考とした旨の説明を受けました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。議案第7号 草津町旅費支給条例の全部を改正する条例について。

本議案につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正がなされたことに伴い、全国の自治体において所要の改正を行うこととなり、従来の草津町旅費支給条例の全部改正をしようとするものであります。

委員からは、旅費や宿泊費の算出根拠等についての質問がなされ、国の規定に準じて算定している旨の説明を受けました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。議案第10号 草津町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について。

本議案につきましては、群馬県と草津町との協調で行っている小口資金融資制度において、借換えの制度や条件の緩和措置並びに融資期間の延長措置等を令和9年3月末までの1年間、さらに延長するため改正を行おうとするものであります。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第11号 町営スキー場等の管理及び利用料金条例の一部を改正する条例について。

本議案につきましては、令和5年度から進めている天狗山レストハウスの建て替えに伴い、町営スキー場等の施設から解体した施設を削除し、新しい施設について追加するものであります。

また、草津町天狗山レストハウス等使用条例を廃止し、所要の規定を本条例に統合しようとするものであります。

さらに、本白根山噴火により廃止となった一部のスキーコースについて、返地手続きが完了したことにより、当該コースを条例から削除するものとなっております。

委員からは、返地に伴う条件や進捗状況等の質問がなされ、当局から説明を受けました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続きまして、議案第12号 令和8年度草津町一般会計予算について。

令和8年度草津町一般会計予算のうち、当委員会の担当項目につきましては、歳入において、54億450万7,000円を計上するものであります。

歳入の主な内容につきましては、1款町税で、前年度より1,665万円増の18億3,427万5,000円、11款地方交付税では、普通交付税が8,000万円増額され、合計で9億円、15款国庫支出金、都市計画費補助金で2億4,716万4,000円、18款寄附金、草津よいとこ元気基金寄附金で6億円、19款繰入金では、草津よいとこ元気基金から8億4,648万6,000円、財政調整基金からの繰入れで3億円、21款諸収入のうち土木費雑入において、御座之湯、バスターミナル及び熱乃湯の施設使用料を合わせて6,924万1,000円、22款町債において、土木債や消防債等で2億2,880万円などであります。

歳出では、当委員会の担当項目といたしまして32億7,203万7,000円を計上するものであります。

歳出のうち主な事業といたしましては、1款議会費において、議会運営及び活動事業として7,916万3,000円、2款総務費、1項総務管理費のうち、11目ふるさと納税事業費で寄附の積立金などで6億8,947万8,000円、6款農林水産業費では、それぞれ振興事業等で2,419万3,000円、商工費では、商工業振興費のうち、町内事業者振興事業として、くさつ温泉感謝券や電子クーポンの経費などで2億3,956万円、国内誘客宣伝事業として観光協会の宣伝委託などで8,982万5,000円、8款土木費、4項都市計画費のうち、社会資本整備総合交付金事業として、新規として地域未来交付金事業を合わせて5億769万5,000円、9款消防費では、吾妻広域消防費負担金として1億8,147万円、災害対策経費では、Jアラート改修費などを

含め5,090万4,000円、11款の公債費における元利償還については2億7,419万5,000円の計上となっております。

委員会の予算審議では、歳入において各委員からは、国庫補助金の関係で、地域未来交付金や社会資本整備総合交付金などに係る質問が多くなされ、同事業の歳出経費関連経費の内容と共に集中した審議がなされました。

その中でも、前町長時代に計画されていた滝下通り等の再整備等について、どのような内容で考えているのか、変更はあるのか等についての質問が町長になされました。

この点について町長からは、前回委員の皆様にお示した計画どおり、つまり、前町長が計画を立てた計画どおり、これは補助金事業でありますので、計画の変更はないということで、前回委員の皆様にお示した計画どおりに進めていく旨の説明がありました。

また、ふるさと納税関連についても集中審議がなされ、総務省が発令した規制の厳格化に伴う町の対応について、委員からは、住民や町内事業所への周知の仕方について不十分である旨の指摘が町当局になされ、この点について町長から早々に対応する旨の回答がありました。

具体的に言いますと、草津で作ったものは、ふるさと納税の対象になるという、仕入れたものは駄目だということで、スーパーマーケットに置けるものは感謝券で買えなくなってしまふというような状況にあります。その辺については、総務省がふるさと納税の厳格化ということで、指針を出しておりますので、これは総務省の指示に従わないと、逆にふるさと納税は認めませんよと言われちゃうので、これはその辺のことをよく研究して周知徹底を図るようにお願いをいたしましたということです。

そのほか、移住定住対策に係る予算審議についても活発に行われ、移住支援コーディネーターの選任に係る基準や公募方式の内容などにおいて意見がなされ、当局から説明を受けました。

さらに、観光協会への宣伝委託費や同協会を中心とした誘客対策事業の在り方については、各委員から質疑が集中し、潤沢な利益を上げている観光協会に対する宣伝委託費が高額過ぎるのではないか、また、指定管理者制度による熱乃湯の運営について草津温泉熱乃湯の設置及び管理に関する条例で規定している熱乃湯の各種事業が適切に履行されているのか等の質問がなされました。

歳入の熱乃湯の施設使用料3,000万円に関連しても、町長からは、観光協会の予算、決算を含めた実態の把握を行うとともに、フロート制の導入の検討も行っていきたい旨の回答が

ありました。

しかしながら、今回の当局からの予算提案の一部については、先ほど申し上げた事項などについて、検討の余地があり余との見解に至り、それぞれの委員の懸念を払拭するには至りませんでした。

よって、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、不承認といたしました。

続けて、議案第19号 令和8年度草津町千客万来事業会計予算について。

本議案は、令和8年度の千客万来事業を執行するための収益的勘定と、起債償還や建設改良事業に係る資本的勘定で構成される予算であります。

収益的収入では、指定管理による使用料収益と、土地の貸付料や国庫補助金、長期前受金戻入などで7億9,985万6,000円を見込んでおります。

収益的支出においては、指定管理事業における人件費や、減価償却費、固定資産の除却に伴う資産減耗費、一般会計への繰出金や減価償却費、消費税など6億6,625万6,000円の計上となっております。

収益から費用を差し引いた今年度の利益は、1億3,360万円となっております。

資本的収入では、国庫補助金と長期貸付金返還金など8,630万5,000円を見込み、資本的支出では、改良工事費において、殺生クワッドリフト電子制御装置の更新、天狗山レストハウスA棟の解体とスラブの改修工事などで3億2,279万円の計上となっております。

委員からは、天狗山レストハウスの解体に関連し、A棟の活用や今後の工事スケジュール等についての質問がなされました。当局からは、耐震強度や補強費用、その他スケジュール等について詳細な説明がございました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第20号 令和7年度草津町一般会計補正予算（第12次）（担当項目）。

令和7年度草津町一般会計補正予算（第12次）のうち、当委員会の担当する項目につきましては、歳入において、101万1,000円を増額しようとするものであります。

歳入の主な内容につきましては、1款町税で町民税実績見込によって12万9,000円の減額、3款利子割交付金については、実績見込みによって102万7,000円の増額、15款国庫補助金のうち、総務管理費補助金において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で1,077万円の減額、都市計画費補助金、社会資本整備総合交付金で357万8,000円の減額、17款財産収入では、各基金の利子の上昇によって472万3,000円の増額、21款諸収入、延滞金加算金及び過料においては664万1,000円の増額、22款町債、公共事業等債において400万円の増額。

歳出では、当委員会の担当項目として、3,050万8,000円を増額しようとするものであります。

主な内容といたしましては、2款総務費では、財政調整基金への積立金で3,705万9,000円の増額、7款商工費では、各事業費の決算見込みによって198万2,000円の減額、8款土木費、4目都市計画費においても、各事業費の確定によって768万7,000円の減額、11款公債費では、元利償還金の確定によって80万2,000円の増額となっております。

委員からは、都市計画事業において湯川駐車場整備測量設計業務委託費が入札差益によって減額された内容について、今後どのように進めていくのか、駐車場の不足問題や有料化の件は町の重要な課題である、町の外周の活性化はどのように進めていくのか等の質疑がなされ、町長からは、湯川駐車場についてはそのまま使用するが、舗装に関してはいま一度研究をしたい。また、有料化の件や観光客の外周の導線についてはＪＲさんとも話をして検討をしていきたい旨の説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。
議案第24号 令和7年度草津町千客万来事業会計補正予算（第4次）。

令和7年度草津町千客万来事業会計補正予算（第4次）のうち、千客万来事業収益では、818万4,000円を増額しようとするものであります。

1項営業収益では、1目使用料収益で修繕協定の額が決定したことにより1,045万8,000円の減額、2項営業外収益では、3目消費税の還付があったことなどから1,864万2,000円の増額となっております。

千客万来事業費用においては2,697万2,000円を減額しようとするものです。

1項営業費用では、4目資産減耗費において、レストハウスの解体除却などで2,841万円の減額、2項営業外費用では、3目雑支出において、道の駅への落雷被害による共済金で143万8,000円の増額となっております。

次に、資本的収入では3,947万5,000円を減額しようとするものです。

4項補助金、1目国庫補助金において、事業を先送りにしたこと等による3,947万5,000円の減額となっております。

資本的支出においては1,366万8,000円を増額しようとするものであります。

1項建設改良費、1目改良工事において、工事請負における工事費の増減により1,366万8,000円の増額となっております。

委員からは、天狗山レストハウスの建替工事の進捗に伴い、先送りとなった附帯事業のA

棟解体工事の予算額や実施時期についての質問があり、当局から説明がなされました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第25号 指定管理者の指定について。

本議案は、温泉門広場等施設において、公募の特例措置により選定された株式会社草津観光公社を指定管理者に指定することの承認を求めるものです。

委員からは、指定管理がどの範囲に及ぶのかが不明瞭との質問があり、当局側からは管理区域について説明がありました。

当委員会としましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第26号 指定管理者の指定について。

本議案は、温泉門駐車場等施設において、公募の特例措置により選定された株式会社草津観光公社を指定管理者に指定することの承認を求めるものです。

委員からは、無料駐車場の今後の有料化に対する町側の見解について質問があり、町当局からは、維持管理コストを踏まえた上で利用者の受益者負担について検討していく旨の説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

この温泉門駐車場等と温泉門等の範囲が、温泉門の前に足湯があるんですけども、その区域と駐車場の区域とトイレのない駐車場の区域と別々にそれぞれ指定管理がされていますということです。

議案第27号 指定管理者の指定について。

本議案は、草津温泉百年石別邸、伝統湯地蔵、伝統湯千代において、公募の特例処置により選定された株式会社草津観光公社を指定管理者に指定することの承認を求めるものです。

委員からは、百年石別邸における入込状況や伝統湯の運営状況について質問があり、当局からは状況について説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案に係る総務観光常任委員会委員長報告といたします。ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、民教土木常任委員長、報告願います。

〔民教土木常任委員長 上坂国由君 登壇〕

○民教土木常任委員長（上坂国由君） おはようございます。

それでは、民教土木常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

長いので、どんどん議案に入ります。

議案第2号 草津町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

本議案につきましては、児童福祉法の改正により全国で乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が創設されたことに伴い、本事業に関する設備及び運営の基準を定める条例の制定を行おうとするものであります。

委員からは、通園手段に関する質問や公共交通機関での利用、乳児等通園事業者などについての質問がなされ、当局からは制度の具体的な内容について説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第3号 草津町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

本議案につきましては、子ども・子育て支援法の改正に伴い、特定乳児等通園支援事業を実施しようとする法人または施設の運営に関する基準を定める条例の制定を行うものであります。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続きまして、議案第8号 草津町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案については、不連続が生じた項番号の繰上げ及び条文中の誤字について文言の修正を行うための改正であります。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続きまして、議案第9号 草津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

本議案は、国の法改正に基づき、令和8年度から国民健康保険税に加算して徴収が開始される、子ども・子育て支援納付金課税額の区分を新たに追加するとともに、群馬県統一の税率等を条例に規定するものであり、施行日を令和8年4月1日に予定し改正を行うものであります。

委員からは、広報についての質問があり、当局より今後実施する旨の説明がなされました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第12号 令和8年度草津町一般会計予算（担当項目）であります。

令和8年度草津町一般会計予算のうち、当委員会の担当項目につきましては、歳入におい

て4億8,663万5,000円を計上するものであります。

歳入の主な内容につきましては14款使用料及び手数料では、1項使用料のうち3目土木使用料で公共物使用料、道路占用料及び町営住宅、賃貸住宅手数料などを合わせて4,831万1,000円、2項手数料のうち2目衛生手数料では、一般廃棄物処理手数料などで1,555万3,000円。

15款国庫支出金では、1項国庫負担金のうち1目民生費国庫負担金で、障害者自立支援給付費国庫負担金において8,325万6,000円、児童手当国庫負担金において6,095万4,000円、2項国庫補助金のうち3目衛生費国庫補助金で、妊娠のための支援給付国庫交付金において300万円。

16款県支出金では、1項県負担金のうち1目民生費県負担金で、国民健康保険基盤安定県負担金において2,117万2,000円、障害者自立支援給付費県負担金において4,162万8,000円、児童手当負担金で710万9,000円、2項県補助金のうち2目民生費県補助金で福祉医療費県補助金において1,996万2,000円、3目衛生費県補助金で群馬県地域自殺対策強化事業費県補助金において29万9,000円。

21款諸収入では、3項受託事業収入のうち2目衛生費受託事業収入で西部火葬場運営受託事業収入において1,940万2,000円などであります。

歳出では、当委員会の担当項目として26億1,910万5,000円を計上するものであります。

主な事業といたしましては2款総務費では、3項戸籍住民基本台帳費のうち1目戸籍住民基本台帳費で4,606万9,000円、2目社会保障・税番号制度整備費で211万1,000円。

3款民生費では、1項社会福祉費のうち1目社会福祉総務費で、国民健康保険特別会計繰出金として5,136万円、3目福祉医療費で、福祉医療費給付事業として4,202万6,000円、4目後期高齢者医療費で、後期高齢者広域連合負担金として1億744万9,000円、後期高齢者医療特別会計繰出金として4,029万8,000円、5目障害者自立支援事業費で障害者自立支援事業として1億7,934万8,000円、6目地域生活支援事業費で地域生活支援事業として1,420万円、2項児童福祉費のうち1目児童福祉総務費で、児童室運営事業費として2,091万円、2目児童措置費で、児童手当給付事業として8,383万2,000円、3目ベルツこども園費で、ベルツこども園運営事業として4,877万6,000円、3項老人福祉費のうち1目老人福祉費で、町内巡回バス事業として6,354万7,000円、介護保険特別会計繰出金として1億1,210万円、高齢者見守りネットワーク構築事業として823万2,000円。

4款衛生費では、1項保健衛生費のうち1目保健衛生総務費で、西吾妻衛生施設組合負担

金として2,228万4,000円、2目予防費で、成人・高齢者予防接種事業として1,416万5,000円、3目母子保健費で、妊婦のための支援給付事業として301万2,000円、4目健康増進費で、がん検診総合支援事業として941万8,000円、7目こども家庭センター費で、こども家庭センター運営事業として1,849万4,000円、8目火葬場費で、西部火葬場運営事業として2,839万8,000円、10目医療対策費で、西吾妻福祉病院組合負担金及び中之条病院負担金として8,002万7,000円、2項清掃費のうち1目清掃総務費で、吾妻環境施設組合負担金として895万3,000円、工事請負費として8,894万円、一般廃棄物収集運搬処分委託などで1億9,099万6,000円。

8款土木費では、1項土木管理費のうち1目土木総務費で、空き家除却補助金として250万円、2項道路橋梁費のうち1目道路橋梁維持費で、町道管理事業、道路除雪事業及び国庫補助金を活用した土木作業車整備事業などにより1億2,249万6,000円、2目道路新設改良費で、6路線の道路改良工事や側溝の改修工事、舗装補修工事費として1億1,411万7,000円、4項都市計画費のうち2目都市計画公共下水道費で、公共下水道事業特別会計繰出金として1,360万4,000円、5項住宅費のうち1目住宅管理費で、町営本白根住宅、中島住宅の建物及び各部屋の維持管理、修繕費として1,327万9,000円、2目賃貸住宅管理費で、前原ハイツの建物及び各部屋の維持管理、修繕費として1,439万4,000円。

10款教育費では、1項教育総務費のうち2目事務局費で、育ちと学びを支えるネットワーク事業として819万9,000円、高校生等就学費補助事業として624万円、2項小学校費のうち1目学校管理費で、小学校安全管理対策事業などとして5,791万9,000円、2目教育振興費で、小学校教育振興事業、GIGAスクール推進事業などで1,653万1,000円、3項中学校費のうち1目学校管理費で、中学校安全管理対策事業などとして3,613万7,000円、2目教育振興費で、中学校教育振興事業、GIGAスクール推進事業などで1,619万7,000円、4項社会教育費のうち1目社会教育総務費で、草津国際音楽アカデミー&フェスティバル事業において群馬草津国際音楽協会補助金で3,522万1,000円、5項保健体育費のうち2目体育施設費で、総合体育館管理事業として、体育施設指定管理委託費などで4,141万5,000円、3目給食センター費で、給食調理事業において、小中学校給食無料化分として1,620万円などの計上となっております。

委員からは、吾妻広域で予定している新ごみ処理施設の建設が遅れていることから、草津町単独で新たなごみ処理施設建設に向けて検討をお願いしたいとの要望や、土木費における町営住宅修繕費の関係、教育関係全般に関係する質問があり、当局より詳細な説明がありま

した。

さらに委員からは、社会福祉協議会の予算及び運営と社会教育費について質問があり、当局から内容を十分把握し状況に応じ拡充などを検討することや、教育費における基金の説明、草津国際音楽アカデミー&フェスティバル事業における群馬草津国際音楽協会補助金の説明がなされたほか、小中学校建設について、町長から公約として掲げてきた重要な課題であり、整備の必要性を十分に認識した上で、財政面や今後の児童・生徒数の推移、施設配置などを総合的に検討する必要があるため、「小中学校統合準備協議会」を設置し、今後の基本構想や方向性について検討を進めていき、本年12月頃までに一つの指針を示していくなどの詳細な説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、承認3名、不承認2名の結果となり、原案のとおり承認することといたしました。

議案第13号 令和8年度草津町国民健康保険特別会計予算でございます。

本特別会計予算につきましては、被保険者数減少等の影響により保険給付費が減額となり、前年度より1,587万4,000円の減額、7億1,099万2,000円の予算となっております。

歳入では、1款国民健康保険税で1億5,339万6,000円、4款県支出金では、保険給付費に充てる普通交付金、その他特別交付金等で5億62万円、7款繰入金では、保険税軽減分などの保険基盤安定繰入金などで5,487万6,000円、9款諸収入では、保険税延滞金として209万5,000円などであります。

歳出では、1款総務費では、一般管理事務費として1,136万円、2款保険給付費では被保険者数の減少などによる影響として4億8,563万1,000円、3款国民健康保険事業納付金では、財政主体である群馬県への納付金として1億9,546万1,000円、5款保険事業費では、特定健康診査等事業費で1,397万6,000円、8款諸支出金で、過年度保険税還付金として256万1,000円、9款予備費として200万円などの計上となっております。

委員からは、被保険者数についての質問があり、当局から現状の説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続きまして、議案第14号 令和8年度草津町介護保険特別会計予算でございます。

本特別会計予算につきましては、前年度と比較して2,986万5,000円増額の6億3,926万2,000円の予算となっております。

歳入の主な内容につきましては、1款保険料で9,619万6,000円、3款国庫支出金で、介護給付費に充てる負担金及び補助金等で1億2,150万2,000円、4款支払基金交付金で、2号被

保険者の保険料として1億5,053万6,000円、5款県支出金で、介護給付費に充てる負担金及び補助金などで8,521万7,000円、7款繰入金で、介護給付費分のほか保険料軽減分として1億5,550万2,000円、9款諸収入で7,000円となっております。

歳出の主な内容といたしましては、1款総務費では、一般管理事務費のほか認定調査費等で1,735万1,000円、2款保険給付費で、介護サービス費の増加を見込み5億5,581万3,000円、4款地域支援事業費で、一般介護予防事業費等で6,684万4,000円、5款市町村特別給付費で90万円、7款諸支出金で、精算による国・県への返還金として3,030万2,000円などの計上となっております。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続いて、議案第15号 令和8年度草津町後期高齢者医療特別会計予算であります。

本特別会計予算につきましては、国保特別会計対照的に、被保険者数の増加及び保険料率見直しなどの影響により、前年度より2,358万6,000円増額の1億7,595万1,000円の予算となっております。

歳入においては、1款後期高齢者医療保険料で、被保険者数の増加、及び隔年で実施される保険料率改定の影響並びに子ども・子育て支援金分の加算などにより、対前年度比118.72%の1億2,927万4,000円、4款繰入金では、事務費や保険税軽減分の基盤安定繰入金などで4,029万8,000円、6款諸収入では、受託事業収入などで577万7,000円。

歳出においては、1款総務費で255万5,000円、2款保険事業費で、健康診査事業などで589万9,000円、3款後期高齢者医療広域連合納付金において1億6,649万6,000円などの計上となっております。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第16号 令和8年度草津町公共下水道事業特別会計予算であります。

本議案は、令和8年度の公共下水道事業を執行するための収益的勘定と、建設改良事業に係る資本的勘定で構成される予算であります。

初めに、事業収益の総額は3億6,297万6,000円となっており、収入の主なものは、下水道使用料で2億2,400万円であります。

続いて、事業費用の総額は3億5,427万6,000円で、支出の主なものは、管渠も含めた下水道の各施設維持管理及び処理場の運転経費などとなっております。

次に、資本的収入においては、下水処理場再構築事業第2期工事に係る下水道事業債で5億7,270万円、国庫補助金、社会資本整備総合交付金で、6億4,407万5,000円の計上となっ

ております。

総額は12億1,677万6,000円の計上であります。

続いて、資本的支出では、下水処理場再構築事業第2期工事の水処理施設工事で11億3,685万円の計上と、現有施設の維持管理工事及び企業債の償還などで、総額は12億7,925万1,000円の計上となっており、委員からは、汚泥の処分について質問があり、当局より説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続きまして、議案第17号 令和8年度草津町水道事業会計予算でございます。

本議案は、令和8年度の水道事業を執行するための収益的勘定と、建設改良事業に係る資本的勘定で構成される予算であります。

初めに、事業収益の総額は2億7,154万4,000円となっており、収入の主なものは水道使用料2億4,088万円であります。

続いて、事業費用の総額は2億4,139万2,000円で、支出の主なものは、水源及び配水の安定供給のための各水道施設の維持管理、修繕、運転経費などとなっております。

次に、資本的収入につきましては、加入者負担金等の計上により50万1,000円となっております。

続いて、資本的支出の総額は8,141万円の計上となっており、主な事業は町内の道路改良及び老朽化の継続的な布設替工事を4件、水道施設整備2件を実施予定としております。

委員からは、原水状況についての質問があり、当局から現在の状況について詳細な説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続きまして、議案第20号 令和7年度草津町一般会計補正予算（第12次）（担当項目）でございます。

草津町一般会計補正予算（第12次）のうち、当委員会の担当項目につきましては、歳入で849万6,000円を減額しようとするものであります。

主な内容につきましては、14款使用料及び手数料では、3目土木使用料で賃貸住宅使用料において450万円の増額。

15款国庫支出金では、1項国庫負担金のうち1目民生費国庫負担金で障害者自立支援給付費国庫負担金において793万2,000円の減額、2目衛生費国庫負担金で予防接種健康被害給付費国庫負担金において23万5,000円の増額、2項国庫補助金のうち1目総務費国庫補助金で

社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金において184万8,000円の増額、2目民生費国庫補助金で地域生活支援事業費等国庫補助金において145万3,000円の減額、4目土木費国庫補助金で道路メンテナンス事業国庫補助金として105万5,000円の減額。

16款県支出金では、1項県負担金のうち1目民生費県負担金において障害者自立支援給付費県負担金で396万6,000円の減額などがあります。

歳出では3,799万3,000円を減額しようとするものであり、主な内容につきましては2款総務費では、3項戸籍住民基本台帳費のうち1目戸籍住民基本台帳費で、戸籍総合システム管理事業及び吾妻郡自治体クラウド基幹系システム管理事業において67万8,000円の増額。

3款民生費では、1項社会福祉費のうち1目社会福祉総務費で、物価高騰重点支援給付金事業において1,077万円の減額、5目障害者自立支援事業費で福祉障害システム管理事業において420万円の減額。

4款衛生費では、1項保健衛生費のうち2目予防費で、感染症予防事業及び予防接種健康被害調査事業において247万8,000円の増額、3目母子保健費で、母子保健医療対策総合支援事業、養育医療給付事業及び出産・子育て応援交付金事業において46万6,000円の増額。

8款土木費では、1項土木管理のうち1目土木総務費で、空き家対策事業において、空き家除去費の補助金の今年度分の事業実績から400万円の減額、2項道路橋梁費のうち1目道路橋梁維持費で、橋梁点検業務委託の事業費の確定により269万円の減額、2目道路新設改良費で、道路改良工事の事業実績から372万2,000円の減額。

10款:教育費では、4項社会教育費のうち2目公民館費で、事業完了に伴い70万3,000円の減額、5項保健体育費のうち2目体育施設費で、光熱水費の高騰により58万円の増額などの計上となっております。

委員からは、障害者福祉システムや町営住宅の入居者になどについて質問があり、当局から説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続きまして、議案第21号 令和7年度草津町公共下水道事業特別会計補正予算（第1次）であります。

本議案は、令和7年度の下水道事業会計における決算に向けた補正予算であります。

事業収益において、下水道使用料を令和7年度調定見込額程度の223万9,000円減額により2億2,166万1,000円の計上、一般会計から繰入れる雨水分元利償還の元金分を資本金収入で計上してあったものを、収益的収入に振替を行ったことによる1,274万5,000円の増額、下水

処理場再構築事業工事費減額などで、消費税及び地方消費税還付金1,142万9,000円の減額などにより、総額を3億6,176万3,000円とするものです。

事業費用においては、汚水処理量の増加に伴い、処理場費の薬品費120万円、委託料で130万円の増額などにより、総額を3億4,287万8,000円とするものです。

また、資本的収入では、下水処理場再構築事業の国庫補助交付金の金額確定に伴う事業費の見直しにより企業債9,480万円、国庫補助金1億788万8,000円の減額、一般会計からの雨水処理負担金の元金分を資本的収入から収益的収入へ振替計上により1,274万5,000円の減額などで、総額を11億5,851万3,000円とするものであります。

資本的支出でも、国庫補助交付金の金額確定や工事内容などの事業費見直しに伴い、新規建設費、工事請負費で2億1,557万6,000円の減額などで、総額を12億4,523万3,000円にしようとするものです。

委員からは、3条収益的収入及び4条資本的収入の雨水分繰入金振替計上と薬品費増額についての質問があり、当局より内容の説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。続きまして、議案第22号 令和7年度草津町水道事業会計補正予算（第1次）であります。本議案は、令和7年度の水道事業会計における決算に向けた補正予算であります。

事業収益において、給水分担金増額に伴う営業外収益の消費税還付金で183万8,000円の減額などで総額を2億7,214万9,000円にしようとするものであります。

事業費用では、各目の人件費で合計595万9,000円の増額などで、総額を2億2,193万円にしようとするものであります。

また、資本的収入において給水分担金の増額が3,645万8,000円、総額を3,695万9,000円にしようとするものです。

資本的支出で、各工事の精算変更に伴い1,500万円の増額で、総額を2億2,668万円にしようとするものであります。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案に係る委員長報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） 委員長、大変長らくご苦労さまでした。

引き続きまして、温泉温水対策特別委員長、報告願います。

〔温泉温水対策特別委員長 安井尚弘君 登壇〕

○温泉温水対策特別委員長（安井尚弘君） おはようございます。

温泉温水対策特別委員会、委員長報告をさせていただきます。

令和8年3月9日開催の第2回定例議会において、当委員会に付託されました議案につきまして、16日午前10時から草津町役場第1委員会室にて、出席委員6名、傍聴議員4名により委員会を開催し、審議をいたしましたので、その結果をご報告させていただきます。

1、議案第18号 令和8年度草津町温泉温水供給事業会計予算。

本議案は、令和8年度の温泉温水供給事業執行の収益的収入及び支出並びに建設的投資及び改良工事などに係る資本的収入及び支出の予算であります。

収益的収入につきましては、事業収益で5億3,418万3,000円を計上し、前年度に比べ169万1,000円の増収予算であります。

営業収入の主なものは、温泉及び温水の給湯収益であり、温泉給湯収益につきましては、前年度に比べ50万円増収の1億7,550万円を、温水給湯収益につきましては、前年度と同額の2億円をそれぞれ計上しております。実績からの推計結果による計上であります。

営業外収益の長期前受金戻入では、前年度に比べ325万円増収の7,519万3,000円の計上をしております。

収益的支出につきましては、事業費用で4億8,149万3,000円を計上し、前年度に比べ2,116万3,000円の減額予算であります。

主なものは、1目温泉施設費では、負担金で共同浴場管理負担金として672万円、動力費で実績に基づき1,671万1,000円、修繕費で、共同浴場など施設修繕や修繕材料などで、2,529万9,000円、委託費で保安、点検、清掃業務などで726万4,000円、受水費で実績に伴い、3,750万1,000円を計上しております。

2目温水施設費では、動力費で実績に基づき2,776万8,000円、修繕費で給湯、配湯管修理など施設修繕、漏湯修理などで1,171万2,000円、委託料で計装設備システム保守や検針業務などで1,696万2,000円、受水費で実績に伴い3,750万1,000円を計上しております。

3目総係費では、委託料で、システム保守や、湯の花採取など439万9,000円、4目資料館管理費では、委託料で、施設の保安点検など173万8,000円を計上しております。

次に、資本的収入につきましては3億1,033万1,000円が計上されております。

1項給湯分担金で33万1,000円、2項長期貸付金償還金では千客万来事業会計から1,000万円、3項補助金では他会計補助金（一般会計）から3億円を計上しております。

資本的支出につきましては7億5,813万9,000円を計上し、前年度に比べ5億706万3,000円の増額予算であります。

主な事業といたしましては、1 目新規建設費、温泉熱発電設備設置工事で 5 億 4,000 万円、2 目工事改良費、老朽化が進行している温泉、温水管の布設替工事、毎年実施している熱交換器、各動力設備の整備費用など 1 億 8,330 万円を計上しております。

委員からは温泉熱発電設備設置工事についての質問があり、スケジュールや設置場所、工事計画などについて当局より説明を受けました。実行する前に、精査したものを議会としっかりと協議し、説明をするようお願いをいたしました。当局も実施することを確認いたしました。

本会計は、草津温泉の最も重要な資源である温泉、温水の安定した供給を維持するための予算であり、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

2、議案第23号 令和7年度草津町温泉温水供給事業会計補正予算（第2次）。

本議案は、令和7年度草津町温泉温水供給事業会計における決算に向けての補正予算であります。

収益的支出におきましては、事業費用の営業費用、人件費のほかに 1 目温泉施設費、受水費で実績を基に 210 万円の増額、2 目温水施設費、受水費では実績を基に 210 万円の増額、支出総額 984 万 2,000 円を増額し 5 億 1,249 万 8,000 円としようとするものです。

次に、資本的収入におきましては、1 項給湯分担金、1 目給湯分担金、1 節温泉給湯分担金で 11 件、7,974 万 9,000 円の増額、2 節温水給湯分担金で 4 件、165 万円の増額、収入総額 8,139 万 9,000 円を増額し 9,173 万円としようとするものでございます。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案に係る委員長報告とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 以上で付託議案に係る委員長報告を終わります。

ここで 11 時 15 分まで休憩といたします。よろしくお願いいたします。

休憩 午前 11 時 06 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（宮崎謹一君） 休憩を閉じて再開いたします。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 次に、議案第1号について質疑を行います。

議案第1号は、草津町災害弔慰金の支給等に関する条例の制定についてであります。よろしく願います。

湯本議員。

○9番（湯本晃久君） 9番、湯本です。

質問をさせていただきます。

条例の第2条の定義のところについて、お尋ねをいたします。

恐らくこの条例といいますか、群馬県から各市町村にこれが移管されたというところで、初日の上程のときにも各市町村で同時にこれが制定されていくものというご説明がございましたというところで、恐らくこの条例についても、ある程度ひな形的なものが県なりその上の総務省なりから示されて、それで出ているものだと思うんですけども、草津町の条例ということですので、やはり草津町で定めるものに相当するといいますか、例えば町のハザードマップであったり、防災計画であったり、そういったもので規定を具体的にされているものについては、そこに具体的に載せるほうが後で不幸にしてというか、この条例を実際に適用するようなことになったときに、すっと入っていけるのではないかなと思うんですね。

ですので、そこでハザードマップや防災計画の中で具体的な設定のある、特に火山噴火、そして土砂災害といったものについては、この災害ということのものの中に明記をしていただくことが、その後運用するときにすんなり使われるのではないかと思います。

逆にこの災害の定義の中で、高潮、それから津波というものが載っていますけれども、これは草津町においては非常に想定外のしづらいものですので、それに代えて具体的な想定のあるり得る火山噴火、それから土砂災害といったものを載せていただくというのは、今後において可能であるかどうかお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 町長、答弁願います。

〔町長 宮崎公雄君 登壇〕

○町長（宮崎公雄君） それでは、湯本議員の質問にお答えします。

本条例は、第1条の目的条文に記載されているとおり、災害弔慰金の支給に関する法律で、これが上位法となっております。国の法律を基準にした形で、これまで群馬県市町村総合事務組合において構成市町村の共同事務に対して対応してきました。

しかし、令和8年3月31日をもって、各市町村にこの処理が返されることとなり、構成市

町村の条文にいわゆるひな形ですが示されることがありました。今回、これを引用した形で制定条例の案をつくらせていただいた経緯があります。

そのため、湯本議員がご指摘のとおり、高潮あるいは津波といった自然災害が示されており、当町の地理的特性に照らし合わせますと、噴火災害や突風など災害は規定上でその他異常な自然災害の中に含まれておる形となっております。これは広域的な大規模災害が発生した際、他の自治体や国との支援基準を統一するという目的もあるものと捉えております。しかしながら、町条例を制定するという意味において、当町の災害特性を踏まえ、備えるのは重要な考えだと思っています。

湯本議員のご指摘は、町民目線に寄り添った視点であると認識をしております。したがって、本条の制定がお認めいただいた際には、運用面における工夫と周知等を行う場合には、町民に分かりやすい、当町で想定される噴火災害や土砂災害なども対象となる旨を明記するなどの案内ができるようにしたいと思っています。

また、今後、他の自治体の動向や国の法改正等の整合性を見極めつつ、必要に応じて文言の整理などを検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

有坂議員。

○3番（有坂太宏君） すいません、3番、有坂です。

総務課長にちょっとお伺いしたいんですが、議案の中の2ページ目、災害弔慰金の額のところで、規定として500万、その他に250万とあって、3ページの第10条のところで障害者のことに関してちょっと触れているんですが、これはあれですか、障害者だとしても、何か別立てというか、障害者の金額が違うという理由をご説明いただきたいんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） 総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） 有坂議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、2ページの5条で規定している災害弔慰金の500万、それから3ページの第10条で、災害障害見舞金の額が250万と、一見半分となっているように見受けられるものとなっております。

これは、法律と条例上の立てつけの中で申し上げますと、災害弔慰金は災害によって死亡したご遺族に対して生活の立て直しを支援する弔慰の性格を持っているもの、一方で、災害障害見舞金は、甚大な障害を負われた方へのお見舞いとして、当面の生活の変化に対応していただくための公的支援としての位置づけとなっております。

このように、弔慰とお見舞いという目的の違いによって、条例の立てつけの中ではちょっと見づらい形になっております。

有坂議員のご指摘のとおり、災害障害となった場合につきましては、この条例の第9条で定めておりますけれども、災害弔慰金の支給等に関する法律の別表で障害者を規定しております。この法律で言っているものがほぼ別の法律となります身体障害者福祉法、この規定の中に相当するものが該当するように解されております。こうなりますと障害者手帳を有することになりますので、この立てつけから申し上げますと、この手帳交付によって福祉サービス、また、医療費の助成制度といった継続的な公的支援の枠組みへ別の法律の方へつながれていくんだらうということになります。

したがいまして、まとめますと、障害を持った方が災害に遭った場合は、弔慰金、見舞金、いずれも対象になります。

また、災害によって障害を有してしまった方につきましては、別の法律の支援制度のほうにつながっていくという立てつけになってございます。

いずれにしましても、この条例の最たる目的が、そういった方の対象者に寄り添うこととなっておりますので、そういった際には、行政としてもきめ細かな対応に努めたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○3番（有坂太宏君） ありがとうございました。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第1号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第2号及び議案第3号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて議案第2号、3号につきましては、乳幼児に関することでありますので2号、3号、一括して上程いたします。

2号、3号の条例制定につきましては、質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決については、個々の議案ごとに行います。

お諮りします。初めに、議案第2号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第3号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第4号～議案第7号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて議案第4号から第7号までについて、一括上程をし、質疑を行います。よろしく願います。

上坂議員。

○8番（上坂国由君） 議案第7号についてご質問させていただきます。よろしいでしょうか。

これは、宿泊費の関係で全部の条例を改正すると思うんですけども、表をつけたい

ている中で、特に福島、山口のほうですと宿泊費一晚について8,000円、9,000円とか。この金額で泊まれるところって大分減っていると思うんですけども、これ多分、上級法の国に定められたものと合わせてきていると思うんですが、これについてせっかく条例改正するのに8,000円で足りない部分を補うというのはおかしい話なので、今後検討課題はあるのか、またはこのままいくのかというのを教えてください。

○議長（宮崎謹一君） 総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） 上坂議員のご質問にお答えいたします。

別表の中では、今回の改正においては都道府県ごとに国のほうで設定をした旅費規定になってございます。

質問の上回ってしまった場合につきましては、条例の中でも特殊な事情によっては町長の認めた場合については、実費弁償ができるという規定になってございますので、それについては不利益はないかなというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。どうぞ。

○8番（上坂国由君） すみません、要望になってしまうんですけども、町長が認めた場合ということになってしまうと、なかなか毎回申請が必要となってしまうと思うので、もう少ししっかりとした基準を定めていただいて、町長に毎回というよりも、ある程度の基準を定めたらいいと思うので、そこもまた検討していただきたいと思います。

○議長（宮崎謹一君） 総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、旧条例の中でも、今までは甲地方で1万2,000円ほどの上限があったんですが、例えば春節の頃とかはとてども東京でも宿が取れなくて、そういった経済情勢とか、国内の情勢に応じて根拠が示されるものについては、町長が悩まなくとも判断ができるかなというふうに思っております。

また、規則等で必要に応じてそういった事態がある場合は、恐らく国の法律改正も発生すると思います。その場合は、町条例の規則も訂正していきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○8番（上坂国由君） ありがとうございました。

○議長（宮崎謹一君） 4号から7号については、質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

それでは、採決については、個々の議案ごとに行います。

お諮りします。初めに、議案第4号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第5号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第6号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第7号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第8号及び議案第9号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて議案第8号、議案第9号について、一括質疑を行います。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ござい

ませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。初めに、議案第8号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第9号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて議案第10号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第10号については、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて議案第11号について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第11号については、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第11号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 次に、議案第12号の当初予算案について、質疑を行います。

上坂議員。

○8番（上坂国由君） 8番、上坂です。

町長にお尋ねします。

ページ数で言うと86ページからです。随時お聞きしたいところがありますので、お願いいたします。

すみません、86ページの関係ですと、負担金補助及び交付金の関係になります。

毎年やりますザスパ広告掲載負担金に関してですが、こちら今、ザスパ草津ではなくなり、チャレンジャーズがいると思うんです。この部分において、本体であるザスパ群馬のほうに補助金というのも少し出していると思うんですが、新しい町長になりまして、ザスパに対する思い、また今後どのような予算をつけていく、補助金をつけていくのかお聞きしたい。

続きましてよろしいでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） 1つずつやります。

○8番（上坂国由君） 1つずついきますか。

じゃ、ザスパの件でお願いします。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 宮崎公雄君 登壇〕

○町長（宮崎公雄君） それでは、上坂議員のご質問にお答えします。

86ページの繰出金のザスパ広告負担金でございましょうか。

これは700万を今計上しております。お認めいただきましたら、このままいきたいと思えます。

先日、ザスパ草津ということで、必勝祈願ということで白根神社に行ってみまして、私からもご挨拶をさせていただきました。その中で、これから関東リーグとか群馬県リーグとか、そういったところに行くためには、それぞれの選手の皆さんがより以上練習ができる施設とか、そういうことはやっぱり必要であると私も認識しております。

この予算を抱えながら、ザスパには私個人としても応援しておりますので、これからこの予算を使っていただいて、負担金を出していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。続いてどうぞ。

○8番（上坂国由君） 次のページになります。88ページになります。

2項公園費に関して伺います。

公園管理事業費として予算が上がっております。こちらについては614万円ということで今年度は予算をつけていると思います。前年度よりも396万5,000円減額されております。

町長の政策の中で、公園をやりたいということをお願いしました。私も12年前から一般質問で公園について質問させていただいておりました。

今まで達成されなかった目標として公園ができなかった。12年前の子供はもう小学校を卒業しております。これ直ちにやらないと、また今年生まれた子も、来年、再来年とまた延びたら、子供はもう大きくなっています。草津町で住んでいきたい、育てていきたいという町づくりをしていくという町長の政策に関しては共感するところが多いです。これを直ちにやるためには予算をつけないと進行しないと思うんですが、この辺について町長どうしてお考えですか。

○議長（宮崎謹一君） 町長、答弁願います。

〔町長 宮崎公雄君 登壇〕

○町長（宮崎公雄君） 上坂議員の質問にお答えします。

公園管理事業ということで614万ついておまして、昨年より減っていることは確かでございます。

私の政策の中でも、やはり公園整備というのは非常に大事なものであると思っているし、今、児童公園が3か所、その他の公園が6か所ありまして、どうしてもその辺はまだまだ整

備しなければいけないものだと、私も認識をしております。

その中で、今回は614万という予算を認めていただきながら、まだ全てを回っておりませんので、その中を見ながら、これからの公園整備等々考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○8番（上坂国由君） 最後にいいですか。

○議長（宮崎謹一君） どうぞ。

○8番（上坂国由君） 最後になりますが、今、公園のことも言っていたんですけども、一番気になっているのは、総務委員会で否決をされている予算、その部分について、どの部分を否決されたというのを町長認識しておりますか。

また、今後、湯本議員が最初、総括質問のほうでされていました宮崎公雄新町長の新しいカラーというんですか、その部分はどこに今回予算に盛り込んだのかをお伺いして、賛成反対というのに判断材料にさせていただきたいんですが、最後お願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 町長、答弁願います。

〔町長 宮崎公雄君 登壇〕

○町長（宮崎公雄君） それでは、上坂議員の質問にお答えします。

今回、総務委員会を開催をされました。その中で、先ほど委員長報告からも答弁があったように、今回は、観光協会の宣伝委託料と、同協会を中心とした誘客対策事業の在り方、これには各議員の質問がなされております。

指定管理制度による熱乃湯の運営に対しても、やはり質問がありました。

それと、歳入のほうになりますか、熱乃湯の施設料の3,000万と、これも協議の中に入っていたと思っております。

しかしながら、観光協会には、これは委託料として行っているわけでございまして、その委託料の5,470万、それと2,300万のそれぞれの項目の中に、全て5,000万のほうには草津町の温泉祭等の運営費用とか宣伝とかいろいろございまして、それを委託をしているということでございます。

その中で今回、委員会では不承認とされたわけでございますが、その辺につきましても、私としましても、これから観光協会にその分をどういう形でやっていくかということは、これから研究していかなければならないし、不承認となったのはその辺の理由かと私は思っております。

そして先ほど、もう一点のお話が私のカラーということでございます。

今回、1月30日から私が就任いたしまして、2月中、ある意味非常に忙しい中、この予算案をつくらせていただきました。その中で、前町長が行ったことは、踏襲をしながらこの予算をつけたわけであります。

しかし、私としましては、町民との対話を軸にするには、共に創る町づくりというものを私は掲げております。その柱となるのが、草津町の未来をつくるための基本計画の制定であります。それを1つの柱にしまして、4つの枝をつくりました。子育て・教育支援から始まって、高齢福祉の施策強化、あるいは移住定住、または持続可能な観光地としての政策等々を掲げております。それを今、この予算の限られた中で、全てを織り込むということは非常に難しいこともあります。しかし、これから行っていく中で、補正を起こして行っていく事業も多々あると思いますので、その辺はご理解をしていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（宮崎謹一君） 黒岩議員。

○10番（黒岩 卓君） 先ほどの上坂議員の質問に関連して1点やりたいと思います。

先ほど86ページの話で、ザスパの700万の話です。ザスパに対してはそういうふうに行っているんだけど、チャレンジャーズに対してはどういうふうに考えてますか。

チャレンジャーズに対して、町としてこれからどういう補助をしていくのか、例えば、温泉祭を手伝ってくれたり、白根神社のお祭手伝ってくれたり、湯もみを手伝ってくれたり、各旅館で働いてくれたりして、非常に頑張っているチャレンジャーズに対して、今は二軍という制度がなくなっちゃっているんですね。その中でも彼らを支援していくんだという姿勢をどういうふうに出していくのかというのをはっきりと言っていただきたい。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 宮崎公雄君 登壇〕

○町長（宮崎公雄君） それでは、黒岩議員の質問に答弁します。

先ほどの700万の中にはチャレンジャーズも入っております。それがザスパのほうに比べて、それが返ってくる仕組みになっておりますので、おおむね約700万ですか。それは返ってきております。それを今やっているところです。

○議長（宮崎謹一君） どうぞ。

○10番（黒岩 卓君） 町長、今、チャレンジャーズのほうに返ってくると言っていたけれども、700万のうち幾ら返ってくるというの、チャレンジャーズに。

○議長（宮崎謹一君） 観光課長。

〔観光課長 宮崎健司君 登壇〕

○観光課長（宮崎健司君） それでは、黒岩議員のご質問にお答えいたします。

チャレンジャーズの700万円につきましては、広告費というところでございまして、チャレンジャーズの胸のところに「泉質主義」という広告を出しているのと、群馬県のほうの正田醤油スタジアムのところで、審判のブースのところに「泉質主義」の宣伝をしております。その費用で総額700万円で、700万円につきましては、チャレンジャーズに使ってくれというところは、前町長からの引継ぎ事項でございます。

○議長（宮崎謹一君） どうぞ、黒岩議員。

○10番（黒岩 卓君） 聞いているのは、具体的にザスパに対して700万出しているものは、チャレンジャーズに対して幾ら返ってきてるのかということを聞いているんですよ。

チャレンジャーズは、かわいそうに、町の中で二軍の制度がJ2でなくなって、各チーム試合相手のいないところに、上に上がろうと頑張って、そして草津の町の中に貢献しながら、お祭りに貢献したり、湯もみで貢献したり、各旅館で働きながら貢献したり、貢献してくれているでしょう。その人たちに対して、やっぱり町として支えていくだけの気概を持っているべきという意味で、具体的に幾ら返ってやっているんだと。もし、それが足りなかったら、町長としてチャレンジャーズを支えていくぐらいの気持ちを表明していただきたいと、こういうふうに思っているんですよ。いかがですか町長。

〔発言する者あり〕

○10番（黒岩 卓君） 駄目です。

それは町長の所信の考えだから。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 宮崎公雄君 登壇〕

○町長（宮崎公雄君） 黒岩議員の質問にお答えします。

700万全額チャレンジャーズに関わっているそうでございます。

私の考えからすると、それはもちろん700万というのは非常に大事なチャレンジャーズからすると資金でございます。

そのほかにチャレンジャーズは各旅館とか各施設さんにあって、働きながらやっていただいております。それをもっと支えようという話でございますが、その辺はちょっと調査研究をさせていただいて、どのくらいが適当であるかということも調査研究をさせていただいた

いと思いますので、よろしくお願いします。

この場では言及はできません。よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） 黒岩議員。

○10番（黒岩 卓君） 確認しますけれども、全額700万チャレンジャーズに返ってきているんですね、今の答えだと。そうですね、それでいいんですね。いいんですね。はい。

J2のときに、小島さんが草津に来て、俺たちはまだサッカーできるよ、J1に復帰したいから町で支えてくれ、夢を支えた結果がザスパが生まれたんですよ。そういう意味からすると、やっぱり今、チャレンジャーズ本当に苦しい立場にあると思うんです。その苦しい立場の彼らを、精神的にも財政的にも支えてあげるのが草津町の花だだと思うんですよ。だから、その辺のところを全面的に支えていきたいというような回答をいただきたいというふうに思いますけれども、いかがですか。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 宮崎公雄君 登壇〕

○町長（宮崎公雄君） それでは、黒岩議員の質問にお答えします。

このザスパ群馬がザスパ草津に始まった経緯、私もその中の一員でやってきました。

その当時は今から十数年前ですか、そのときに議会の中でいろんなことを通していただいて旅館組合とか商工会の中にも私も話をさせていただいて、現在があります。

その途中において、ザスパ草津がザスパ群馬に移行された、非常に私からすると、ううん、という思いをしております。

その中で一番大事なことは、これから草津町の中でザスパ、サッカーもありますけれども、スキーもあります。いろんな部類があります。それを全てここだからいいというわけはいきません。ですから、その辺は調査をさせていただいて、これからの流れを考えていきたいと思っていますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○10番（黒岩 卓君） すみません、じゃ全面的に支えていく気持ちはないということだ。

〔発言する者あり〕

○10番（黒岩 卓君） その気持ちの根底には、支えていきたいというものがあるわけね。

○町長（宮崎公雄君） 全てはあります。それは、どこの部署によっても。それはここで明言することはできません。

○10番（黒岩 卓君） その辺のところの配慮をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） 有坂議員。

○3番（有坂太宏君） すみません、3番、有坂です。

先ほど上坂議員の質問と重なるんですけれども、まず86ページ、観光協会の委託料なんですけれども、これ副長長にお答えしていただいたほうがいいかな。

両方の宣伝委託料の中身を教えてくださいたいのですが、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 町長、答弁願います。

〔町長 宮崎公雄君 登壇〕

○町長（宮崎公雄君） それでは、有坂議員の質問にお答えします。

令和8年度の草津町観光宣伝委託料の事業の予算であります。

この中で今出しているのがイベント費としまして、草津温泉感謝祭、昆虫採集、フォトロゲイニング、紅葉ライトアップ、そして宣伝料としまして宣伝イベント、これらのノベルティとか観光プロモーションが入っています。そのほかに印刷製本費、これはパンフレット、ポスター、カレンダーがあります。そして広告費が次にあります。これは新聞等の広告、雑誌広告、その他の広告、T I C草津の出店に係る費用、それと情報発信費、これはウェブ関係発送費であります。そしてもう一つが、これは負担金として県に宣伝委託料を負担しています。

施設整備としまして、看板等、あとはロードサイン、公園整備、管理料としましては、企画運営費、事務費等々を踏まえて5,470万でございます。

それと、もう一点のほうをご説明いたします。

これは2,300万のほうでございます。これにはイベント「夢の灯り」、要するに湯畑のキャンドルでございます。広告事業、これは首都圏の宣伝、あるいは広告でございます。

それと草津町の継承事業としまして、草津温泉感謝祭の祝賀会の費用があります。それと八社会、トップセールス、それとまたイベント費としまして、地酒のお酒ですか、この費用、それと印刷製本としましては、草津こみち、これ女将マップとして行っています。そのほかにタウンガイドマップ。また、イベント事業としましては、湯畑のマルシェ、江戸風鈴、草津イルミウォーク、ふるまい事業等々があります。こういった事業が行われておることです。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） どうぞ。

○3番（有坂太宏君） 詳細なご説明ありがとうございました。

ちょっと先ほど上坂議員に半分を言われてしまったので、そこは割愛しますけれども、2,300万円の部分なんです、聞いたところによると東日本大震災の後に予算が計上されたというふうにも伺っております。

今は町長でいらっしゃいますが、その当時、たしか議長でいらっしゃいましたよね。そのときの予算から、今の現状が続いていると。

私が何で聞くかというと、今、前町長がこうやって町を豊かにしていただいて、入れ込みが400万ありますよね。この2,300万の中には、前、旅館組合でやっていた事業や、その他、違うところがやっていた事業も入っているということも、ある議員から伺っています。その辺を先ほど上坂議員のところの答弁で、中身を精査して、もう一回予算づけをするというお話を伺っていますとご答弁にありましたけれども、私が言いたいのは、東日本大震災から15年、今ちょっと中東のほうでどんばちやっていますけれども、今後の状況がどうなるかわかりませんが、それでもこのままでやっていくのかどうか、当時の議長の思いもあるでしょうけれども、その辺も含めて、もう一度お答え願いたいと思うんですが。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 宮崎公雄君 登壇〕

○町長（宮崎公雄君） 有坂議員の質問にお答えします。

確かにそうです。前黒岩町長の時代のときに3.11がありました。そのとき、本当に草津町はもう明かりがなく、これからこの草津はどうなっていくかと非常に恐怖感を覚えたことも今考えております。

その中で、その当時の予算は今、私の手元にありませんけれども、どのくらい予算がついているかは分かりませんが、その一角として2,300万というのは、今に動いていると私は感じております。これからこの2,300万円という中で、どういったものが本当に必要かどうか、要するに委託をしていいかどうかというのは考えていかなければならないと思っています。

しかし、これを行っている事業の皆さん、本当にボランティアの部類が非常に多いと私は思っています。そういった人たちがいること自体も考えていただきたいと思っています。

ただ、予算をつけてこれでやったというわけではなく、いろんな人たちがいろんな中で協力し合っていることもご承知をしていただきたいと思います。

この2,300万という予算の中で、このようにやってはいきたいと思いますが、委員会の中では通っていなかったということもありますので、この辺はもう一度精査をしていきたいと

いうことも答弁をさせていただきました。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） どうぞ。

○3番（有坂太宏君） ボランティアでやっている方たちがいるということも、私、十分理解してはいます。

先ほどからずっと、精査をもう1回していただくということなので、それはぜひともやっていただきたいと思います。

以上、要望としてなんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） 答弁はよろしいですね。

○3番（有坂太宏君） 答弁は大丈夫です。

○議長（宮崎謹一君） 湯本議員。

○9番（湯本晃久君） 質問2点ございますが、答弁の相手というか、お願いする方が異なるので、分けてお尋ねさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） はい。

○9番（湯本晃久君） ありがとうございます。

まず、総務観光常任委員長にお尋ねをしたいんですけれども、先ほどの委員長報告の中で、この12号議案について不承認であったというところをお聞きいたしました。委員会の中で承認と不承認、何名の方が承認で、何名の方が不承認であったかお答えいただけますか。

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） 不承認は5名です。委員は6名で、委員長は権限がありません。5名です。

○9番（湯本晃久君） 私、総務観光常任委員会を傍聴しておりましたが、承認のところで手を挙げておられたのは、市川議員と安齋議員のお二人、承認をされなかった、挙手をされなかった方は3名であったと認識をしております。

今の5名不承認というのは、こういった根拠からでしょうか。

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） すみません、間違えました。

今の湯本君の言ったとおり、2対3です。ごめんなさい。

○議長（宮崎謹一君） 訂正ですね。よろしいですか。

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） 訂正です。

○9番（湯本晃久君） 答弁の訂正ということで、承知をいたしました。

それでは、予算のほうの質問に入らせていただきます。

1点でございます。

38ページ、企画費の中の委託料でございますが、情報化維持管理事業の中の委託費、「HP」恐らくホームページのことと思われますが、その移行業務委託845万7,000円について。

昨年度ですか、ホームページ全体がデザインの変更等もなされたと思うんですけども、今年度、また移行業務委託という形でついているわけですけども、この内容、それから業者選定とかも含めて、新規にまたなさっていくのか、それから前体制のときに、観光協会等の湯Love草津などとの連携という形がされていましたが、そのあたり含めてどのような計画をされているかお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 企画創造課長。

○企画創造課長（田中 浩君） 湯本議員の質問にお答えいたします。

38ページの情報化維持管理事業における委託料の中のホームページ移行業務についてのご質問なんですが、湯本議員のおっしゃるとおり、昨年度、ホームページの現行デザインなんですけれども、職員がデザインから構成まで手がけて、事業費94万6,000円をかけてリニューアルを行っております。

しかしながら、令和7年9月にベンダーより、草津町が運用しているCMSサービスのサポートが8年の4月末で終了する旨の案内を突如受けることになりまして、公開情報の停止を避けるために、ベンダーの責任によりまして、令和8年度におきましては同様なシステム環境を構築して、1年間、現在の環境を継続させてホームページを配信することになっております。その間に、今回予算で計上させていただいておりますが、競争による業者の選択をしまして、ホームページの作成と業者が変わった場合、データの移行ということで、少し高額になっているんですが845万7,000円の計上となっております。

それと観光協会との今後の連携については、今のところちょっとまだ構築の内容が把握されていないので申し上げられないんですが、当然のごとく何らかの形でホームページが一緒に連携するような形は取っていこうとは思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

12時になりましたので、12号についてはまだまだ質疑があると思いますので、13時から引き続きやりたいと思います。

休憩いたします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 零時59分

○議長（宮崎謹一君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

先ほど途中で質疑が終わっているわけですが、引き続いて12号議案、特に当初予算案でございますので、活発なご意見いただいたり、質疑をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

有坂議員。

○3番（有坂太宏君） 3番、有坂です。

すみません、あと一点だけお願いします。

98ページ、都市計画費の中で、中ほどの丸印、地域未来交付金事業というのが計上されています。

委員会で傍聴させていただいたんですが、今回、滝下通り、西の河原の駐車場、泉水通りが2か所が補助金対象で事業を行うという話があったんですが、そこで町長に1つ伺います。

これ前町長が計画しているものであって、先ほども何かでお答えになっていましたけれども、いい事業だみたいな感じでおっしゃっていましたが、なぜ聞くかという、その中でクラウドファンディングを前町長が行っていたわけなんですよ。

クラウドファンディングで目的として行って募集をかけたのが、湯川駐車場を起点とした湯畑通りまでの整備のためにクラウドファンディングを行うという、プリントアウトして出したものの中に書いてあるんですけども、その中でも寄附をしてくれた方が、やはり草津の駐車場が足りない、探すのに困るとかいう話があって、こういう話だったらぜひ寄附をしたいという方の寄附した人からのご意見もあったわけなんですけど、その辺で、町長は委員会のときでも湯川パーキング、今年度はやらないで来年度からというふうにはおっしゃってたんですけども、そのクラウドファンディングの話に戻ると、基金の使い道として事業の実施スケジュール感というところがあるんですけども、令和8年度で湯川駐車場の整備が入っているわけなんですよ、募集要項の中にね。

それであるのに、何で今回、湯川駐車場の、後で出てくるんですけども、補正もして測量も終わっているのに、今年度で実施しないんでしょうか。そのところをお聞かせ願います。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 宮崎公雄君 登壇〕

○町長（宮崎公雄君） 有坂議員の質問にお答えします。

なぜクラウドファンディングをやって、その資金がそこに使えないかという質問だと思います。

議員のおっしゃるとおり、クラウドファンディングの募集に際して、湯川駐車場の整備が記載されております。サイトによっては、令和8年度の駐車場整備とのスケジュールの記載もあるものもあります。寄附金においては、全ての事業に均等に分配するような性格は持っておらず、寄附者に明示した事業に充当することが厳守事項で、その分の配当方法については自治体の裁量権の範疇の中と理解をしております。したがって現在予算審議されている中の令和8年度の実施予定の事業に対し、クラウドファンディングで寄附を頂いた、現在約1億円の使い道に対しては問題ないと考えております。

令和9年度に向けて、今、調査研究をしていきたいということを委員会でもお話をさせていただきましたので、その方向に向けて行っていきたいと思っております。

○3番（有坂太宏君） 議長、いいですか。

○議長（宮崎謹一君） どうぞ。

○3番（有坂太宏君） 私が何で湯川駐車場にこだわるかというのは、今の町長はご存じないかもしれませんが、群大跡地を買ったときに前町長がおっしゃったのが、こういう渋滞解消のために駐車場整備をして、そこもとある業者が買うという話があって、じゃそれをちょっとあれしたいから、一般の人向けに駐車場に開放するという事で土地を購入したわけなんですよ。私自身も駐車場で一般の人に開放するという事で賛成しているんです。

昨年も2回ぐらい湯川駐車場に関して質問を前町長にもしたんです。それで計画の中に入れていただいたんですけども、そのところ今ある企業さんにしか貸していないわけで、委員会の中で一般にも開放しているぞとおっしゃっていたんですけども、開放していない状態がずっと続いているんですよ。

だからそういう意味でも、本当だったら予算計上してほしかったんですけども、その辺は私個人の意見になっちゃうのかもしれないですけども、そういう流れからしてもどう思われますか。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 宮崎公雄君 登壇〕

○町長（宮崎公雄君） それでは、有坂議員の質問にお答えします。

その当時の様子に関しては、私は承知をしておりますので、答えられないところがあります。

しかし、私もあの周辺を通ることがありまして、そこの中ではあまり駐車場に駐車をしていないところを見受けをしていました。その中で、私、1月30日より町長になりまして、その上で先ほど言ったように、もう一度調査をさせてくださいということを言っているわけで、今の状況だと砂利になっていますね。砂利の上で駐車はできるはずですので、その様子を見させてくださいと言っているわけでございます。何もしないということは言っていないので、その辺はご理解をしていただきたいと思います。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○3番（有坂太宏君） ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

市川議員。

○4番（市川祥史君） 4番、市川です。

3つほど質問があります。

まず74ページ、こども家庭センター運営事業についてなんですけれども、これも12月から開設して運営をしていると思うんですけれども、こちらの運営状況いかがかなということと、あと18のおむつですね。こちら乳幼児ということになっているんですけれども、何歳まで助成していただけるのか、またいつから支給が始まるのかということをお聞きしたいと思います。

続けちゃった方がいい、3つあるんですけれども。

○議長（宮崎謹一君） 1つずつやりましょう。

○4番（市川祥史君） いいですか。

お願いします。

○議長（宮崎謹一君） 最初の、こどもの。

○4番（市川祥史君） こども家庭センター。

○議長（宮崎謹一君） 健康推進課長、答弁願います。

〔健康推進課長 萩原健司君 登壇〕

○健康推進課長（萩原健司君） それでは、市川議員のご質問にお答えいたします。

こども家庭センターの状況ということなんですけれども、現在、こども家庭センターにつ

いてはおっしゃるとおり、令和7年12月に設置し、現在約3か月が経過しております。そういった中で3か月という短期間であることから、相談件数や支援内容などにおいて現時点では大きな変化は見られていない状況でございます。

母子保健と児童福祉の機能を一体的に行う体制となっており、関係所管の情報共有や連携が図りやすくなっておりますので、センターとして機能を果たしているというような状況でございます。

また、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う拠点として、今後の支援の充実につながるものと考えております。

続いて、おむつの関係なんですけれども、おむつについては、本町の住民基本台帳に記載されている児童のうち、2歳に満たない子供を対象としております。よろしいでしょうか。

○4番（市川祥史君） いつから。

○健康推進課長（萩原健司君） 失礼しました。

今のところまだ検討中でございますが、近々要綱等を設置して、開始に向けて進めていきたいと思っております。

○4番（市川祥史君） 続きまして112ページ、116ページにある校務支援システムについてなんですけれども、こちらだと前年予算よりも減額になっておりまして、今の計上されている金額がランニングコストになるのか、これを入れたことによって先生の労働時間とか、あとは先生方の反応、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮崎謹一君） こどもみらい課長、答弁願います。

〔こどもみらい課長 高井洋一君 登壇〕

○こどもみらい課長（高井洋一君） それでは、市川議員のご質問にお答えいたします。

予算書112ページ中段、13節の使用量及び賃借料の校務支援システム69万8,000円でございますが、草津町におきましては、令和6年1月からモニター運用で1年間使用したシステムがございました。それにつきましては、7年度も導入をしておりますが、今回につきましては、群馬県の共同調達にある校務支援システムとなっております。そのために前年見積額よりも安価で計上のほうをさせていただいているところとなっております。

それからまた教職員の残業時間に関するご質問だったと思うんですが、このシステムを導入することで直ちに改善できるものとは思っていませんが、学校間、また地域差の解消ができるシステムとなっておりますので、これにより1～2年で効果が出るものと考えられております。

以上になります。

○4番（市川祥史君） 最後に1つ。すみません。

続けて126ページ、金額的には小さいんですけども、葉山町交流事業の中で、姉妹都市親善スポーツ交流会補助金、こちらが27万円から48万円に増額になっているんですけども、こちらの理由をお聞かせください。

○議長（宮崎謹一君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 白鳥正和君 登壇〕

○教育委員会事務局長（白鳥正和君） それでは、市川議員の質問にお答えさせていただきます。

126ページ下段の姉妹都市親善スポーツ交流補助金ということで、前年27万円の予算に対して今年度48万円ということで増額をしているわけなんですけど、今年、葉山町民海水浴を事業の内容を変更して企画をしたところ、バスをもう1台増設していただきたいという町民の要望によって1台バスを増額した要因でございます。

以上です。

○4番（市川祥史君） ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） 金丸議員。

○7番（金丸勝利君） 7番、金丸です。

106ページ、教育費の7番の報償費の草津小中学校統合準備協議会専門家謝礼15万円という予算がついているんですけども、この内容についてまず答弁願います。

○議長（宮崎謹一君） こどもみらい課長、答弁願います。

〔こどもみらい課長 高井洋一君 登壇〕

○こどもみらい課長（高井洋一君） それでは、金丸議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

106ページ中段、報償費の草津小中学校統合準備協議会専門家謝礼ということで15万円を計上しております。こちらにつきましては、8年度に小中学校の建設に関わる協議会ということで、草津小中学校統合準備協議会を設置する予定でございます。

こちらにつきましては、専門家の謝礼15万円で、そのほかに10節の需用費なんですけど食料費で6万円、印刷製本費で10万円、合計で31万円の計上をさせていただいております。

説明は以上です。

○議長（宮崎謹一君） 金丸議員。

○7番（金丸勝利君） 今説明がありました、いわゆる小中学校の統合、また、小中学校の建設という部分に向けての今回の新しい予算だと思います。

町長、当初施政方針の中で、新たにしっかり学校を造っていく、その方針でいるというような答弁がありましたけれども、そんな中で、当初予算として、この金額ではちょっと少ないのではないかというふうに私は感じます。

そんな中で、建設費を積み立てるなど、そういう基金をつくるようなお考えは町長ありますでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 宮崎公雄君 登壇〕

○町長（宮崎公雄君） それでは、金丸議員のご質問にお答えします。

当初、私の施政方針の中でも申し上げたとおりで、今回は大きい柱と4つの枝ということで組ませていただきました。

柱となるのが草津町の未来を創るための基本計画、先ほど申し上げましたが、これを基本としまして、そこから子育て・教育支援、高齢者に対する福祉、あとは移住定住または観光、要するに持続可能な観光施策等々を織り込んでいきたいという話をさせていただきました。

その中の1つの枝の中で、子育て・教育支援ということを充実していこうという話をさせていただきました。

今回、この予算の中で小中学校の統合に関わる予算があって、それは来ていただいた先生方に謝礼をお支払いするということであります。しかし、今回、金丸議員がおっしゃったように、そういった基金をつくったらどうかという話は、もちろん委員会でも出ました。私の考えからすると、今現在で、たしか2月26日に教育委員会との協議を行った中で、まだまだいろんな問題があふれているということも聞きました。その中で、新しい学校建設の検討をするための具体化をするための予算というものをつくらせていただきたいと思います。

しかし、今回の予算の中に入りませんので、補正なり等もやっていきたいと思っています。その中で基金が必要でしたら基金の創設もしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○7番（金丸勝利君） はい。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

黒岩議員。

○10番（黒岩 卓君） それでは1点だけ質問させていただきます。

120ページのアカデミーのことについてなんですけれども、アカデミー予算額が3,414万という形でついております。

アカデミーについては、約半世紀、約50年の歴史をもってずっと取り組んでいる事業であります。その中でアカデミーが果たしてきた役割について、町長はどのように考えているか、そしてこれからそれをどうしていこうとするのか、それからアカデミーが本来外国の先生を呼んでやっているけれども、群馬県には、群響というすばらしい楽団があつて、そことのコラボというのを考えて、群響も生かしていくようなアカデミーの考え方もあると思うんですよ。その辺のところについて、まず、トータルすると50年で、ざっとどのくらいかかっているものなのか、そしてそれが効果として、自分たちが納得できるものがあるのかどうか、そういうところをしっかりと、今後それをどうしていきたいのか。

その中で私が言いたいのは、外国の先生を呼んでくるばかりじゃなくて、地元群馬の群響だってすばらしい、外国に逆に遠征して演奏会やっていて、大変好評を得ている群響があるわけですよ。だからそういうふうなもの、一つの講師として呼べるようなコラボレーションというのは、やってもいいんじゃないかというのは考えがあるんですけども、その辺についても町長の見解をお願いします。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 宮崎公雄君 登壇〕

○町長（宮崎公雄君） それでは、黒岩議員のご質問にお答えします。

今回の先ほど示されました120ページの草津国際音楽アカデミー&フェスティバル事業で3,522万1,000円の計上がされています。

私もこのフェスティバル、一番当初からですか、当時はいなかったかな、要するに私は議員になってからずっと入っておりました。その中でずっと見てきました。一番初めには、それこそ群響とのやり取りの中で、この音楽アカデミーというものが発進したのは事実だと思っています。

その中で、これから新しい時代に向けてスキルアップをしていかなければいけない時代に入ってきていると思います。もちろんその中には天皇陛下、皇后陛下が来て、草津町にご滞在した期間もあります。しかし、今回はその時代の変遷の中で、井阪先生もこれでお辞めになる。その後に竹林先生がお入りになってくる。その中を1回見させていただいて、その中でこれからの草津国際アカデミー&フェスティバルの立ち位置をちょっと見てみたいなど

いう思いをしております。

この予算をお認めいただきまして、次のスキルアップをするにはどうしたらいいかということをお自身で考えていきたいと思っております。

今回45回目になりますけれども、そこまでの予算というのは、どのくらいかかったかその辺はちょっと把握しておりませんけれども、そういった中で、これからのアカデミー&フェスティバルのことを重要と考えながら、前へ前へ向いていきたいと思っておりますし、研究をさせていただきたいと思っております。

○議長（宮崎謹一君） どうぞ。

○10番（黒岩 卓君） ついでになんですけれども、このアカデミーに類似した事業を全国でもやっていると思うんですけれども、草津町と似たようなところがどんなことをやっているのか、かなりの年数をやっているところもあると思うんですよ。そういう意味から、草津のアカデミーのレベル的な位置は、全国的にはどのぐらい認知されているのか。すばらしいものとして全国に、世界に認知されているのかどうか、その辺も含めて分かる範囲内で教えてください。

○議長（宮崎謹一君） じゃ、分かる範囲で。

教育長。

〔教育長 富澤勝一君 登壇〕

○教育長（富澤勝一君） 黒岩議員からのお尋ねにつきまして、分かる範囲でお答えさせていただきます。

全国的に見ましても、この草津のアカデミー、音楽祭という全国規模で行うものについては、かなり歴史が古い部類に入ります。草津と同様の回数、年数を経ているのは霧島のほうの音楽祭になるかと思えますけれども、草津は1年間コロナの時期に休んでしまったことがありますので、この7年度は第45回だったんですけれども、向こうが46回になっていますかね。年数とすれば一緒なんですけれども、残念ながら草津は1回途絶えてしまったということで、回数が落ちてしまったということ。いずれにしても歴史的には日本でトップクラスに古いものという形になります。

音楽祭のグレードというか、格というところで見ますと、音楽監督というものが、ずっと過去においでいただいていたわけなんですけれども、ここ数年、2回になりますか、音楽監督不在という形で、少し落ちかかっているというような傾向が見られています。

そんなところで、この7年度に一生懸命動きまして、次年度、8年度に向けましては、草

津の音楽アカデミーで第4回から8回まで、何年か休んで、来ていらっしやった声楽のエルンスト・ヘフリガーという世界的に有名な声楽の先生がいらっしやるんですけれども、その方の息子さんがスイスの音楽祭、ここの芸術監督というものを務めていらっしやいました。

それが昨年の秋に退任をされたという形で、その後エルンスト・ヘフリガーさんが草津にいらっしやったときに来た経験があるそうで、草津に行ってみたいということで、昨年草津にいらっしやっていただきました。

音楽祭の名前言ってなかったんですけれども、スイスの音楽祭なので正式な名前、間違うといけないので、議場なので言えないんですけれども、後ほど確認をさせていただければと思いますけれども、そこの芸術監督を務めている方が退任をされて、次年度、8年度から草津の音楽祭を手がけていただけるというような見通しになっております。

先ほど黒岩議員のほうからもご指摘のありました群響、こういったところの絡め方なんですけれども、群響が絡んでいることによって、群馬県からも補助金がいただけているというのが実情であります。草津町としまして、草津町だけでこの3,000万、2,000万という額を毎年毎年負担してきたわけなんですけれども、これが大分重くなってきたというところで、群馬県にもいろいろ補助金の増額をお願いしている中なんですけれども、それには群響を絡めていかないといけないという条件がついています。

今後は、群響を絡めて、さらに地元になるんですかね、高崎市さん、そういったところも絡めた事業展開が図れないということで、この8年度につきましては、高崎市と、今、案の段階ですけれども、軽井沢町とか、広域化といったところで連携を図って事業展開がしていければということが、今、実行委員会のほうではもまれているところです。この実行委員会の計画が理事会のほうで承認されますと、8年度からは少し新しい展開が行えるかなというようなところであります。

先ほど申し上げたとおり、ちょっとここ数年、格とすれば落ちかかってきたところなんですけれども、せっかくここまで、45年、46年手がけてきた音楽祭ですから、大事にする意味でも、もう一度力を注いでいきたいというような方針で予算をつけさせていただいております。何とかお認めいただけますようお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） どうぞ、続いて。

○10番（黒岩 卓君） ありがとうございます。

先ほども申し上げたとおり、日本人でも有名な人というのはたくさんいるんです。隣の志賀高原でやっている小澤征爾のコンサートとか、松本はそれで音楽祭やっていますよね。そ

れとか演奏家でもピアノでも何でも世界一になった人いっぱいいますよ。だから、そういう人たちが来てくれる。

一番来てほしいと思っているのは、アカデミー50年もやっていて、そこを卒業した人がどのぐらいいて、少しは音楽家になった人もいると思うんですよ。だからその育った人たちが来て、草津温泉で記念コンサートぐらいやるようなパターンがあったら、もっと広がるんじゃないかと私は思うんですよ。だからそういう意味で、せっかく育てた結果がどうなったっていうのを町民も知りたいと思うんですよ。だから、そういう意味で一つそんな企画を考えてもらいたいなと思っているんですけどもいかがでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） 教育長。

〔教育長 富澤勝一君 登壇〕

○教育長（富澤勝一君） ただいまご指摘いただきました事項でございますけれども、日本の音楽家、ここ数年増やしてございます。ヨーロッパからいらっしゃる先生、これに対する渡航費という部分が、かなり予算を食っている、ウエイトが大きかったんですけども、それがために日本の音楽家をここ数年増やす傾向にあったんですが、今度は割と国内の方を用いましてもかかってきているというところが、国内の方も割と経費がかかるというのが把握されてきています。そんなところで、いろいろ組替えを行っております。

例えば、平成30年頃まで海外の講師の方いらっしゃっていたのが、渡航費ですね、でも数字が出ていない。

失礼しました。ちょっと資料を取り違えましたので。

○10番（黒岩 卓君） 議長、いいですか。

そういう細かいことを聞いているわけじゃないので。方向性だけ分かればいいんですよ。

一番聞きたいのは、アカデミーで育った人たちが有名な音楽家になった人がいるのかいないのか、また、いなくても、そういう人たちがふるさとというか、草津温泉に行って、夏の草津で演奏してみたい、あのホールでやってみたいというようなことがあれば、アフターケアとして、そういう機会をつくってあげることもアカデミーとして育ててやった成果だと思うので、その辺も考えていただきたい。

○教育長（富澤勝一君） 失礼しました。

質問の趣旨を履き違えていたところがございます。おわびいたします。

今、いただいたご意見、私も今年度行っている実行委員会の会議の中で同じ発言をさせていただきます。実行委員会の中で、今まで育ってきた先生方が、音楽家の私が誕生した場

所が草津町だと。音楽家として生まれた場所が草津町だと、こうおっしゃっていただける先生がどれだけいますかと。草津で育った受講生がそう思えるような、そういった事業にしていきましょうよと。そういうことを私、この7年度の会議の中で発言をさせていただきました。

それは皆さん、もちろん異議はありませんので、そのように展開をしていきたいというふうにご賛同いただけたというのがございます。

先ほど、すみません、説明が漏れました。

エルンスト・ヘフリガーさんの息子さん。お名前がミハエル・ヘフリガーさんとおっしゃいます。世界三大音楽祭というのが3つあるんですけれども、その中の一つ、ルツェルン音楽祭、この芸術監督を務めた方です。世界三大音楽祭の芸術監督ということで、著名な方になります。

今回は、いきなり世界三大音楽祭に肩を並べるのはとても大変だろうと、草津の夏期音楽アカデミーにどれぐらいの猶予がいただけるんでしょうと。いきなりあなたのやってきた音楽祭と同じものはできませんよ。どれぐらい猶予いただけますかと聞きましたところ、3年ほどで何とか私の思うところが実現できればいいかなと、そのようなお話をいただいております。

この8年度が1年目になりますので、ホップ・ステップ・ジャンプという形で成功に導いていただけたらよろしいかなというふうに考えております。

最後なんですけれども、私、今ここで予算案に係るところの話をさせていただきました。

教育委員会の規則に、教育予算等に関わる議案について意見を申し述べることはできない。禁じるという形で規則が決まっています。

私が今、感想のような思いを込めたような話になってしまったかと思っておりますけれども、これにつきましては、説明に窮して言葉が詰まったというような、そのようなところでご理解いただけたらというふうに思います。

あくまでも説明をさせていただいたということで、ご理解いただければと思います。すみません。

○10番（黒岩 卓君） よく理解できました。頑張ってください。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

上坂議員。

○8番（上坂国由君） 8番、上坂です。

最初に、町長のほうにお伺いさせてもらった町長のカラーは、この予算に盛り込まれていたかということでお伺いしました。それは審議の審査に関わることなのでお聞きしました。

それで、この予算に関わることで一番よく知っていらっしゃるのは副町長だと思いますので、ちょっと副町長にご質問させていただきます。

全部のトータルの予算に関して、前町長色が強いのか、それとも新町長色が強いのか、また一番この新町長になって変わったところはどこなのか、もし分かれば教えていただきたいのですが、お願いできますでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） 副町長、答弁願います。

〔副町長 福田隆次君 登壇〕

○副町長（福田隆次君） ご指名ありがとうございます。

今回の予算編成につきましては、町長選があったということで、まず12月に第1陣の予算査定を行いました。

その後、選挙後というところで新町長の予算編成というところも行ってきたわけですが、基本的には大きな変革は望まないというのが宮崎町長の回答でございましたので、前町長から引き継がれたもので、いいと判断できるものは継承していこうということが基本でありました。その中で少しずつ、これはもう少し様子が見たい、やめるというものは一つもなく、次にもう少し考えていきたいというのはありましたけれども、基本的に今までやったものは継承していこうというところが基本でございました。

その後に宮崎町長が自身のマニフェストなり公約なり、あるいは施政方針で行ってきたものについての予算、建設ですとか計画ですとか直ちに高額の予算をつけるというのは、不可能に近いということが、行政の中では語られることでございますけれども、そうした中で、それを考えていく上で、あるいは町民や関係者の声を大きく聞く中でというところでは、会議体を設けながら進めていきたいというところが、まず宮崎町長の考えでありましたので、そこにつきましては、たまたま総合計画をつくらなければいけない、見直さなきゃいけない時期になりますので、その総合計画というのは町のバイブルになってくるものですから、その中で宮崎町長公約の中にいるものの会議体をおのおのの部署でつくっていこうというところでございます。

学校建設につきましても31万という先ほど報告がありましたけれども、そういうのも一つの表れ、各部隊での幹事会的なものを多くつくって、それをまとめていって、草津町のバイブルにしようというところに、今回は宮崎町長の考えの予算化というものが入っております。

あとは福祉の部分もございますので、それにつきましては、こども家庭センター、それから包括支援センター、それと保健センター、この3つが、生まれてから18歳までですとか、あるいは中間の乳幼児、そして成年で老人というところの福祉行政を、これをこの8年度中には一本化とは言いませんが、連携が強く取れるような体制を組みたいというものの表れがこども家庭センターの予算化からまた始まっていくところだと思いますので、その辺で宮崎町長のカラーというのは大きな予算はついておりませんけれども、福祉教育のほうに力を入れていきたい。観光あるいは町づくりについては、いいものはいいとして継続していきたいというような予算の表れだと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○8番（上坂国由君） 大丈夫です。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終わります。

続いて討論を行います。

初めに原案に反対の方。

有坂議員。

〔3番 有坂太宏君 登壇〕

○3番（有坂太宏君） 3番、有坂です。

一般会計の反対討論を行わせていただきたいと思います。

まず1点目、町長は選挙の公約において滝下区から煮川の湯建替え、大滝乃湯通り、群大跡地の湯川駐車場の整備は無駄だとのことをおっしゃっていました。

今年度予算に湯川駐車場整備を除く予算計上がなされていることをまず指摘したいと思います。

町民にとっては整備を行うことはありがたいことではありますが整備を実施するなら町長が新たな構想をするべきであり、そして議会や町民に説明をしてから予算に計上すべきと考えております。

次に2点目、観光協会への委託金ですが、先ほど議案審議でもお聞きしましたが、熱の湯の適正な指定管理の設定や多大な利益が出た場合のフロート制の導入など検討すべき点が多いと考えます。

最後に3つ目として指摘したいのが学校建設のことです。

副町長のご説明にもありましたけれども、この件についても町長は選挙の公約において小中学校の建替え計画を掲げております。

今年度予算には草津小中学校の統合準備協議会専門家謝礼の計上のみの予算であります。

委員会質疑や今回の議案審議でも町長は述べておられましたが、せめて小学校の統合調査費や基金積立予算存目計上でもしていただければと思いました。

1から3のようにこういう問題点を含んだ内容の一般会計予算には私は賛成できないと押述べて反対討論といたします。ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、原案に賛成の方。

市川議員。

〔4番 市川祥史君 登壇〕

○4番（市川祥史君） 4番、市川祥史です。

令和8年度一般会計予算について賛成の立場より討論させていただきます。

まず全体予算のイメージは予算総括質問の中でも述べていた継続性が高い予算内容だと見受けられます。

大きな事業としては地域未来交付金や社会整備総合交付金を活用した滝下通り整備、及び煮川の湯建替えのほか、西の河原公園駐車場整備や泉水通り整備を合わせた約4億円の事業や継続してきた中央通りの整備事業、約1億円が計上された。この補助金申請には多大な労力がかかっていることがうかがえ、さらなる観光復興施策に期待が膨らむことに感謝を申し上げます。

また、子育て教育支援、高齢者福祉、移住定住空き家対策などに係る経費については、重要施策として予算確保を最優先に行い、町長の施政方針の中にある子育て教育支援を充実において新しい学校建設の検討を具体化するために、小中学校統合準備協議会専門家謝礼及び乳幼児などおむつ購入助成を予算化、次に高齢者福祉の施策を強化においては、地域支えあい活動事業を予算化、移住定住空き家対策には移住コーディネーター委託を予算化するなど未来への第一歩となる思いの籠もった事業が計上された。

本来であれば、町長就任早々、大胆な予算をつけたいと思うところだが、町長が言っている町民の声に広く耳を傾け、町民を主役とした行政を実行するといった言葉どおり、余白を残した誠実な予算案であると見受けられる。

よって、反対する余地もないことよりこの予算において賛成とする。

以上でございます。

○議長（宮崎謹一君） ほかに討論される方いらっしゃいますか。

湯本議員。

〔9番 湯本晃久君 登壇〕

○9番（湯本晃久君） 9番、湯本晃久、本議案に賛成の立場にて討論を行います。

討論に当たり、まずは私自身の立場を明確にした上で臨みたいと思いますが、私は議員であると同時に、一般社団法人草津温泉観光協会並びに草津温泉旅館協同組合の理事を務めております。また、旅館業を営んでおり、草津町の観光行政、誘客宣伝活動において恩恵を受けている受益者の一人でもある一方、自館の営業にてお客様からお預かりした入湯税をそのまま申告、納税する特別徴収義務者でもあります。

今回の議案第12号 令和8年度草津町一般会計当初予算では、7款2項1目観光総務費において、観光協会への宣伝委託金5,460万円、そして誘客推進対策事業委託金2,300万円が計上されていますが、予算書の事項別明細書83ページの財源内訳によれば、それらを含め1億4,721万8,000円が一般財源から支出される形となっています。

一方で、歳入では2億2,460万7,000円の入湯税が見込まれています。入湯税は一般財源として組み入れられてはおりますが、その用途は地方税法によって環境衛生施設の整備、源泉保護、消防、観光振興に限定されている目的税です。

歳入と歳出の金額比較、さらには先日、税務課から特別徴収義務者に配布された「入湯税の使いみち状況について」の書面の内容から見て、先ほどの観光総務費、特に観光協会への委託金2件を含む国内誘客宣伝事業の財源はこの入湯税、つまり草津温泉を訪れたお客様からご負担いただいたお金に求められているものと考えられます。

仮にこれらが観光協会に支出されない場合、その費用相当分について、町が直接宣伝活動やイベント等を行う必要がありますが、現在の草津町役場においては、それを担うマンパワーがないことは明らかであり、また、イベント等において多くの方々の協力をいただく上で、民間団体がその中軸を担うほうがスムーズに進むと考えられ、それがこれまで長きにわたって、町から観光協会に宣伝委託がなされてきた最大の理由であります。

なお、令和6年度において観光協会は、指定管理を受けた熱の湯による収益を主な財源としてフランスプロモーションを実施しましたが、それについて「町民の公募で行われれば多方面からの目で視察ができるのに、協会役員の視察旅行の意味合いが拭い切れない。」との一般質問が、昨年12月定例議会にて有坂議員によりなされました。

これについては、昨年３月に我々議員を招いて行われた観光協会のDMO報告会にて、現地にメディアや旅行エージェント等を対象にプロモーションイベントを行い、そこでは当時の黒岩町長によるビデオメッセージの放映、参加者による草津の魅力を伝えるプレゼンテーションのほか、湯もみダンスを会場で披露するなどしたとの報告がなされていましたが、その報告内容と性質を異にする視察旅行という表現を用いた上、それについての指摘があっても特に訂正などをなさないまま、今回も観光協会に対する批判を続けられる有坂議員の質問、そして反対討論には、強い違和感を抱いております。

宣伝委託金の話に戻りますが、観光協会の会計報告によれば、宣伝委託金の中には温泉感謝祭の費用1,500万円が含まれています。温泉感謝祭の開催に当たっては、観光協会の職員はもちろん、式典保存会の皆さんや過去に温泉女神を務めてくださった方々などが２週間以上にわたって日夜、女神さん、みこさん、白丁の皆さんの所作指導、練習を重ね、大変な苦勞をされた上で実施をいただいております。

私は議会に入る前は消防団の一員として式典の警備に参加しておりましたが、議会に入ってから８月２日に町主催で行われる懇親会に出席し、その中で感謝祭を拝見しております。

この懇親会は会費支出をした上で、形の上では来賓として参加をしておりますが、県知事をはじめ県の各部署の方々、交流のある市町村の首長さんや各地の観光団体、報道各社やエージェントの皆さんなど、町外からお招きした方々との情報交換、交流のよい機会でもあり、主催側、接待する側の一人という役割を認識した上で参加させていただいております。

その一方で、まさに来賓として自席から離れない方も見受けられますが、そういう高みの見物をされている方に、式典保存会をはじめとした関係者の皆さんの苦勞は理解していただけているのだろうか？という疑問を、参加するたびに感じているのが率直なところです。そのような方から観光協会不要論もささやかれるなどと言われたところで、私は全く、説得力を感じません。

また誘客活動推進費2,300万円についても観光協会から会計報告がなされています。

この中には光泉寺階段で行われるキャンドルイベント「夢の灯り」や湯路広場で行われる湯畑マルシェ、イルミウオーク、おかみさんによる散歩マップ作成などの費用が支出されており、民間の皆さんが草津をよくしたいという気持ちで様々なアイデアを出し合いながら協力してくださっているものを、費用面からバックアップされているものであります。これを町が支出しないということであれば、町が、議員が、自分で汗をかいて、その分誘客を頑張る覚悟があるのですか？という疑問は、DMO等で観光協会の多種多様な活動に参加してく

ださっている民間の皆さんから当然に生じることでしょう。

熱乃湯の収益事業の使い道については、観光協会の内部でも費用対効果等を含めた様々な議論が今後なされていくことと思います。対話の継続、そして観光協会をはじめとする受託各団体による適切な報告を求めることは必要ですが、町や議会があたかも最高機関であると大上段に構えて、民間の皆さんのモチベーションを削ぐ振る舞いをするのは、草津温泉と共に生きる議員として、厳に慎むべきであると考えます。

今回は観光協会への支出の件に論点を絞りましたが、それを含む予算全体については、先ほどの市川議員の賛成討論に私も賛同することを表明し、それと併せて、私の賛成討論いたします。

○議長（宮崎謹一君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、以上で討論を終了いたします。

続いて、議案第12号について採決を行います。

この採決は大変重要な議案でありますので、起立により行います。

お諮りします。議案第12号については、原案のとおり可決決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立少数〕

○議長（宮崎謹一君） 起立3名により少数と認めます。

以上で議案第12号は否決されました。

よって、議案第12号は原案を否決ということに決定をいたしました。

◎議案第13号～議案第15号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第13号から議案第15号までの当初予算案について一括質疑を行います。

議案第13号から議案第15号までの当初予算案について質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決については、個々の議案ごとに行います。

お諮りします。初めに、議案第13号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第13号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第14号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第14号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第15号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第15号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第16号及び議案第17号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第16号、議案第17号の当初予算案について一括質疑を行います。

議案第16号、17号について質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決については、個々の議案ごとに行います。

お諮りします。初めに、議案第16号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第16号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第17号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第17号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第18号及び議案第19号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第18号、議案第19号の当初予算案について質疑を行います。

有坂議員。

○3番（有坂太宏君） 3番、有坂です。

すみません、昨日、温泉温水対策特別委員会、ちょっと傍聴できなかったので数点質問をさせていただきたいと思います。

今年度予算で、委員長報告にもあったんですけれども、昨日の委員会の中では実行する前に精査したものを議会としっかりと協議し、説明をお願いし、当局も実施することを確約したとあります。

手元に昨日の配付していただいた資料もあるんですけれども、私、これは取りあえず今回見るのは初めてで、強いて言うなれば、ヒートバランス直接水冷のこの図面ぐらいですか、前黒岩町長から提示があったのは、私たちに説明いただいたものは。なんです、今回5億4,000万円の計上がされています。これ、お聞きしたいんですけれども、県から言われてる事業だったと思うんですよ、退任された前副知事からの。今回何でこの予算を早急に載せたのか。町民のためになるのか、それとも町民のためになるという説明は前にあったんですけれども、じゃ、なぜ町単事業で急ぐのか、この点、どう考えているのかご説明願えますか。

○議長（宮崎謹一君） 副町長。

〔副町長 福田隆次君 登壇〕

○副町長（福田隆次君） それでは、温泉委員会のほうでも説明をさせていただきましたけれども、県からの持込み企画というような話ですけれども、これについては県が全てやるからということではなくて、県からいろいろエコエネルギー、再生可能エネルギーを県として検討していく中で、温泉を利用した発電というものが一つのアイデアとして出ている中で、これのできるものは草津温泉の万代鉱の熱と量であるということに注目をして、草津町でどうでしょうかというのは、副知事がお見えになったときの話です。

そのときに県として単独でやるのか、町として単独でやるのか、県と町と共同でやるのかと、いろいろ手法があったと思うんですけども、その辺は詰めていく中で考えていきたいと思います。ということでございました。

その中で発電ができるかどうかということは、県のほうが調査費を持って、業者をプロポーザルで決めて、可能性とすればできるという方向までは県のほうがしてくれました。その中で、できる電気を自家発電にするか、それからF I T売電でしていこうかと2つのアイデアがあると思うんですけども、自家発電でやって、環境省の補助金を取って、それでやっていくのいいかなと。町民のために電気は全て使っていこうというところに、考えは最初はおったんですけども、その環境省の補助金については50%ではあるけれども、上限が1億円であるということで、あまり効果的な資金が生み出せないなど。その割に手続については、かなり細かくやっていかなければならないというようなこともありまして、その時間軸と、それから費用に対してなかなか補助金をもらっていくことが草津町にとって果たして有利なのかどうかというところには、少し検討材料として残りました。

そうしていく中で、やはりこれは前町長のスピード感という中では、やっぱりこういうものが、草津町の観光行政も含めて、エコな町であるということもかなりPRしていかなければいけないだろうと。その中で、小中学校、それから今度できる天狗山レストハウスについての冷暖房については、自然エネルギーを使ったもので、化石燃料を使わずにやっていこうということで、今度電気もということになれば、かなりのアピールになるだろうということところが一つでございます。

アピールするには、やはり素早い行動が一番だろうということで、スピード感を持ってということは、今回、宮崎町長のほうもを継続をしていただいて、事業化ということになっていきます。

したがいまして、なぜこんなに急いだかというのは、当初計画からずっと引き継いできたもので、時間軸としては急いできた。町単になった理由というのが、補助金と売電の効果というものを比較したときに売電のほうでいけるだろう。そうしますと、費用のほうもかなり町の負担というのは、早期に回収ができるという見込みはありますし、売電をしつつも災害対策、防災機能という中での電気というのが、全てそちらに回すことも可能だということもありましたので、災害対応と費用というところで見ますと、F I T売電というほうを今選んで計画を進めているところでございます。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） どうぞ。

○3番（有坂太宏君） ご説明ありがとうございました。

この金額の中で一番最後に計算書もついているわけですが、現状の資材費高騰だとか、あとはここに書いてあるところの中では、電気主任技術者が別途となっているわけです。この物価高騰の中で、今、当初予算で組まれた金額では、当然収まらない金額だと思うんですが、増えるのは増えるんでしょうけれども、副町長の今もありましたけれども、採算ベースとか人件費等の計算とかは、昨日の中でご説明はあったんでしょうか。

要は、発電所に携わるための人件費なんですけれども。

○議長（宮崎謹一君） 副町長。

〔副町長 福田隆次君 登壇〕

○副町長（福田隆次君） ちょっと確認をさせておりました。

最後のページに入っていますO&M費というところが管理費になるわけなんですけれども、まず、そこを運営していくための人件費というものは、その費用の中に計算をされております。うちの職員がやるか、仕事を出すかというところは、またこれからの計画になりますけれども、費用には含まれております。

そこで、主任技術者につきましては、黒岩委員からも再三質問を得ましたけれども、細かいところまではまだちょっとできてないところがありますけれども、あまり大きな主任技術者、事業の主任技術者じゃなくてもやっていけるだろうというところの見込みがありますので、その辺もそう難しいことはなくいけるんじゃないかと。ただ、その費用については別途というふうになっていますので、見ていません。今は電気量の大きさとか、そういうものを今後詰めていく中で決まってくるのかなというふうに思っております。

それから事業費の高騰でしたかね。それにつきましては、確かに今の情勢を見ますと、事業費は膨らんでいくという傾向があるかと思います。現時点での積算見積りですので、その時点だと思います。それを今後どういうふうに見込んでいくかというところでございますけれども、これは委員会の中でもご指摘いただきましたように、損益分岐点をどこに設けるかというところになってくると思います。幾ら以上かかってしまえば、この事業はペイをしていかないんだよというところが見えたら、当然事業は足踏みをしていかなければいけない。その辺は発注に向けての状況というところが出てこようかと思います。

恐らく今の金額で契約をしたとしても、激変に対応する契約の中には条項が多分入ってきて、激変の場合には事業を見直すというところ入ってくると思いますので、そんなとこ

ろで耐えられるところの金額か、耐え切れないかというところで判断は必要になってくるかと思いますが、現時点では損益分岐点の計算をした上で、そのところまでを何とかやり切っていきたいというような考えで思っております。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○3番（有坂太宏君） ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

上坂議員。

○8番（上坂国由君） 8番、上坂です。

すみません、また再度副町長にお伺いしたいんですが、議案第19号についてお伺いします。指定管理の関係になります。

第1款、第1項営業収益、使用収益のところになります。

先ほど来、指定管理について結構ご質疑はされていますが、こちらは観光公社による指定管理だと思います。

一番お聞きしたいのは、スキー場の状況というんですか、今後、雪が不足していくと思う状況の中で、この今回の指定管理の費用、フロート制としておりますが、今後見込み的に下がるのか上がるのかというのも、実際検討しながらやっていると思うんです。フロートの中ではプラスをされていると思うんです。減額予算も考えてのフロート制にしているかどうかもう全体的に考えていただき、お聞きしたい。お願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 副町長。

〔副町長 福田隆次君 登壇〕

○副町長（福田隆次君） それでは質問にお答えいたします。

今年度のスキー場を中心とした観光公社の決算見込みというところが、まず1点だと思うんですけれども、順調に来ておりました決算へ向けての数字だったんですけれども、この雪不足というところでありまして、12月の雪不足から始まって、シーズンを通しての雪不足、本来であれば4月初旬の土日、春休みの終了までやりたかったというところがあるんですけれども、今何とか営業を続けておって、このお彼岸の3連休のところ、ここまで何とかフルではいきたいと。要するにリフト券を下げずに何とか頑張りたいなというところが、今の見込みではやっておりますけれども、売上げ的にはやはり下がっております。全体で見ますと、100%を少し下回るぐらいの状況ではないかなというふうに思っております。

ここでは、フロート制を引いておりますので、当初の指定管理料、家賃と言われるものが

低い場所で設定をされていますので、それでは赤字決算をせずに済んでくるのではないかと
いう、今見込みを立てております。したがって、その程度ですので、フロート制で草津
町のほうにお金が入ってくるかという、今回につきましては、その家賃のところであって、
上積みの部分については厳しいのではないかなというふうに踏んでおります。これがフロ
ート制の最たるもので、稼ぎが多く上がったときには、町にも応分の費用が入ってきますけ
れども、このような状況が起きたときには、やはり指定管理者側のほうでも効果が出るよう
にというようなフロート制を組んだ結果が、今回、赤字決算まではいかないのではないかな
というところを見込んでいます。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○8番（上坂国由君） ありがとうございました。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。18号、19号について。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。初めに、議案第18号について、原案のとおり可決決定
することに賛成の方は、挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手多数と認めます。

よって、議案第18号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第19号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第19号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第20号について質疑を行います。

湯本議員。

○9番（湯本晃久君） 9番、湯本です。

23ページ、土木費の都市計画総務費にございます工事請負費2つの事業について。

まず1つ目が、社会資本整備総合交付金事業の工作物工事補助と、その下、都市計画整備
事業の工作物工事単独、傍聴しておりました総務観光常任委員会でも説明いただきましたが、

大分この額が、トータルではこの額ですけれども、増減がかなりあるようでございますので、再度こちらでも説明をお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 企画創造課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） 湯本議員の質問にお答えします。

23ページにあります都市計画の関係の社会資本整備交付金事業における工事の内容についてなんですが、少しお待ちください。

まず、社会資本整備総合交付金事業におきましては、中央通りの道路整備設計ということで、当初に対して請負差益のほうが38万5,000円になっております。

続きまして、工事請負費なんですが、色彩の陵の木堀ほか整備工事におきましては、当初におきまして請負差益のほうが89万1,000円となっております。

続きまして、同じく工事請負費なんですが、温泉ベンチ設置工事、これが当初におきまして請負差益のほう150万7,000円、社会資本整備総合交付金では、委託料では38万5,000円の減額と、工事請負費では合わせまして239万8,000円の減額の内容となっております。

以上です。

○9番（湯本晃久君） ごめんなさい、その次の丸印のところもお願いします。都市計画整備事業の。

○企画創造課長（田中 浩君） 失礼しました。

都市計画整備事業のほうでは、12節の委託料においては湯川駐車場整備測量設計業務委託、これが当初におきまして請負差益のほう271万2,000円。

次に、14節工事請負費のほうでは、草津温泉バスターミナルの外壁改修工事におきまして、請負差益が113万3,000円、それと、湯路広場トイレ内の内装工事におきまして、請負差益が150万7,000円、工事請負費のほうは合わせまして2,255万円となっております。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○9番（湯本晃久君） 結構です。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第20号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第20号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第21号及び議案第22号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第21号、議案第22号について一括質疑を行います。

議案第21号、第22号については質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決については、個々の議案ごとに行います。

お諮りします。初めに、議案第21号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第21号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第22号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第22号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第23号及び議案第24号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第23号、議案第24号について一括質疑を行います。

議案第23号、第24号については質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。初めに、議案第23号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第23号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第24号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第24号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第25号～議案第27号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第25号から議案第27号について一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決については、個々の議案ごとに行います。

お諮りします。議案第25号については、原案のとおり可決決定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第25号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第26号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第26号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第27号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第27号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎請願書及び陳情書にかかる委員長報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、請願及び陳情書にかかる委員長報告を願います。

請願 1、老朽した共同浴場千歳の湯をぜひとも建て替えしていただきたい要望について、担当の温泉温水対策特別委員会委員長、報告を願います。

〔「議長、休憩しましょう」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 2時30分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時29分

○議長（宮崎謹一君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

先ほどの請願 1 について、温泉委員長、用意できましたか。

〔温泉温水対策特別委員長 安井尚弘君 登壇〕

○温泉温水対策特別委員長（安井尚弘君） 改めまして、請願 1、「千歳の湯」建て替えに関する請願書でございます。

老朽化に進み、一部修繕では対応し切れない昭和60年10月に建設された建物の寿命が来ています。利用者の多様なニーズに対応するため、お年寄の多いこの地域ではバリアフリー化が必要であり、安全で快適な施設へと刷新し、地域住民の福祉の向上を図っていくため、建て替えを要望するものであります。

委員からは、バリアフリー化について、また、中央通りも整備されたので、外観も含め設備などの意見、提案がなされました。

慎重審議の結果、採択 5 名となり、当委員会としては、本請願を採択といたしました。

以上、請願書に係る委員長報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。本請願については、ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、ただいま宣告のとおり決定いたしました。

続いて、陳情１、新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情について、担当の総務観光常任委員長、報告を願います。

〔総務観光常任委員長 黒岩 卓君 登壇〕

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） それでは、陳情１について、審議の報告をいたします。

陳情１、新宿区における顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情ということで、本陳情は、庁舎内における政党機関紙の勧誘行為が問題となっていることについて、新宿区の事例を基に、政党機関紙の庁舎内勧誘の自粛を求める群馬県民の会から勧誘行為の実態調査の実施と庁舎内管理規則に基づく禁止行為の確認を求める陳情であります。

委員からは、以前にも類似した陳情があり、そのような事実がないことが、本町の調査で確認されているということで、各委員の意見といたしまして、慎重審議の結果、不採択５名という結果であり、当委員会としては、不採択といたします。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。本陳情書については、ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、ただいま宣告のとおり決定いたしました。

陳情２、mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業の中止の意見書提出を求める陳情書（新規分）について、担当の民教土木常任委員長、報告を願います。

〔民教土木常任委員長 上坂国由君 登壇〕

○民教土木常任委員長（上坂国由君） それでは、陳情２、民教土木常任委員会に付託された陳情に係る委員長報告をさせていただきます。

陳情 2、mRNA ワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業の中止の意見書提出を求める陳情書でございます。

本陳情は、群馬県有志の会から、mRNA ワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業の中止の意見書を国会及び関係行政庁に対し、意見書の提出を求める内容の陳情であります。

審議に当たり、ワクチン接種については、個人の自由などの意見が出されました。

慎重審議の結果、各委員の意見といたしましては、委員全員が不採択という結果となり、当委員会といたしましては、不採択といたしました。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。本陳情書については、ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、ただいま宣告のとおり決定いたしました。

次に、陳情 3、ネパール人の日本語習得のための施設に関する陳情について、担当の民教土木常任委員長、報告を願います。

〔民教土木常任委員長 上坂国由君 登壇〕

○民教土木常任委員長（上坂国由君） 陳情 3 に係る委員長報告をさせていただきます。

継続審議とさせていただきました陳情であります。

継続審議をしてきましたが、審議の結果、継続審議終了ということになりました。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。本陳情書については、ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、ただいま宣告のとおり決定いたしました。

続いて、請願 2、「固定資産税課税調査特別委員会の内容等の請願」について、担当の総務観光常任委員長の報告をお願いします。

〔総務観光常任委員長 黒岩 卓君 登壇〕

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） それでは、請願 2 について委員長報告をいたします。

この問題は、非常に重要な問題で、デリケートな問題であり、請願の審議内容について、私のほうから誤解のないように皆さんに丁寧に説明していきたいと思います。

本請願は、平成29年9月21日から平成29年10月13日の間に行われた固定資産税課税特別調査委員会が設置された内容についての請願書であります。

請願によりますと、令和7年12月20日前後、調査対象となったA氏のA事業所を宮崎公雄前町長が訪れ、百条委員会で行った調査の謝罪をしたとされ、その件について請願が出ています。

その要旨について、私が委員会の中で、読み上げて説明をいたしました。

宮崎公雄町長は、A社への謝罪に訪れたのは事実ですか。

2番、宮崎公雄町長は、百条委員会を設置したことが間違っていたと謝罪したのですか。

3番、宮崎公雄町長は、百条委員会副委員長でしたが、自身の発言を謝罪したのですか。

4番、宮崎公雄町長は、百条委員会の調査結果が間違っていたと謝罪したのですか。

以上、お答えくださいということで、請願が出ています。

このことを読み上げて、町長、何かございますかと私が尋ねたところ、町長は、私は行ったことは事実です。しかし、謝罪ということはしていませんと答えております。

そこで、私が町長に聞きました。同じことを本会議の席上でも言えるのですかと聞いたら、もちろんです、本会議の席上でも申し上げますと町長は答えてくれました。

そして、皆さんに審議の結果を諮ったところ、5名全員が採択ということで表決をいただきました。

以上、この件について総務観光常任委員会は、請願を採択いたしました。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） 市川議員。

○4番（市川祥史君） すみません、請願2についてなんですけれども、委員長報告がありましたが、そのときの委員長、私でしたので、改めて確認させてください。中身を確認したいと思います。

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） 請願の審議の段階では、委員長は請願に関わってはならないということで、審議の段階では、委員長は委員長の席を空けました。

これは報告だから、委員長が報告して構わないと、これは県の見解を取っておりますので。

○4番（市川祥史君） 一応確認のため、ちょっともう一回付け加えさせていただきたいという意味です。

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） いいです。これは県のほうで確認取っていますから、委員長の権限ですから。

○４番（市川祥史君） よろしいでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） 今、委員長と副委員長で、委員長が請願の紹介議員だったということから、交代したわけですね。

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） 事務局説明すればいいよ。

○４番（市川祥史君） 委員会のときに、私が委員長ということで進めさせていただいたので、改めて確認させていただきたいということで。

○議長（宮崎謹一君） 確認事項は何を。

○４番（市川祥史君） 内容について。

○議長（宮崎謹一君） 内容というと。

○４番（市川祥史君） 報告の内容について。

○議長（宮崎謹一君） の確認。

○４番（市川祥史君） はい。

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） 何で確認するんだよ。

○４番（市川祥史君） だから、聞いてもらっていいんじゃないですか。

何なのかということ、じゃ、質問したということでいいですか。

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） 説明したじゃない。何を確認するの。

○４番（市川祥史君） その請願の要旨について、現町長に確認した内容をこの場で言わせていただければと思っているだけなんですけれども。

○議長（宮崎謹一君） それは答弁も何も要らない。確認だけ。

○４番（市川祥史君） はい。

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） 何が言いたいんだよ。

○４番（市川祥史君） 要するに……

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） いいですか。

○議長（宮崎謹一君） はい。

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） 私が今したのは、委員長報告をしたんだよ、請願に対する委員長を。

その委員長報告が間違っていると言うんだろ。

○４番（市川祥史君） はい。

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） それだったら、委員長報告は、私がさっき説明したとおりに、審議はしてはいけません。委員長は請願者だから、審議はしてはいけません。

しかし、報告は報告だから、委員長の権限でできますということで、事務局から県の実情を取っています。県の実情も聞いていますというふうに言っているんだよ。それ以上何があるんだよ。何もないぞ。

事務局、説明してください。

◎動議の提出

○議長（宮崎謹一君） 上坂議員。

○8番（上坂国由君） 緊急動議をお願いします。

すみません、今の議論の白熱状況を鑑みても、これは皆さんを巻き込んでの会議をするのは不適切だと思います。

動議を発動して、全協をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。お願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） ただいまの上坂議員の発議。

○8番（上坂国由君） 発議です。

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） 議長。

○議長（宮崎謹一君） 今、動議が出ました。

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） 発議の前に賛成して、要するに委員長報告を認めるか、認めないか、先に決を採るんじゃないの。どっちが先なの。

○8番（上坂国由君） 先に動議が出されています。

○議長（宮崎謹一君） 動議が出ています。

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） 動議が先かい。

○議長（宮崎謹一君） ただいまの上坂議員の動議については、1名以上の賛成者が必要ですので、どなたかおられますか、賛成の方。

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） 賛成です。

○議長（宮崎謹一君） それでは、動議は成立いたしました。

だから、全員協議会を開きます。

しばし本会議は休憩といたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 2時54分

○議長（宮崎謹一君） それでは、再開いたします。

◎請願2の委員長報告についての補足

○議長（宮崎謹一君） ただいまの請願書につきましては、委員会では審議をしております。

ただし、委員会の審議内容の委員長報告について補足をしたいということでございますので、市川議員のほうから補足をしてください。

○4番（市川祥史君） 4番、市川です。

こちらの今委員長報告ありましたけれども、ちょっと補足をするというか、しっかりとした回答を得てしていただいたので、それを報告に加えたいと思います。

第2の請願の要旨について、1番、宮崎公雄町長はA社へ謝罪に訪れたのは事実ですかに對して、事実ですと答えています。

2番、宮崎公雄町長は、百条委員会を設置したことが間違っていたと謝罪したのですか。これに對しては、していません。

3番、宮崎公雄町長は、百条委員会副委員長でしたが、自身の発言を謝罪したのですかに對して、していません。

4番、宮崎公雄町長は、百条委員会の調査結果が間違っていたと謝罪したのですかに對して、していませんという説明がありました。

ということでよろしいでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） 委員長報告としてよろしいですね。

○4番（市川祥史君） 以上でございます。

○議長（宮崎謹一君） それでは、お諮りします。本請願書については、ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手多数と認めます。

よって、ただいま宣告のとおり決定いたしました。

◎動議の提出

○議長（宮崎謹一君） 上坂議員。

○8番（上坂国由君） 議長、また動議をお願いします。

先ほどの委員長報告、また採決されましたが、町長の答えというのが、もう一つ分からないところがあります。

先ほど来の中で、町長がこれ行ったのか、行かないのかということも含めて、もう一度私たちもお伺いしたいので、全協をぜひ開いていただきたいのですが、全協を開く決議を採っていただきたいと思います。

○議長（宮崎謹一君） ただいま上坂議員のほうから全協を開きたいという動議がございました。この動議の成立には、1人以上の賛同者が必要です。どなたか。

〔「はい」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 3人。

成立いたしました。

○8番（上坂国由君） 議長、全協を開く決を採ってもらっていいですか。

○議長（宮崎謹一君） それでは、この動議の請願については、全員協議会を開催することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手多数と認めます。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時15分

○議長（宮崎謹一君） それでは、再開いたします。

◎請願書の内容についての確認

○議長（宮崎謹一君） ただいま皆様の動議の賛成によりまして、全員協議会を開催いたしました。

全員協議会の内容につきましては、請願書の内容についての確認でございます。これにつきましては、現町長がまだ町長になる前にA氏のところへ訪れての問題だということでござ

います。

そこでの話の内容ですが、A氏につきましては、10年ぐらい前になるのか、百条委員会でいろいろあったのが。その件について、おわびに来たんだというふうに思い違いをしていたようでございます。それが、話の中で少し広まってしまって、請願に至ったということではないかというふうに思っております。

これにつきましては、ただいま全員協議会の結果、事情を知っている方もいらっしゃると思いますし、A氏との確認というか、お話もしたようでございますが、A氏の思い違いがあったということが確認できたということでございます。

以上です。

ですから、委員長の報告どおり、また副委員長であった市川祥史議員の再確認の内容と一致をしておりました。

以上です。

町長。

〔町長 宮崎公雄君 登壇〕

○町長（宮崎公雄君） 全協が終わりまして、私から釈明ではございませんけれども、この経過についてお話しさせていただきます。

後援会活動で、一番初めにA社に行ったのが11月後半、もしかしたら10月だったかもしれない、ちょっとその辺は日時は分かっておりません。そこでA社に行って、自分の後援会活動のための、私はこうやりたいんだという話をさせていただきました。その中で、もちろん百条の話も出たようであります。ただし、それは、私はただ確認を取っただけで、それが悪かったということは一切述べていません。

ただし、20年ぐらい前でしたか、A社の身内とちょっとトラブルがあったことは事実でありまして、そのことに関しては、そのときは悪かったなという話はさせていただきました。

その後、さらに行ったと思うんですけども、そのときはもう普通にお話をさせていただきました。

この請願の要旨であります、宮崎町長は、A社に謝罪に訪れたことは事実かということが、これは百条の謝罪とは全然私は認識しておりません。

2番の宮崎公雄町長は、百条委員会設置したことが間違いと謝罪しましたか。私は、それはしていません。

宮崎公雄町長は、百条委員会副委員長でありましたが、自身の発言の謝罪をしましたか。

それもしておりません。

宮崎公雄町長は、百条委員会の調査結果が間違っていると謝罪をしましたか。しておりません。

以上でございます。

〔「議長」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 黒岩議員。

○10番（黒岩 卓君） ただいま町長から答弁をいただきましたけれども、大変微妙な問題で、重要な問題で、そして、まして本会議の中での現役の町長としての発言なんで、大変重要な微妙な問題だと思います。

この問題そのものを百条にかけられるかどうかも含めて、議会事務局から県の議会の事務局のほうにお伺いを立てていただきたいというふうに思います。

しばし休憩をいただきたいと思いますけれども。

○議長（宮崎謹一君） 今やるんですか。

○10番（黒岩 卓君） やってください。

議会事務局がよければ。

確認を取ってもらえればいいんです。

○議長（宮崎謹一君） じゃ、休憩をまた取ります。

10分ほど休憩をとということで、この場でお待ちください。

休憩 午後 3時19分

再開 午後 3時29分

○議長（宮崎謹一君） それでは、休憩を閉じて再開をいたします。

ただいま百条委員会の設置について等々のお話もございました。この件につきましては、今、事務局長のほうから群馬県議長会の事務局のほうへ電話でその旨、お話をしたところ、この請願の内容については、百条委員会の設置には当たらないという回答をいただいたということでございます。ですから、百条委員会は設置できません。

また、議会の調査権が及ばないということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） それでは、続いて追加議案の上程をいたします。

議案第30号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求めることについてを上程いたします。

説明をお願いします。

愛町部長。

〔愛町部長 川島和武君 登壇〕

○愛町部長（川島和武君） 議案第30号 草津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、朗読と説明をいたします。

次の者を草津町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年3月17日提出、草津町長、宮崎公雄。

本定例議会の初日に、次期副町長の選任に係る人事案件について、議会の同意をいただきました。このことにより、青木重尚氏が4月1日から新しい副町長をして就任いたしますが、青木氏は本町の固定資産評価審査委員会委員にも就任しているため、地方税法第425条の規定による兼職の禁止に該当することから、新たな委員を選任する必要が生じました。

また、同法第423条第1項の規定では、委員に欠員が生じた場合は、遅滞なく補欠の委員を選任しなければならないと規定されていることに加えて、同上第6項では、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とするとあることから、これらの規定に基づきまして、本議案により、青木委員の残任期間、約6か月を補う委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。

なお、同意を求める方の氏名等につきましては、この後町長より提案がございしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。議案第30号は人事案件であります。議案の付託を省略し、直ちに審議したいが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり決定をいたしました。

それでは、町長から氏名について提案をお願いします。

町長。

〔町長 宮崎公雄君 登壇〕

○町長（宮崎公雄君） それでは、選任しようとする者でございます。

住所、草津町大字草津640の88番、三浦正欽さんです。

よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） ただいま町長から氏名の提案がありました。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第30号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求めることについては、ただいま町長から提案のありました三浦正欽氏に同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、ただいま宣告のとおり、三浦正欽氏に同意することに決定をいたしました。

◎議員派遣の件

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議会会議規則第126条の規定により、お手元に配付の一覧表のとおり、会議や諸行事等に議員を派遣することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり決定をいたしました。

◎付託議案外にかかる委員長報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、付託議案外にかかる委員長報告を願います。

ない場合には、その場所でなしと答えてください。

初めに、総務観光常任委員長。

〔総務観光常任委員長 黒岩 卓君 登壇〕

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） それでは、付託議案外に係る委員長報告をいたします。

その他の事項について。

専決処分事項の指定について（草津町税条例等）。

国においては、現在地方税法等の一部を改正する法律案について審議中であり、この法案が可決し公布された場合には、草津町税条例の一部及び草津町都市計画税条例の一部をそれぞれ改正する必要がありますが、この改正法案が令和8年3月末公布予定であることから、法律案公布後に専決処分することについて当局から説明がなされました。

2番目、仲町周辺におけるごみ箱の取扱いについて。

委員より、仲町地区において商店に設置してあったごみ箱について、野生の猿が荒らしたため、行政側からしばらくの間撤去するよう指示があったが、今後どのように扱ったらよいかとの意見がありました。また、委員の中からは、売る人が責任を取り、自分の店の前にごみ箱を設置してもらうよう行政から指導してもらえないかとの意見も挙がりました。

当局からは、ごみ箱の設置については、野生動物を誘引する材料となるため、よく研究し、早急に対応するとの回答がありました。

（3）志賀高原ルートの開通について。

委員から、今春の志賀高原ルートの開通における状況について質問があり、当局側からは、現在の白根山の状況について説明がありました。

おおむね非常に火山活動が活発なので、なかなか難しいだろうという回答でありました。

以上、付託議案外に係る総務観光常任委員会委員長報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、民教土木常任委員長、報告願います。

〔民教土木常任委員長 上坂国由君 登壇〕

○民教土木常任委員長（上坂国由君） それでは、民教土木常任委員会付託議案外に係る委員長報告を申し上げます。

その他の事項につきまして、（1）春の道路愛護デーについてでございます。

春の道路愛護デーを4月8日水曜日に予定し、翌9日木曜日を予備日とする報告がありました。町民並びに議員の皆様にはご協力をお願いいたします。

（2）草津町新型インフルエンザ等対策行動計画についてでございます。

昨年、国及び群馬県新型インフルエンザ等対策行動計画の全面改正が行われたことを

踏まえ、草津町においても現行の行動計画を全面的に見直し完成したとの報告を受け、当局より冊子の配布がありました。

3番、専決処分の指定について（草津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）です。

本件につきましては、例年実施されている国の地方税法施行令の改正に基づく国民健康保険税条例の改正について、当局より事前説明として、国保税の賦課限度額の引上げや、軽減判定所得の基準額の改正、また令和8年度から徴収が開始される子ども・子育て支援金課税額に係る賦課限度額や軽減基準についても規定される旨の説明がありました。

なお、手続に当たっては、法令の公布が今月末、施行日が4月1日となる見込みであることから、地方自治法第179条に基づく専決処分に対応し、直近の議会において承認として上程する旨を併せて説明がありました。

以上、付託議案外に係る民教土木常任委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議会運営委員長、報告願います。

○議会運営委員長（湯本晃久君） 報告ございません。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、温泉温水対策特別委員長。

〔温泉温水対策特別委員長 安井尚弘君 登壇〕

○温泉温水対策特別委員長（安井尚弘君） それでは、温泉温水対策特別委員会付託議案外に係る委員長報告をさせていただきます。

温泉行政について。

各委員より共同浴場について、温泉行政について、ユネスコ無形文化遺産登録についての質問、意見がなされました。

温泉については、草津町の大切な資源であることから、町や議会だけでなく他の関係者も含め一緒に議論しながら進めていきたいと考えます。

以上、付託議案外に係る委員長報告とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 以上で付託議案外に係る委員長報告を終了いたします。

◎一般質問

○議長（宮崎謹一君） 続いて、一般質問を行います。

◇ 有 坂 太 宏 君

○議長（宮崎謹一君） 初めに、3番、有坂太宏議員。

〔3番 有坂太宏君 登壇〕

○3番（有坂太宏君） 3番、有坂です。

一般質問に入る前に一言述べさせていただきたいと思います。

今回の選挙により、町民の間に大きな溝ができ、疑心暗鬼の草津町となってしまいました。しかし、町民が宮崎公雄町長を選出したことは事実であり、その選挙について答えを求めるものではありません。

今回2つの点において、町長のお考えを伺いたいと思います。

まず最初に、公共事業における業者指名についてです。

町は、大小の建設土木工事の公共工事を行っていますが、業者の指名についてどのように考えているのかお尋ねします。

反宮崎陣営を応援していた業者は、今後指名停止もしくは指名外しがされるのではないかと恐れ、恐れています。まさかそのようなことはないと思いますが、町長の方針をお聞かせください。

業者の指名回避の事例は過去において全国で見られております。2010年11月25日名古屋最高裁では、岐阜市が行っていた非公表の入札基準の新設、希望社の手がけた工事に恣意的に低い評価を行い、特定業者を指名対象から外したことなどが認められています。原告を指名回避した合理性がなく、悪意に基づく恣意的なものであったとして違法性を認め、裁判所は岐阜市に330万円を支払う賠償命令を出しました。このほかにも事例は多々あります。

国家賠償法は、市町村が訴えられ、損害賠償が出れば、自治体として支払うこととなりますが、首長の行為に問題があれば、自治体から首長に対して支払い請求がなされることにもなります。時には首長が訴訟の対象になることもあるでしょう。そして、首長の行為で市町村の損失が判明すれば、住民監査請求や住民訴訟に発展することが想定されます。

公共事業以外でも業務委託や機器部品の購入等でも同じことが言えると思います。黒岩前町長ときにお聞きした入札に関する行政手続には、独立した入札審査会において全て行っていたそうです。黒岩前町長が「一度たりも出席をしたことがない。」とおっしゃっておいしました。また、町長が入札に関して何かを言うと、いわゆる天の声となります。過去には、仙台市の市長が入札に関し物を申し、逮捕されるという事件もありました。黒岩前町長は、「公平であるべき入札審査会に政治が介入することは、公平性をゆがめてしまう」とも述べております。

草津町では、現在までパソコンなど大きな物品については、競争指名入札がされていたようでございますが、消耗品等の物品購入については、見積り合わせで行っているようです。さらに、前町長は、町内業者をサポートするため、草津町内で買えるものは町内業者から購入するよう指示も出していたようでございます。

また、ごみの収集等の業務委託は競争入札になじまなく、入札を行っても機能しなかったと述べておりました。草津町は観光地です。決められた時間に収集するのには、数社の協力がなくてはできないことだとおっしゃっていましたし、また私もそうと考えております。まして、人手不足の時代になり、また今後できるであろう東吾妻町の広域の焼却施設まで運ぶとなると、なおさらのことと考えます。

前町長は、仕事を出してやるのではなく、仕事に協力してもらう時代になったとも述べておりましたが、私もそのとおりだと考えております。これらの事例を含め、業者の指名、指名の回避、業務委託についての見解をお答えいただきたいと思います。

次に、2つ目にまいります。

楽泉園の将来構想についてということでお伺いします。

生前研雄二さんは、「楽泉園を将来に向けてどのように残し、草津町の財産としてどう利用していくのか」と思いをはせたとおっしゃっております。

ハンセン病療養所が所在する地方自治体はそれぞれの町の特性や実情の中で療養所の入所者に対する差別と偏見を解消し、名誉を回復するための人権啓発をはじめ、ハンセン病問題について協議をすることとなっています。

別表一覧表にもまとめてはいますが、楽泉園の事項を見ますと、将来構想設定の欄に、国民医療研究所とあります。これは、約20年前に町民にアンケートを実施したときのものではないかと聞いております。実際草津町においては、将来構想が行われていない状況でもあります。

国は、平成21年4月1日にハンセン病問題の解決の促進に関する法律が施行されています。その中の第12条では、国は入所者の良好な生活環境の確保を図るため、入所者の意見を尊重し、療養所の土地、建物、設備等を地方公共団体または地域住民などの利用に供するなど、必要な措置を講ずることができるとなっております。

また、全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会の決議の中で、9項目めには、国、所在都県、所在市町及び療養所、入所者自治会と積極的な連携を図る定期的な協議の場を設けるための十分な予算措置ともあります。こうしたハンセン病問題の基本法の趣旨や決議からも、

草津町でも将来構想の議論をするべきと思いますが、町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

楽泉園の入所者は、2月末の時点で23名となってしまいました。将来構想は急がなければならないとは感じております。

栗生楽泉園の土地、施設や蓄積された技術とその経験を持つ医療従事者の心を生かす医療施設の開設を町民は長年望んでいますが、今日まで実現していないのが現状です。

2022年3月には、新しい治療棟が完成し、拡充した施設が整ったとも聞いております。町では、過去群大病院において温泉を利用した治療を行い、町民をはじめ全国から患者が集ったとも聞いております。

楽泉園には温泉施設もあり、温泉の効果を生かした長期滞在が可能な保養施設や高齢者施設（特別養護老人ホーム）が実現できれば、新たな雇用体系を生み出すこととなり、草津町への経済効果も期待ができるのではないのでしょうか。

岡山県にある邑久光明園では、2016年敷地内に特別養護老人ホーム「せとの夢」を開設しております。町民からも、楽泉園に特別養護老人ホームができれば、そこで余生を送りたいとの声を聞いております。また、高齢者は、西吾妻福祉病院や原町赤十字病院へ通うことが困難にもなっています。診療施設の開放と特別養護老人ホームの開設を国に求めているのではないのでしょうか。

最後に、重監房資料館や社会交流館への来訪者の移動手段として、町内循環バスの延伸を求めたいと思います。全国のハンセン病療養所の中で公共交通がないのは、静岡県にある駿河療養所と草津町にある栗生楽泉園だけの2か所です。ぜひご検討いただきますお願いいたします。

以上2点を一般質問とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 町長、答弁願います。

〔町長 宮崎公雄君 登壇〕

○町長（宮崎公雄君） それでは、有坂議員からの一般質問に対する答弁をさせていただきます。

1点目のご質問は、公共工事における業者指名についてであります。

最初に、本町が実施する公共工事における業者指名の方針についてお答えいたします。

地方公共団体の契約は、地方自治法第234条第1項において、一般競争入札、指名競争入札、随意契約またはせり売りの方法により締結するものと規定され、同条第2項において、

指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによりことができると規定されております。

すなわち、地方公共団体の契約は一般競争入札で執行することを原則としながらも、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）で定められた場合に該当するときのみ、指名競争入札、随意契約またはせり売りの方法を取ることができます。

しかし、一般競争入札において落札した業者によっては、まれに品確法に基づく確実な施工が履行されない場合もあることから、本町では、地方自治法施行令第167条に基づき、地方公共団体の契約担当者が適当と認める複数の入札者を選択指名し競争させる指名競争入札を採用しております。

さらに、令和7年度からは、本町においても、ぐんま電子入札共同システムに参加し、電子入札の導入によって不正防止や透明性の向上に努めておりますので、引き続き業者指名については、公明正大という入札の基本原則を遵守していく方針であります。

次に、岐阜市入札排除訴訟の事例から見た指名回避についての私の見解であります。

この裁判は、談合に反対の姿勢を示す建設会社が市の指名競争入札において6年間一度も指名されなかったことは、不当な排除であるとして、損害賠償を求めた訴訟であり、名古屋高裁の判決では、市が特定の業者を指名しなかった行為は、行政に認められた合理的な裁量を超えた悪意に基づく恣意的な指名回避であったとして、市の違法性を厳しく認めた事例であります。

通常、地方公共団体は入札参加資格を持つ業者の中から、どの業者を指名するかを決定する広い裁量権がありますが、この事例では、談合や市の入札制度に批判的な業者に対して、報復や忌避といった明確な意図によって、不当に排除しており、行政運営の公正を著しく欠いたあるまじき信用失墜行為であったと断じられております。

私は、今回の町長選と今後の行政運営は別物と捉えています。岐阜市の事例のように、反宮崎陣営を応援した業者に対し、恣意的な指名回避を行うことや、公平であるべき入札審査会への政治介入はあり得ない行為であると、また、あってはいけない行為と申し上げるところであります。

最後に、業務委託についての見解であります。

役場で使用する備用品等の物品購入については、見積書を徴取するなどして、適切な競争性を確保した範囲であれば、町内業者を優先することは地域経済の活性や災害対応力の確保につながる合法かつ一般的な運用であり、本町を含め多くの自治体が実施しております。

また、ごみ収集運搬業務のほかにも、下水処理場における汚泥運搬処分のような町民生活の根幹を支える業務に関しては、リスク分散策として、数社の協力することが推奨されており、本町もそうすることにより、業務の継続性と安定性を両立しています。

このようなことから、業務委託についても、急な方針転換は行わず、これまでと同様に進めていきたいと考えております。

繰り返しになりますが、本町が実施する公共工事及び業務委託、機器物品の購入等につきましては、関係法令を遵守し、透明性と公平性の確保に努めるとともに、地域性にも配慮しながら適切に執行してまいりたいと思っております。

2点目の質問は、楽泉園の将来構想であります。

議員からは、これまでも栗生楽泉園の将来構想等についての一般質問を受けており、直近では、令和6年9月定例会において、前町長より国立療養所栗生楽泉園と草津町とは長きにわたり良好な関係が継続されており、入居者の皆様が安心して暮らせることが何よりも優先されるべきであるとの考えの下、公共交通乗り入れや観光交流といった点についての時間もかけ、園や国と相談を進めていきたいとの趣旨の回答を行っております。まずは、この考え方を踏まえ、今回の一般質問についてお答えをします。

1点目は、ハンセン病問題基本法の趣旨等からも、草津町においても将来構想の議論をすべきとの質問でございます。

栗生楽泉園の将来構想は、「栗生楽泉園の在園者及び町の人々が、誰でも尊厳と人格を保障され、将来にわたり生き生きと安心して暮らせる町を創る」ことを目的として発足されました。「栗生楽泉園とまちの明日を創る会」により話し合いが行われてきましたが、ご承知のとおり、平成27年以降、会議については開催されておらず、現在も中断されている状況であります。

しかしながら、本会の目的である尊厳と人権の保障という点や、規約中の栗生楽泉園とハンセン病の理解を促進するための活動といった目標に関しては、園はもとより多くの関係機関や団体による長年の努力によって、その成果は促進されているものと認識しております。

全国にあるハンセン病療養所も同様に、入所者の高齢化や人数の減少が進む中において、将来構想については喫緊の課題であることから、国においても今後の在り方について様々な検討が進められるものと承知をしております。

特に歴史的建造物の保存という観点においては、国の責任として歴史的建造物や社会交流会館などの保存に関しては、後世に残すとしており、それを踏まえ、土地や施設の将来的な

利活用については、管理主体として国が自治体へ譲渡するのか、賃貸するのか、具体的な方向性がいまだ一切示されていない状況の中においては、まず、入居者の方々の生活と尊厳を最優先に考えることが重要であり、基本として検討されるべきと認識をしております。

この質問の中で例として挙げられております岡山県の邑久光明園においては、入居者の高齢化等が背景に、地域との交流の場や高齢者の生活の場として特別養護老人ホームが設置されましたが、この設置に関しては、国が公募を行い、民間の社会福祉法人が事業の運営を行っており、国や自治体からの補助金等は一切なく進められたと聞いております。

いずれにいたしましても、こうした他の施設の事例も参考としながら、今後の楽泉園の在り方につきましては、繰り返しになりますが、入居者の方々の生活と尊厳を最優先に考え、その上で施設の開放を踏まえた将来構想に関しては、まず国が主体となり、検討すべきとの認識でございます。引き続き時間はかかるかと思いますが、厚生労働省をはじめとする関係機関並びに全国ハンセン病療養所所在市との連携を取りながら協議を進めていきたいと考えております。

2点目は、重監房資料館や社会交流会館への来訪者の移動手段としての町内巡回バスの延伸についてであります。

現在栗生楽泉園の公共交通機関としてのバスの乗り入れがないことについては承知をしております。町民の皆様の移動手段の確保の観点から、重要な課題であると認識していますが、巡回バス事業については、道路運送法の第4条の許認可を受ける運行としております。

運行経路の延伸には、現在運行している運行ダイヤの変更やそれに伴う乗務員の休憩時間の問題などの問題をクリアする必要があり、様々な条件について多角的な研究が必要となります。

楽泉園のみならず、草津町全体の交通施策を考える上において、町内巡回バスの延伸が解決できるのか、また、他の交通手段による代替ができるかなど、先ほども申し上げたとおり、様々な条件下において多角的な研究や地域の住民、関係機関との協議が必要となることをご理解していただきたいと思います。

以上、有坂議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） どうぞ。

〔3番 有坂太宏君 登壇〕

○3番（有坂太宏君） ご回答ありがとうございました。

楽泉園の件、後半部分というか、途中のところ先ほど町長からもおっしゃっていただけ

れども、昨年9月の部分を引用させていただいているんですけれども、事務方の返答も大体似たようなものだと思ったんですが、町長としては、やっぱり今事務方がそこに書かれておっしゃったような見解であると、最後におっしゃった多角的な研究をこれからしていくんだということによろしいのでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 宮崎公雄君 登壇〕

○町長（宮崎公雄君） 有坂議員の一般質問に対してご答弁します。

そのとおりです。やはり、将来構想としての国の政策というものが一つもありません。それを今度はどういうふうに引き出すかということが一番重要な課題となってくると思います。

私の議長当時、先ほど言いました岡山県光明園に行ってまいりました。そこではやっぱり同じような議論がされたように覚えております。

しかし、今まで全然楽泉園の将来構想というのは国が示してくれませんので、その部分はやはりこちらからも聞いていくことも大事だと思っております。先ほどの一般質問の答弁のとおりでありますので、よろしくお願いします。

◇ 安 齋 努 君

○議長（宮崎謹一君） 続いて、2番、安齋努議員、一般質問。

〔2番 安齋 努君 登壇〕

○2番（安齋 努君） 2番、安齋努です。

先ほど総務観光委員会の委員長から付託議案外の中で少し触れられていましたが、草津高原ルートの再開見通しについて、私は本会議である一般質問で質問させていただきます。

間もなく厳しい冬が終わり、本格的な春、観光シーズンを迎えます。昨年書き入れどきのお盆に白根山の活動レベルが上がり、そのまま冬季閉鎖に入ってしまった志賀草津高原ルートの今春からの見通しについてお伺いしたいと存じます。

当ルートは、今や年間400万人のお客様を迎える大観光地になった草津町にとって、湯畑をはじめとする町内名所同様大変大きな観光資源であると認識しております。現在レベルが2の状態ですが、町民の皆様、特にホテル、旅館関係の方々や天狗山周辺の施設を管理されている観光公社の方々などから、また例年どおりの再開通をという声をたくさん頂戴しております。

今春からは特にルート沿線で大きな施設やイベントがめじろ押しでございます。来月には

早速グリーンシーズンにも多くの来客が期待される新天狗山レストハウスの誕生、そして、その後2つの大型リゾートホテルのオープン、さらには、13か月後になりますが、草津温泉宿泊、高原ルート経由という昭和の時代から定番のツアーとなっている長野善光寺参りが7年に一度の御開帳を迎えます。当町にとって今春からの1年はまさに大きな節目な年と言えます。

以前、黒岩前町長が今と同じレベル2のとき、時間と車種を限定し、町民各位の協力を得ながら、ルートを開けられたことが記憶にございます。通常レベル2では、ルートの一部区間は通行不可と承知しております。前町長は政治生命をかけて開けたと言われておりましたが、いかなる方法で通されたのでしょうか。町当局より改めてお答えを、そして、またその手法を踏襲されるお気持ちはございませんか、お伺いしたいと存じます。

政府の火山調査委員会は、つい2週間ほど前の2月24日、草津白根山など全国の5火山の現状の評価を示し、草津白根山に関しては、直ちに噴火の切迫性が高い傾向にはないという評価をいたしました。その記事は、朝日新聞にも記載されております。

建築関係の方からお伺いしたことがございます。使われていないアパートの部屋や人けのない空き家は、人が使っているそれらより数段傷みや劣化が早いと。道もまたしかりでございます。すばらしい景観を持つこの高原ルートが忘れられた道路にならないよう火山活動に留意しながら、限定的にでも開放すべきときは今この春と考えます。

町長就任直後のご多忙のときに大変心苦しいですが、町長のご英断にご期待申し上げ、今回の私の一般質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） 町長、答弁願います。

〔町長 宮崎公雄君 登壇〕

○町長（宮崎公雄君） それでは、安齋議員の一般質問に対する答弁をさせていただきます。

この質問は、草津白根山に係る国道292号志賀草津高原ルートの再開通の見通しについての内容であります。

例年ですと、4月中旬には志賀草津高原ルートが冬季閉鎖期間を終え、再開通となる時期となりますが、ご承知のとおり、草津白根山においては、昨年8月4日に噴火警戒レベルが1から2に引き上がり、その後も気象庁によってレベル2の状態が続いております。

議員が質問の中で触れたように、先月国において火山調査委員会が開かれ、全国111の火山の中から5つの重点火山が指定され、昨年に引き続き草津白根山もその一つに選定されました。

ご指摘のとおり、直ちに噴火するというような切迫性が高まった傾向にない旨の評価がなされているわけですが、このことは中長期的な噴火の可能性を踏まえつつも、現在は噴火警戒レベルが2の状態であることを示しているものと理解するところであります。

一方、気象庁が毎月発表する草津白根山の火山活動解説資料における直近のデータでは、草津白根山が先月、2月14日以降火山性地震が増加したことを指摘しており、2月17日まで4日間において100回を超え、1日当たり平均47回ほどの火山性地震が発生しました。

その後減少傾向にあります。気象庁の解説では、膨張を示す地殻変動や地下の温度上昇は鈍化しながらも継続しており、引き続き湯釜火口からおおむね約1キロの範囲で噴石に伴う弾道を描いて飛散する大きな噴石に警戒し、地元自治体等の指示に従って、危険な地域に入らないようにしてくださいと発表がされております。

このため、現状としては、この先噴火警戒レベルが2から1に引き下がる見込みについては当分先になるのではないかとという見解が強まる状況となっております。

町としまして、火山状態の確認については緊張感を持って警戒しており、当町の火山アドバイザーや東京科学大学の火山専門の先生方と定期的な助言を受ける機会を確保しつつ、1月には副町長や総務課長が気象庁に出向き、草津白根山の活動状態や今後の見通しなどについての情報収集を行いました。

そして、来月14日には、草津白根山火山防災協議会を開く予定であります。私自身4月早々に自ら気象庁に出向き、現状についての説明を受ける計画としております。

関連して、レベル2の状態での例外的通行の件についてのご質問をいただきましたが、当時の資料によると、平成26年のとき、また、平成30年9月下旬から令和2年11月の間、例外的通行を実施した経緯があります。

お尋ねのどのような手法で実現したのかという点につきまして、レベルが2の段階では、例外的通行についてはその当時の火山防災会議を中心として、気象庁、そして警察、群馬県、さらには長野県の関係機関との非常に難しい議論を積み重ねておりました。

実現に向けては、火山対策特別措置法、火山対策基本法、道路交通法などそれぞれの複雑な法律論の解釈と噴火するという有事の安全対策、変化を察知するための観測体制の整備など対応が求められ、実際の実施に当たっては、その期間中、毎日監視委員が3地点に役場と観光公社の計6人配置し、役場についても情報伝達のための2名、道路パトロールで2名、合計毎日10名を配置する体制をつくり、特殊かつ複雑なマニュアルによって、白根山の状況を監視しつつ、開通、一時通行止めといった判断を日々行ってまいりました。

この例外的通行は、当時の町内経済のダメージを抑制するための措置であったと認識しておりますが、今後当時と実際に同じような体制が組めるかと考えたとき、利用者の安全性や監視員等の安全確保において、大きな課題があるものと考えております。

加えて、データ的に見ますと、気象庁の活動評価より細分化されたことで、分析に関しての時間が割かれ、方向性や結論を出すにもより慎重さが求められ、時間がかかるようになっている状況から難しい状況にあると言えます。

したがって、噴火警戒レベル2である間は通行止めが継続されることはもとより、例外的通行を実施することに関しては、相当ハードルが高く、レベル1の静穏化に近づくことが条件となるのではないかという見解であります。

ただし、草津白根山を中心とした志賀草津高原ルートの雄大な景色は、草津町の重要な資源であり、そのすばらしい自然環境を後世にしっかりと引き継いでいくことは大切なことと思っております。

また、安齋議員のご指摘のとおり、今後の新レストハウスの完成や民間が進めている複数の新たな宿泊施設の新規オープンなど、さらに注目されていくエリアになると見ております。

そのため、警戒レベルが1に引き下がった段階で道路通行の再開通を行い、遊歩道を含めた山の立入りの在り方などについては、4月に開催する草津白根山火山防災会議協議会において、気象庁と火山学者、また警察や群馬県、さらには長野県側の関係者との情報共有を図りつつ、慎重に検討してまいりたいと思います。

草津白根山、そして、志賀高原ルートの重要性については、安齋議員と同様、十分に認識しているところでございますが、実情等を踏まえ、ご理解とご協力をお願い申し上げ、安齋議員からの一般質問に対する答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） どうぞ。

〔2番 安齋 努君 登壇〕

○2番（安齋 努君） ご答弁ありがとうございます。

それに関してなんですが、先ほど私申し上げた火山調査委員会、これ、定期的で開催されているようですが、この委員会の中には、先ほどおっしゃられました気象庁の長官も同じテーブルに着かれているようです。

そういう席において、大きな噴火の兆候はないという報告がなされたわけですから、やはりこれは我々としては前向きな気持ちに一步前進したのかなという、そういう気持ちでありますので、何とぞ、会議が今度4月にあるというふうに今伺いましたが、そのときにこ

ういう調査も出ているということをぜひ押していただくこと。

それから、あとはルート上にカルバートの避難小屋がいっぱいできていますよね。昔は、私が子供の頃、あれ全然なかったです。総務課長にお忙しいところ調べていただいて、本当に申し訳ございません、ありがとうございました。これは昭和58年ぐらいから徐々に造られていったものだそうです。そして、今、町が設営したものが14か所あるということで、これは、一遍に造られたわけじゃないですから、少しずつ造られたんですけれども、レベル2で車を限定して通したとき、このときも造られたようです。それで、全体では千万単位のお金がかかっていると思うんですが、まさに今レベル2ですから、その状態じゃないですか。これを利用しない手は、より利用しないにもちろんこしたことはないんですけれども、あれが単なる飾り物にならないような、レベル2でも、こういうのがあるよということがあれば、通られるお車も安心していけるんじゃないかなというふうに思います。

それから、今、町長おっしゃいました、人員が必要であるということですよ、分かります。私も前、商工会の理事やらせていただいたときに、商工会からの依頼で、天狗山の除雪の基地のところで車止めて、それで、パンフレット配った、もう、それ、何回かやった覚えが、今でも覚えています。

そういうことをやれば、開けられるのであれば、たとえ今人が少なくても、どこも大変なんですけれども、町の観光のためですよ。これだったら、町の皆さん、ぜひ協力してくれということで、町のほうからの依頼があれば、やってくれると思います。ぜひ積極的にそこら辺アプローチしていただければと思いますね。

それから、レベル2といっても、レベル1に近い2なのか、レベル3に近い2なのかによっても大分違うとは思いますが、来月開かれる会議で、今のレベル2の状態、どうやったら、向こうがレベル1になったから、はい、いいよ、通っていいよという気象庁とか県が言う、そういう待っているそういう受け身の状態じゃなくて、今のレベル2の状態では、どうやったら通れるんだいという、そういう問いかけをぜひ町のほうとしては、気象庁や県や、そういうふうに向こう側に投げかけていただけたらなと思います。

そこら辺、いかがでしょうか。ちょっと町長、最後にそのレベル2で開けるにはどうしたらいいかという問いかけをこちらのほうから投げかけていく、そういう姿勢に関してはいかがでしょうか、ちょっと最後をお願いします。

○議長（宮崎謹一君） 要望でよろしいですか。

○2番（安齋 努君） いや、ちょっと質問です。お願いします。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 宮崎公雄君 登壇〕

○町長（宮崎公雄君） ご心配な旨は非常に私も同じように思っております。

しかし、白根火山防災会議協議会というのがあります。これは、4月に行われるわけでございます。その中を十分検討して、そして、こちらの意見も言いながら、そういった意見を進めていきたいと思いますが、今のところ、じゃ、町はやりたいということに関しては、ちょっと今のところ難しいということをはっきり申し上げたいと思います。

ただし、そういったことがあるということはお伝えさせていただきたいと思います。

以上です。

○2番（安齋 努君） ありがとうございました。よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） 以上で、一般質問を終了いたします。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（宮崎謹一君） これをもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

ここで、町長より3月定例議会の閉会に当たり、挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

町長。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 宮崎公雄君 登壇〕

○町長（宮崎公雄君） それでは、議員の皆様、これまで3月定例の開催に当たり一旦の区切りをして、ご挨拶を申し上げます。

このたびの定例議会に上程させていただいた令和8年度当初予算をはじめ、追加議案を含む30議案につきまして、議員の皆様から真剣なる審議をいただきましたことを厚く感謝申し上げます。

審議の結果、一般会計の当初予算が否決となったこと、これは町長として重く受け止めるとともに、議員の皆様からいただいた貴重なご意見、ご指摘を真摯に受け止め、何しろ町民生活に支障がいかないよう、内容を精査した上で今後の対応について検討してまいりたいと存じます。

一方、可決いただきました各種予算及び条例の執行に当たりましては、職員一丸となって

より効率的で効果的な行政運営を努めてまいりたいと思います。引き続き議員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げたいと思っています。

それから、定例議会といたしまして、今回を最後に、3月31日をもって役職定年を迎える課長が2人おりますので、私のほうから紹介をさせていただきます。

初めに、生活環境課の宮崎雄一課長であります。彼は、課長として7年間老朽化した草津町クリーンセンターの維持、修繕を続けながら、ごみ処理行政を滞ることなく執行してこられました。また、吾妻環境施設組合によって現在進めている新ごみ処理施設整備運営事業においても担当課長会議などで専門的な見地を生かし、事業の推進の一翼を担っておいりました。

次に、会計課の一場礼子課長であります。彼女は、福祉課長を1年3か月務めた後、会計管理者及び会計課長として4年9か月会計業務を統括し、公金の出納や保管及び決算の調整など、草津町の適正な予算執行を確保するための非常に重要な職務を的確に遂行し、健全な財政運営をされてくれました。

2人とも定年退職は3年ということなので、課長職ならずとも一般職として引き続き頑張ってくださいと予定となっています。

議員の皆様には長きにわたり課長として2人をご指導いただき、また、大変お世話になったこと、私からも感謝と御礼を申し上げ、3月議会の閉会に関して私からの挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮崎謹一君）　続きまして、私のほうから3月議会の閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

ただいま町長からもお話ございましたように、長年に草津の行政に携わっていただきました皆様が定年退職ということでございます。これをもちまして、町を去るということでございますが、まだまだお若いので、ぜひその力をこれからも町にお貸し願いたいと思います。よろしくお願いします。

そして、また、副町長におかれましても今月いっぱいというようなことでございますので、本当に長い間ご苦労さまでした。我々議会といたしましても心より感謝を申し上げます。

そして、また、今町長のほうから話がございましたが議案第12号一般会計、59億というような大きな金額でございます。これが執行が遅れますと、町民の生活、また、町の自治体の執行にも遅れを生じるということは、非常に町にとってマイナスということでございますので、ぜひ議員の皆さん方からの寄せられた要望等々も加味しながら、ぜひすばらしい会計を

もう一度つくり直していただいて、お示しいただきたいというふうに思っております。

これは、時間が大変切迫しておりますので、我々議会といたしましても、ご相談があれば、全員協議会等々は開かせていただき、進めてまいりたいというふうに思っております。

町民生活に遅れのないように、そしてまた、町行政に遅れのないように、ぜひとも皆様方のお力を、大変わがままな願いかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

また、議会の皆さん方もそれぞれの思いでこの議会に臨んだわけでございます。やはり我々は町民の代表として町行政にいろいろお願いをし、また、協力をしてまいる立場でございますので、ぜひとも広い心で町行政に対して、我々議会としても努めてまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

大変3月議会ということで皆様方お忙しい中、幾日も足を運んでいただきましたが、これが一つの町の令和8年の足がかりとして、よりよいまちづくりの一步として進めることを願っております。よろしくお願いいたします。

皆様方のご健康をお祈りいたしまして、私からのご挨拶といたします。

今日、また、傍聴の方もたくさんいらっしゃっております。草津町の実情をぜひご理解いただき、これからも草津町にとりまして、ご助言等々いただけましたら、よろしくお願いいたしますと思います。ありがとうございました。

これで終了といたします。

議事は全て終了いたしますが、ここで、先ほどお話し申しました今月末で退任されます福田隆次副町長からご挨拶という申出がございますので、よろしくお願いいたします。

〔副町長 福田隆次君 登壇〕

○副町長（福田隆次君） お疲れのところお時間を頂戴しまして、恐縮しております。

ご案内のとおり、3月31日をもちまして、副町長の職を辞すこととなりました。議会の皆様にはご同意をいただいた任期はまだ2年を余すところでございますけれども、今般の町政の変更、そして、それが刷新という名の下に行われますので、私にとってもちょうどいい区切りであるかなと思ひまして、判断をさせていただいております。

振り返りますと、私もこの役場に入庁して47年が過ぎようとしております。最初の拝命したものが、今のスキー場の事業部というところでございまして、事業部のほうでは、その頃、今取り壊して建設をしています天狗山レストハウス、こちらの新築工事が開始された年でもありました。

それ以降は、私が町長のほうから命を受けたものは、誘客対策というものが20年ございま

した。観光施設でいけば、大滝乃湯に始まりまして、音楽の森のスキー場、ゴルフ場、コンサートホール、静可山のスキー場、天狗山のプレイゾーンというものが施設でした。

観光行政の中では、当時はアナログチックな観光、宣伝というところで、対面宣伝が中心だったものですから、東京を中心にして首都圏、名古屋、大阪、新潟、東北、こちら新規顧客開拓ということで、毎日、毎日出かけていったものでございます。

その中で、イベントがあったのは、ツールド草津とサッカーフェスティバル、ダンスフェスティバル、それからウオークラリーというようなことで、こちらはイベントやることによって、お客様参加が今後はリピーターに変わるというような宣伝をしてきました。

そして、そこからが大変でございました。次の10年は財政改革でした。一般会計、千客万来事業会計、そして、最後が草津観光公社の財務改革というものは、副町長になってからも引き続き続きまして、この20年間は財政改革ということでございました。

そうした中で、今振り返りますと、この20年間の中で財政改革をしてきたわけですがけれども、今思いますと、この入り込みとそれから財政改革を考えたときに、完全ではないけれども、ある程度の成果が出せたかなと。当初いただいた命に関しては結果が出たかなというようなところもございまして、冒頭に申し上げました区切りのつく機会かなというふうな形で判断をさせていただいております。

私のほうの議会のほうの思い出としましては、委員会のほうは25歳から参加をしていましたので、もう40年を超えております。本会議のほうは課長となつてからですので、20年携わっております。そうした中で、当時の委員会というのは、夜10時を超えてもまだやっているというようなことは珍しいことではなかったです。新しい事業が多かったということもありますけれども、そういう中で熱い議論が深夜まで交わされたことが思い出されます。

本会議におきましては、課長になって初めて提出した議案が千客万来事業部の当初予算と観光公社への指定管理者の指定という議案でしたけれども、こちらのほうは初めて出しまして、見事に否決をいただきました。その否決の案件でしたけれども、そのことが後の私にとっての行政運営、それから議会対策、資料管理というようなところでは礎になった出来事だったなというふうに思っております。

今回も否決案件ございましたけれども、私にとっては、否決に始まって否決で幕を閉じると、これもいかにも福田らしい結末かなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、議会の皆様とは議論を交わしながら、ずっと続けてきたわけですがけれども、今となつて思うのも感謝の言葉しかございません。大変議会の皆様にはお世話

になりました。ここで培ったものについて、養ったものについての経験、そして知見につきましては、ここに今います部課長たちにしっかりとつないでまいりますので、ぜひとも今後ともよろしく願い申し上げます。本当にありがとうございました。お世話になりました。

〔拍手〕

○議長（宮崎謹一君） 福田副町長におかれましては、大変長きにわたり草津町の行政のためにご尽力いただき、誠にありがとうございました。大変今までの思い出等々お話をいただきまして、それが草津町の今日の礎になったというふうに私も感じております。今月末をもちまして、ご勇退をされるわけでございますが、第二の人生として、何よりもお体をご自愛いただきまして、これからのますますのご活躍をご祈念申し上げます。

また、議会を代表いたしまして、今までいろいろお世話になったことを、また、わがまとも言ったことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。これからもすぐ隣におりますので、ご指導よろしく願いいたします。ありがとうございました。

以上で、令和8年草津町議会第2回定例会を閉会といたします。

大変ありがとうございました。

閉会 午後 4時34分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 宮 崎 謹 一

署 名 議 員 安 井 尚 弘

署 名 議 員 小 林 純 一